

14. 4-478



1200501206608

14.4  
8



始





時事鑑



昭和十年

時事新報社編纂



資本金壹億五千萬圓  
積立金六千五百萬圓



支店全國 百參拾箇所



株式會社 安田銀行  
東京市麹町區大手町

火災保險  
海上保險

運送保險

傷害保險

信用保險

盜難保險

自動車保險

硝子保險

森林保險

火災保險の開祖

資本金壹千萬圓  
諸積立金壹千五百四萬圓  
總保險契約高 五拾四億七千萬圓

  
東京火災保險株式會社

取締役社長 男爵 四條隆英  
取締役副社長 南 莞爾

本店 東京市麹町區大手町一丁目  
支店 大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋、仙臺、福岡、京塚  
代理店 内地、滿洲、支那、印度及歐米主要地四千八百餘ヶ所



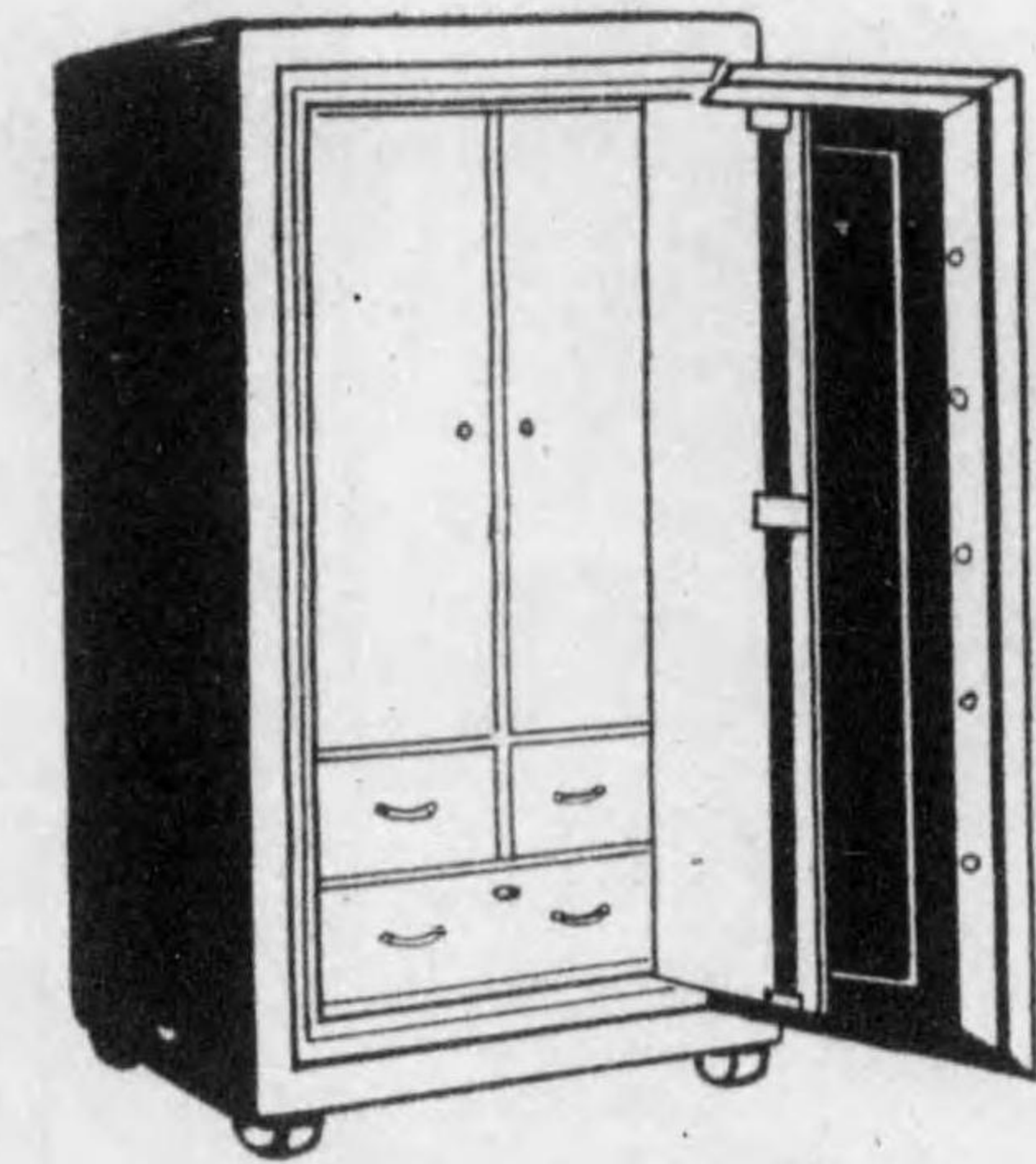
東電のフラウトパン



# 竹内金庫

精密優秀なる年鑑は  
 日常智識の糧であり  
 堅牢優美なる金庫は  
 平生安心の鍵である

(型録通号)



町喰馬・京東

竹内金庫店

番〇六二五  
 番二六二五 (67) 花渡話電



昭和十年版  
時事新報



時事新報社編

14.4  
478

理想の生命保険

確 實  
低 廉  
親 切

會社は相互にして  
加入者の共有なり  
本年も亦最高率の  
利益配當(最高十二割)  
を爲せり



東京市京橋區

第一生命保險相互會社

案内書贈呈

電話京橋(56) 三六、三六、三六、三六、三六  
振替口座東 三六、三六、三六、三六、三六  
京一三、一三、一三、一三、一三  
番



憲法

憲法 五五
【帝國憲法】
憲法發布勅語 五五
天皇 五五
臣民權利義務 五五
帝國議會 五五
國務大臣及樞密顧問 五五
司法 五五
會計 五五
補則 五五
【皇室典範】
皇位繼承 五五
踐祚、即位 五五
成年、立后、立太子 五五
敬稱 五五
太傅 五五
皇族 五五
世傳御料 五五
皇室經費 五五
皇族訴訟及懲戒 五五
皇族會議 五五
補則 五五
【公式令】
勅旨言語の形式 五五
詔書、勅書 五五
法律、勅令 五五
國際條約 五五

皇室

皇室 五五
豫算 五五
閉令及省令 五五
法令施行日記算 五五
官報 五五
國書、親書 五五
官記 五五
辭令書 五五
舊記、位記、勳記、證狀 五五
天皇 五五
皇太后 五五
皇弟 五五
皇太子 五五
宮中 五五
御降下皇族 五五
御降下皇族 五五
皇族御官公職 五五
御學業中の皇族 五五
皇族御服費 五五
宮廷御料 五五
親王御誕生 五五
恩赦令 五五
其他 五五
歷代天皇 五五
攝政、關白 五五
將軍 五五
宮中席次 五五
皇居 五五
京都皇居 五五
青山御所 五五
離宮、御苑 五五

爵位勳功

爵位勳功 五五
華族令要旨 五五
有爵者一覽 五五
授爵失爵等 五五
位階令要旨 五五
勳章規定 五五
記章褒賞規定 五五
高級勳章者一覽 五五
高勳勳章者一覽 五五
有位者人員 五五

土地人口

土地人口 五五
位置 五五
主要地經緯度 五五
全版圖 五五
大河 五五
大湖沼 五五
大原野 五五
主要火山 五五
道府縣別面積 五五
人口増加趨勢 五五
全國世帯人口 五五
地方別世帯人口 五五
府縣別世帯人口 五五
都市世帯人口 五五
都市村落人口 五五
職業別人口 五五
年別人口 五五
人口毎五歲別 五五
人口有配偶、無配偶別 五五
本籍人口 五五
内地本籍人口 五五
身分別出生數 五五
昭和八年推計人口 五五
夫婦關係繼續期間別 五五
離婚 五五

政治

政治 五五
【帝國議會】
議會閉閉 五五
議院の成立 五五
初期以來の議會 五五
兩院協議會 五五
第六十五議會成立法律案 五五
【氣象】
各地氣溫風速降水量 五五
濕度記錄 五五
各地霜雪期 五五
六大都市及北海道朝鮮 五五
臺灣太平洋晴雨日數 五五
昭和八年全國氣象摘要 五五
地震 五五
著名地震 五五
關東地震被害記錄 五五
天氣信號 五五
暴風警報 五五

金融及商業

金融及商業 五五
粗製糖、樟腦油製 五五
造高 五五
樟腦及樟腦油賣渡高 五五
財界一般狀況 五五
事業界の狀況 五五
金融界近況 五五
證券界と貿易 五五
【金融】
銀行數 五五
銀行總勘定 五五
手形交換所社員銀行 五五
勘定 五五
日銀貸出最高最低 五五
全國預金貸出內容 五五
銀行地方別 五五
銀行合併數 五五
全國主要銀行 五五
東京主要銀行 五五
外國銀行 五五
外國銀行營業概況 五五
手形交換高 五五
不拂手形 五五
貨幣製造、發行高 五五
兌換券發行高 五五
銀行券發行高 五五
紙幣銀行券流通高 五五
正貨現在高 五五
通貨流通割合 五五
小額紙幣現在高 五五
公社債現在高 五五
銀行債現在高 五五
農工債現在高 五五
會社債現在高 五五
財團抵當起債額 五五

郵便貯金

郵便貯金 五五
郵便貯金現在高 五五
郵便貯金職業別 五五
郵便貯金地方別 五五
郵便貯金受拂高 五五
郵便貯金增加の大勢 五五
振替貯金受拂高 五五

國防

國防 五五
陸海軍沿革 五五
兵役 五五
武官俸給 五五
軍人恩給 五五
特別賜金 五五
死亡賜金 五五
軍費趨勢 五五
武官人員俸給 五五
軍人恩給受領人員金額 五五
國軍近狀 五五
【海軍】
艦艇一覽表 五五
艦艇數 五五
海軍區(重港、要港) 五五
志願兵徵募區 五五

外交

外交 五五
經濟外交の飛躍 五五
日英通商戰 五五
日印會商 五五
日蘭協議會 五五
日支接近問題 五五
日滿交歡 五五
動搖する日露關係 五五
日米事情 五五
軍縮會議と帝國 五五
排日課題三件 五五
雜件 五五

財政

財政 五五
豫算綱要 五五
歳入、歳出 五五
歳入歳出純計 五五
豫算費目割合 五五
一般會計歳入出 五五
特別會計歳入出 五五
特別會計所屬繼續費 五五
特別會計所屬繼續費 五五
剩餘金 五五
特別資金及資本 五五
大藏省預金部資金及其 五五
運用 五五
國債發行一覽 五五
國債發行現在高 五五
國債所有者別 五五
國債利子支拂額 五五
國債一人負擔額 五五
借入金 五五
國有財產現在額 五五
國富 五五
國富對國民所得 五五
【租稅】
國稅率 五五
國稅納期一覽 五五
租稅總覽 五五
國稅負擔額 五五







|              |    |             |    |
|--------------|----|-------------|----|
| 教育界近況        | 五七 | 公立高等學校      | 五七 |
| 教職員待遇        | 五八 | 公立高等學校      | 五七 |
| 諸學校志願者入學狀況   | 五九 | 私立高等學校      | 五七 |
| 外國教員、學生生徒    | 六〇 | 高等師範學校      | 五七 |
| 教科用圖書檢定數     | 六一 | 私立專門學校      | 五七 |
| 小學校教科書發行高    | 六二 | 卒業生就職狀況     | 五七 |
| 政府准則外の學校     | 六三 | 文部省所管外諸學校   | 五七 |
| 小學校教員        | 六四 | 【大學】        | 六三 |
| 小學校兒童數       | 六五 | 帝國大學        | 六三 |
| 小學校代用教員數     | 六六 | 官立大學        | 六三 |
| 小學校教員檢定合格者   | 六七 | 公立大學        | 六三 |
| 小學校教員月俸平均額   | 六八 | 帝國大學官立大學現況  | 六三 |
| 學齡兒童數        | 六九 | 帝大教員、學生數    | 六三 |
| 幼稚園保母幼兒數     | 七〇 | 公立大學現況      | 六三 |
| 盲聾學校教員、生徒    | 七一 | 帝國大學資金      | 六三 |
| 中學校教員、生徒     | 七二 | 官立大學普通資金    | 六三 |
| 高等女學校教員、生徒   | 七三 | 【學術界】       | 七二 |
| 私立中等學校教員、生徒  | 七四 | 海外留學生       | 七二 |
| 師範學校教員、生徒    | 七五 | 學士數         | 七二 |
| 中等學校檢定合格者    | 七六 | 博士數         | 七二 |
| 中等學校教員平均俸給   | 七七 | 學術研究會議      | 七二 |
| 實業學校教員、生徒    | 七八 | 帝國學士院       | 七二 |
| 實業補習學校教員生徒   | 七九 | 日本學術振興會     | 七二 |
| 官立專門學校       | 八〇 | 理化學研究所      | 七二 |
| 學科別實業學校教員、生徒 | 八一 | 啓明會         | 七二 |
| 實業教員養成所      | 八二 | 東照宮記念會育英資金  | 七二 |
| 實業補習教員養成所    | 八三 | 有栖川宮記念會育英資金 | 七二 |
| 青年訓練所        | 八四 | 【出版】        | 八二 |
| 教育費          | 八五 | 出版圖書        | 八二 |
| 【高等專門學校】     | 八五 | 新聞紙及雜誌      | 八二 |
| 官立專門學校       | 八六 | 新聞紙現在數      | 八二 |
| 高等學校、教員、生徒   | 八七 | 官報發行部數      | 八二 |

|            |    |             |    |
|------------|----|-------------|----|
| 妊婦分娩期      | 四三 | 肺結核死亡者年齢別   | 四七 |
| 小兒病の原因と其病狀 | 四三 | 肺結核死亡割合     | 四七 |
| 應急手當       | 四三 | 中道者         | 四七 |
| 人工呼吸法      | 四三 | 精神病者數       | 四七 |
| 下劑、瀉腸の仕方   | 四三 | 癲癇患者數       | 四七 |
| 酸素吸入       | 四三 | 種痘人員        | 四七 |
| 蒸氣吸入       | 四三 | 失明者及原因      | 四七 |
| 傳染病潜伏期     | 四三 | 乳幼児失明者      | 四七 |
| 寄生蟲        | 四三 | 學生生徒近視眼比率   | 四七 |
| 消毒方法       | 四三 | 學生生徒及兒童發育標準 | 四七 |
| 井水消毒法      | 四三 | 體重、胸圍       | 四七 |
| 家庭常備藥品     | 四三 | 幼稚園幼兒平均體格   | 四七 |
| 化粧品製法      | 四三 | 乳兒平均體格增加表   | 四七 |
| 鑛泉と適應症     | 四三 | 壯丁體格        | 四七 |
| 人工浴        | 四三 | 學歴別壯丁體格     | 四七 |
| 日光浴        | 四三 | 壯丁花柳病       | 四七 |
| 保健ニユース     | 四三 | 農村民體格       | 四七 |
| 【統計】       | 四三 | 婦人發育狀況      | 四七 |
| 醫師及藥劑師     | 四三 | 東西婦人體格      | 四七 |
| 產婆及看護婦     | 四三 | 在内外邦人兒童體格比較 | 四七 |
| 藥局、藥業者     | 四三 | 上下水道        | 四七 |
| 鍼灸按摩業者     | 四三 | 下水道         | 四七 |
| 病院         | 四三 | 太陽系         | 四七 |
| 病院患者數      | 四三 | 恒星          | 四七 |
| 生産死産比例     | 四三 | 地球に關する恒數    | 四七 |
| 死亡原因       | 四三 | 時差          | 四七 |
| 主要死因年齢別    | 四三 | 雲の種類        | 四七 |
| 主要死因年齢別    | 四三 | 風の種類        | 四七 |
| 乳兒死亡       | 四三 | 地震の種類       | 四七 |
| 都市乳兒死亡主要原因 | 四三 | 光の速度        | 四七 |
| 傳染病患者死亡者   | 四三 | 人種學的時代      | 四七 |
| 傳染病死亡者     | 四三 | 物體の融解點及蒸發點  | 四七 |
| 肺結核死亡者     | 四三 |             |    |

|             |    |
|-------------|----|
| 家庭諸知識       | 四七 |
| 肺結核死亡者年齢別   | 四七 |
| 肺結核死亡割合     | 四七 |
| 中道者         | 四七 |
| 精神病者數       | 四七 |
| 癲癇患者數       | 四七 |
| 種痘人員        | 四七 |
| 失明者及原因      | 四七 |
| 乳幼児失明者      | 四七 |
| 學生生徒近視眼比率   | 四七 |
| 學生生徒及兒童發育標準 | 四七 |
| 體重、胸圍       | 四七 |
| 幼稚園幼兒平均體格   | 四七 |
| 乳兒平均體格增加表   | 四七 |
| 壯丁體格        | 四七 |
| 學歴別壯丁體格     | 四七 |
| 壯丁花柳病       | 四七 |
| 農村民體格       | 四七 |
| 婦人發育狀況      | 四七 |
| 東西婦人體格      | 四七 |
| 在内外邦人兒童體格比較 | 四七 |
| 上下水道        | 四七 |
| 下水道         | 四七 |
| 太陽系         | 四七 |
| 恒星          | 四七 |
| 地球に關する恒數    | 四七 |
| 時差          | 四七 |
| 雲の種類        | 四七 |
| 風の種類        | 四七 |
| 地震の種類       | 四七 |
| 光の速度        | 四七 |
| 人種學的時代      | 四七 |
| 物體の融解點及蒸發點  | 四七 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 主要合金成分          | 四八 |
| 物體硬度            | 四八 |
| 温度              | 四八 |
| 焔の温度            | 四八 |
| 寒熱              | 四八 |
| 大氣の成分           | 四八 |
| 土地高低、氣壓と水沸騰點の關係 | 四八 |
| 各種速度比較          | 四八 |
| 重要發明、發見         | 四八 |
| 人體各機關重量         | 四八 |
| 動物園野獸死亡率        | 四八 |
| 動物生産力           | 四八 |
| 【諸單位】           | 四八 |
| 内外度量衡比較         | 四八 |
| 理化學的諸單位         | 四八 |
| 活字稱呼            | 四八 |
| 内外國貨幣純分比價換算     | 四八 |
| 書籍寸法            | 四八 |
| 時計寸法            | 四八 |
| 帽子寸法            | 四八 |
| カラット            | 四八 |
| 各種裝身具寸法         | 四八 |
| 各種の噸            | 四八 |
| 各種の斤            | 四八 |
| 織物の單位           | 四八 |
| 包裝單位            | 四八 |
| 建築材料寸法          | 四八 |
| 雜單位             | 四八 |
| 重要商品相場單位        | 四八 |
| 【日常重寶】          | 四八 |
| 服忌              | 四八 |
| 護生石             | 四八 |
| 暑さと道路の温度        | 四八 |

|             |    |
|-------------|----|
| 事物の起源       | 四九 |
| 洋裝指針        | 四九 |
| 各種寶金、報酬     | 四九 |
| 瓦斯に關する注意    | 四九 |
| ラヂオ小識       | 四九 |
| 家庭電化        | 四九 |
| 各種燃料比較      | 四九 |
| 家具食器手入法     | 四九 |
| しぬき法        | 四九 |
| 常用漢字        | 四九 |
| 外國語の寫し方     | 四九 |
| 羅馬字         | 四九 |
| 亞拉比亞數字、羅馬數字 | 四九 |
| 點字          | 四九 |
| 各國辭典收容語數    | 四九 |
| 【文藝美術】      | 四九 |
| 文壇近事        | 四九 |
| 美術界近事       | 四九 |
| 主要展覽會成績     | 四九 |
| 骨董入札        | 四九 |
| 重要美術品       | 四九 |
| 博物館、美術館     | 四九 |
| 現代漢文        | 四九 |
| 現代美術家       | 四九 |
| 【演藝】        | 四九 |
| 演劇界展望       | 四九 |
| 主要劇場出し物     | 四九 |
| 映畫界         | 四九 |
| 最近封切映畫      | 四九 |
| 音樂舞踊界       | 四九 |

|            |    |
|------------|----|
| 俳優         | 五〇 |
| 映畫俳優       | 五〇 |
| 洋樂家        | 五〇 |
| 能樂家        | 五〇 |
| 邦樂、舞踊家     | 五〇 |
| 講談落語家      | 五〇 |
| 常設劇場數      | 五〇 |
| 常設活動寫眞館數   | 五〇 |
| フィルム檢閱數    | 五〇 |
| 常設演藝場數     | 五〇 |
| 六大都市著名劇場   | 五〇 |
| 六大都市講堂     | 五〇 |
| 【圍碁將棋】     | 五〇 |
| 圍碁         | 五〇 |
| 現代碁客       | 五〇 |
| 將棋         | 五〇 |
| 現代碁客       | 五〇 |
| 聯珠         | 五〇 |
| 運動競技       | 五〇 |
| 國際競技概觀     | 五〇 |
| デ杯戰と極東大會   | 五〇 |
| 國內競技界      | 五〇 |
| 最近一年間の行事   | 五〇 |
| 野球         | 五〇 |
| 庭球         | 五〇 |
| 蹴球         | 五〇 |
| ラグビー       | 五〇 |
| サッカー       | 五〇 |
| ゴルフ        | 五〇 |
| 卓球         | 五〇 |
| 陸上競技       | 五〇 |
| マラソン       | 五〇 |
| 公認陸上競技日本記録 | 五〇 |

|              |    |
|--------------|----|
| 世界陸上競技公認記録   | 五一 |
| 世界オリムピック陸上記録 | 五一 |
| 世界女子オリムピック記録 | 五一 |
| 極東選手權記録      | 五一 |
| 水泳           | 五一 |
| 競漕           | 五一 |
| モーター・ボート     | 五一 |
| スキー、スケート     | 五一 |
| 【武道、相撲、其他】   | 五一 |
| 柔剣道          | 五一 |
| 柔道           | 五一 |
| 相撲           | 五一 |
| 馬術           | 五一 |
| 乗馬競技         | 五一 |
| 登山           | 五一 |
| 綜合競技         | 五一 |
| 東西ニユース       | 五一 |
| 地方高官及議長一覽    | 五一 |
| 市長及市會議長一覽    | 五一 |
| 地方費膨脹趨勢      | 五一 |
| 地方費歳入        | 五一 |
| 道府縣歳入        | 五一 |
| 道府縣歳出        | 五一 |
| 直接税負擔額       | 五一 |
| 市歳入          | 五一 |
| 地方税制限外課税額    | 五一 |
| 雜種稅          | 五一 |
| 都市農村負擔比較     | 五一 |
| 地方債          | 五一 |

|               |    |
|---------------|----|
| 裁判、警察         | 五二 |
| 裁判所の權限        | 五二 |
| 裁判所配置         | 五二 |
| 裁判所長官一覽       | 五二 |
| 訴訟記録          | 五二 |
| 裁判所及職員        | 五二 |
| 裁判事件總數        | 五二 |
| 民事事件          | 五二 |
| 民事訴訟種類        | 五二 |
| 民事訴訟物價額       | 五二 |
| 督促事件          | 五二 |
| 和解事件          | 五二 |
| 和議事件          | 五二 |
| 強制執行處分數       | 五二 |
| 債權事件          | 五二 |
| 借地借家調停        | 五二 |
| 商事調停          | 五二 |
| 非訟事件          | 五二 |
| 供託事件          | 五二 |
| 公證人事務         | 五二 |
| 執達吏事務         | 五二 |
| 民事新訴人口比例      | 五二 |
| 登記種類別         | 五二 |
| 國籍取得、回復、離脱    | 五二 |
| 相續、贈與、賣買に依る登記 | 五二 |
| 外國人に対する民事訴訟   | 五二 |
| 訴訟審理期間        | 五二 |
| 刑事事件總數        | 五二 |

|           |    |
|-----------|----|
| 執行猶豫      | 五三 |
| 刑事被告人處分數  | 五三 |
| 刑法犯罪人員    | 五三 |
| 刑法犯罪名別    | 五三 |
| 刑法犯罪名別    | 五三 |
| 特別犯罪人員比例  | 五三 |
| 外國人有罪人員   | 五三 |
| 刑事上訴事件    | 五三 |
| 執行刑       | 五三 |
| 猶豫者再犯狀況   | 五三 |
| 猶豫者保護者有無別 | 五三 |
| 少年審判所及職員  | 五三 |
| 少年審判所取扱人員 | 五三 |
| 【日常法規】    | 五三 |
| 無能力者      | 五三 |
| 時効        | 五三 |
| 利息制限      | 五三 |
| 借地、借家     | 五三 |
| 親等表       | 五三 |
| 刑罰        | 五三 |
| 【行刑】      | 五三 |
| 刑務所職員     | 五三 |
| 在監受刑者     | 五三 |
| 受刑者刑罰別    | 五三 |
| 受刑者國籍別    | 五三 |
| 新受刑者種別    | 五三 |
| 免囚保護人員    | 五三 |
| 新受刑者職業別   | 五三 |
| 【警察】      | 五三 |
| 治安警察      | 五三 |

|            |    |
|------------|----|
| 行政執行       | 五四 |
| 過激行爲取締     | 五四 |
| 暴力行爲取締     | 五四 |
| 警察官署、職員    | 五四 |
| 檢察官署、職員    | 五四 |
| 違警罪處分件數    | 五四 |
| 行政執行處分     | 五四 |
| 未成年者禁煙禁酒違反 | 五四 |
| 自殺者        | 五四 |
| 被殺害者       | 五四 |
| 棄兒         | 五四 |
| 消防署及消防組    | 五四 |
| 主要消防機械器具   | 五四 |
| 火災         | 五四 |
| 警察取締營業者    | 五四 |
| 遊廓、料理店、其他  | 五四 |
| 遺失物及拾得物    | 五四 |
| 【社會事業】     | 五四 |
| 軍事扶助團體統制實施 | 五四 |
| 其他近狀一覽     | 五四 |
| 社會事業一覽     | 五四 |
| 地方社會事業補助   | 五四 |
| 社會事業獎勵助成   | 五四 |
| 社會事業費      | 五四 |
| 社會事業融資金額   | 五四 |
| 兒童保護       | 五四 |
| 失業救済及防止    | 五四 |
| 救済         | 五四 |
| 行旅病人       | 五四 |
| 行旅死亡人      | 五四 |
| 軍務保護       | 五四 |
| 醫療保護       | 五四 |
| 釋放人保護      | 五四 |
| 其他の保護      | 五四 |

|            |    |
|------------|----|
| 公益質屋       | 五五 |
| 共同宿泊所      | 五五 |
| 健康保險       | 五五 |
| 公益市場       | 五五 |
| 共済會堂       | 五五 |
| 共済組合       | 五五 |
| 消費組合       | 五五 |
| 住宅組合       | 五五 |
| 職業紹介所數     | 五五 |
| 職業紹介成績     | 五五 |
| 知識階級職業紹介成績 | 五五 |
| 船員職業紹介     | 五五 |
| 少年職業紹介成績   | 五五 |
| 營利職業紹介成績   | 五五 |
| 日僱労働紹介成績   | 五五 |
| 失業統計       | 五五 |
| 職業婦人收支調    | 五五 |
| 生計費指數      | 五五 |
| 家計費調査      | 五五 |
| 【指針】       | 五五 |
| 健康體        | 五五 |
| ビタミン       | 五五 |
| 食物の栄養價     | 五五 |
| カロリーの要求量   | 五五 |
| 食物消化時間     | 五五 |
| 食品貯藏法      | 五五 |
| 藥に於ける野果果物  | 五五 |
| 酒類酒精含有量    | 五五 |
| 煙草ニコチン含有量  | 五五 |
| 乳兒に與ふる牛乳   | 五五 |
| 乳汁成分       | 五五 |
| 乳兒の食餌      | 五五 |
| 乳兒の體重身長    | 五五 |
| 嬰兒の發育      | 五五 |



|            |     |           |     |            |     |
|------------|-----|-----------|-----|------------|-----|
| 世界各國々富     | 六五二 | 世界各國航路標識數 | 六四八 | 世界各國統治者    | 六四二 |
| 列國々民所得     | 六五三 | 世界各國海岸線   | 六四九 | 世界各國內閣一覽   | 六四三 |
| 世界各國貯金高    | 六五三 | 世界大連河     | 六五〇 | 主要國內閣壽命    | 六四三 |
| 世界各國銀行預金高  | 六五三 | 世界大トネル    | 六五〇 | 列國大統領及閣僚年俸 | 六四三 |
| 主要國手形交換高   | 六五三 | 世界の長橋     | 六五〇 | 各國議員歳費     | 六四三 |
| 世界各國金準備保有高 | 六五三 | 世界著名水道    | 六五〇 | 主要國々會黨派別   | 六四三 |
| 世界各國紙幣流通高  | 六五三 | 世界の大燈臺    | 六五〇 | 世界各國無產者代表議 | 六四三 |
| 世界主要國國際貨借  | 六五三 | 世界の高樓、高塔  | 六五〇 | 世界各國選舉者代表議 | 六四三 |
| 外國爲替相場一覽表  | 六五三 | 【宗教教育】    |     | 【軍事】       |     |
| 主要國中央銀行割引率 | 六五三 | 世界の諸宗教    | 六五〇 | 列國海軍勢力概要   | 六四四 |
| 世界各國貿易易歩合  | 六五三 | 世界初等教育    | 六五〇 | 列國主力艦一覽    | 六四四 |
| 世界各國數量別貿易  | 六五三 | 世界中等教育年限  | 六五〇 | 列國最新艦艇一覽   | 六四四 |
| 各國國產物貿易    | 六五三 | 世界各國教育狀況  | 六五〇 | 列國補助艦艇比較   | 六四四 |
| 列國土地利用率    | 六五三 | 世界著名大學    | 六五〇 | 列國最新潛水艦要目  | 六四四 |
| 世界各國主要農産物及 | 六五三 | 世界大圖書館    | 六五〇 | 列國航空母艦一覽   | 六四四 |
| 耕地面積       | 六五三 | 世界の出版物    | 六五〇 | 列國軍用飛行機數   | 六四四 |
| 世界砂糖消費高    | 六五三 | 世界の出版館    | 六五〇 | 華府條約       | 六四四 |
| 世界砂糖消費高    | 六五三 | 世界各國新聞    | 六五〇 | 倫敦海軍條約     | 六四四 |
| 砂糖一人當消費高   | 六五三 | 世界著名新聞    | 六五〇 | 世界各國陸軍一覽   | 六四四 |
| 世界大豆消費高    | 六五三 | 萬國共通語     | 六五〇 | 主要國陸軍兵力    | 六四四 |
| 世界葡萄酒產額    | 六五三 | ノール賞金     | 六五〇 | 列國新兵器比較    | 六四四 |
| 世界煙草產額     | 六五三 | アマガニスタン   | 六五〇 | 【財政經濟】     |     |
| 世界護謄産額     | 六五三 | 領土史       | 六五〇 | 世界各國歲出入一覽  | 六四五 |
| 世界紡績消費額    | 六五三 | 政治、國防     | 六五〇 | 主要國歲出入比較   | 六四五 |
| 世界生糸産額     | 六五三 | 政治、經濟     | 六五〇 | 世界各國皇室費    | 六四五 |
| 世界人造絹絲産額   | 六五三 | 教育        | 六五〇 | 世界主要國々債    | 六四五 |
| 世界羊毛産額     | 六五三 | 【列國】      |     |            |     |
| 世界肉用家畜數    | 六五三 | アフリカ合衆國   | 六五〇 |            |     |
| 世界の漁場      | 六五三 | 面積、人口     | 六五〇 |            |     |
| 世界の漁獲物     | 六五三 | 政治、國防     | 六五〇 |            |     |
| 捕鯨及鮫油産額    | 六五三 | 政治、經濟     | 六五〇 |            |     |
| 世界漁船數      | 六五三 | 教育        | 六五〇 |            |     |
| 世界金産額      | 六五三 | 布哇        | 六五〇 |            |     |
| 世界白金産額     | 六五三 | 比律賓群島     | 六五〇 |            |     |
|            |     | 亞拉比亞      | 六五〇 |            |     |
|            |     | 亞爾然丁      | 六五〇 |            |     |
|            |     | アルパニア     | 六五〇 |            |     |

|            |     |            |     |             |     |
|------------|-----|------------|-----|-------------|-----|
| 地方債道府縣別    | 五九〇 | 市町數        | 五九〇 | 警察、衛生       | 五八〇 |
| 市町村數       | 五九〇 | 府縣會議員、有權者  | 五九〇 | 社會事業        | 五八〇 |
| 道府縣會議員、有權者 | 五九〇 | 道府縣會分府     | 五九〇 | 【山水園林】      |     |
| 市町村會議員、有權者 | 五九〇 | 道府縣官吏、雇人員及 | 五九〇 | 公園          | 五八五 |
| 道府縣官吏、雇人員及 | 五九〇 | 地方名譽職、及吏員  | 五九〇 | 史蹟、名勝、天然記念物 | 五八六 |
| 人口別市町村數    | 五九〇 | 人口三萬以上の町   | 五九〇 | 【關東州】       |     |
| 人口三萬以上の町   | 五九〇 | 人口二萬以上の村   | 五九〇 | 土地、人口       | 六〇〇 |
| 人口二萬以上の村   | 五九〇 | 六大都市租稅負擔額  | 五九〇 | 統治機關        | 六〇〇 |
| 六大都市租稅負擔額  | 五九〇 | 青年團、少年團    | 五九〇 | 財政、經濟       | 六〇〇 |
| 青年團、少年團    | 五九〇 |            |     | 宗教、教育       | 六〇〇 |
|            |     |            |     | 裁判、警察、衛生    | 六〇〇 |
|            |     |            |     | 地方行政        | 六〇〇 |
|            |     |            |     | 【朝鮮】        |     |
|            |     |            |     | 王公族         | 五九六 |
|            |     |            |     | 貴族          | 五九六 |
|            |     |            |     | 土地、人口       | 五九七 |
|            |     |            |     | 統治機關        | 五九七 |
|            |     |            |     | 財政、經濟       | 五九七 |
|            |     |            |     | 宗教、教育       | 五九七 |
|            |     |            |     | 裁判、警察、衛生    | 五九七 |
|            |     |            |     | 地方行政        | 五九七 |
|            |     |            |     | 【臺灣】        |     |
|            |     |            |     | 土地、人口       | 六〇二 |
|            |     |            |     | 統治機關        | 六〇二 |
|            |     |            |     | 財政、經濟       | 六〇二 |
|            |     |            |     | 宗教、教育       | 六〇二 |
|            |     |            |     | 裁判、警察、衛生    | 六〇二 |
|            |     |            |     | 地方行政        | 六〇二 |
|            |     |            |     | 【樺太】        |     |
|            |     |            |     | 土地、人口       | 六〇三 |
|            |     |            |     | 統治機關        | 六〇三 |
|            |     |            |     | 財政、經濟       | 六〇三 |
|            |     |            |     | 宗教、教育       | 六〇三 |
|            |     |            |     | 裁判、警察、衛生    | 六〇三 |
|            |     |            |     | 地方行政        | 六〇三 |

日次



時事新報略史

由來 亂世英雄を生む。社會の混亂は時事新報の發生を促す。明治の初期、社會各方面の物情騒然、人心は適...

十九年に一萬三千部、同三十九年に五萬部、それより大正二年まで累年一割の自然増加に任ず。大正三年以...

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

時事新報藝術名譽賞 昭和四年十月新に時事新報藝術名譽賞を設け、規定左の如し。

由來 亂世英雄を生む。社會の混亂は時事新報の發生を促す。明治の初期、社會各方面の物情騒然、人心は適...

十九年に一萬三千部、同三十九年に五萬部、それより大正二年まで累年一割の自然増加に任ず。大正三年以...

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

- 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月 氏名 表獎年月

時事新報藝術名譽賞 昭和四年十月新に時事新報藝術名譽賞を設け、規定左の如し。







國勢一覽

Table of national statistics including population, education, military, and economic indicators for various years (Meiji, Taisho, etc.).

最近欄括弧内は年月、△印は軒、×印は方軒、●印は庇。

昭和十年(乙亥)略曆

Calendar for the 10th year of Showa (1925), including solar and lunar dates, zodiac signs, and festival dates.

締盟各國祝日

Table of national holidays for various countries, including dates and names of the nations.

年

鑑

一五



# ルイフヤイダ 艶消糸



# 帝國人絹

最新の技術と最大の設備!!!

帝人獨特の製法に依り工程中心化學的處理に依つて艶消を施せるものでありまして工程後に添加物に依つて艶消せるものではありませんから、製織後、洗濯等に依つて絶対に艶の戻る様なことはありません

廣告

一七



岩國工場全景

## 陰陽曆日對照表

| 年號          | 天文保政        | 弘化          | 嘉永          | 安政          | 萬久延         | 慶元應治        | 明治          |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 | 一〇九八七六五四三二二 |
| 一月一日        | 二月一日        | 三月一日        | 四月一日        | 五月一日        | 六月一日        | 七月一日        | 八月一日        |
| 九月一日        | 十月一日        | 十一月一日       | 十二月一日       | 十二月二日       | 十二月三日       | 十二月四日       | 十二月五日       |

本表は明治五年の改曆前、文政十二年に至る大陰曆日の陽曆に於ける相當月日を探るに便したもので、陽曆毎月一日に相當する陰曆の日を表示したものである。一月又は二月一日に相當する舊曆の十一月、若しくは十二月の日付は前年のものである。尙ほ△印は其舊曆の月の小なることを示したもので、同一の舊曆の月數連月に互るものは後者は閏月と承知されたい。曆年の央にて改元された年は省いてあるから、斯の如き年の月日は新元年の相當月に據つて知られたい。例へば元治二年正月元日は新曆の何年何月幾日に當るやを知らうとするには、同年は其年中に改元されたのだから、慶應元年の欄で正月六日が新曆二月一日なるを知り、之より五日前即ち一月二十七日の正月元日がそれだといふ風に見るのである。

陰陽曆日對照表

一六





# 森永 チョコレート

朗らかにする  
味の魔術師  
健康を増す  
力の補助者



日本に於けるチョコレート製造の先驅者

森永製菓株式会社

廣  
告

一九

## 支店所在地

東京日本橋  
大阪本町  
名古屋  
高松  
津島  
明倫  
廣島  
松本  
大福

同大阪上野  
神戶  
宇都宮  
金澤  
松本  
奈良  
加古川  
吳  
高松  
熊野

同大阪白旗  
横濱  
前橋  
岡崎  
山崎  
堺  
大下  
佐藤  
鹿兒島

同大阪天神橋  
札幌  
新橋  
横濱  
岐須  
彦根  
岸田  
徳島  
長崎

同京都  
小樽  
長岡  
甲府  
桑名  
八幡  
和歌山  
高松  
小倉  
久留米

同京都乃木坂  
京乃木  
富田  
靜岡  
四日市  
大津  
湯島  
丸尾  
直柳

同京都乃木坂  
京乃木  
富田  
靜岡  
四日市  
大津  
湯島  
丸尾  
直柳



株式會社

# 不動貯金銀行

東京市芝區(大門)宮本町三十四番地

頭取 牧野元次郎

電話 芝(43)

〇番  
一五番  
二六番  
三七番  
二八番  
二九番  
三〇番  
三一八番  
三二九番  
三三八番  
三九九番

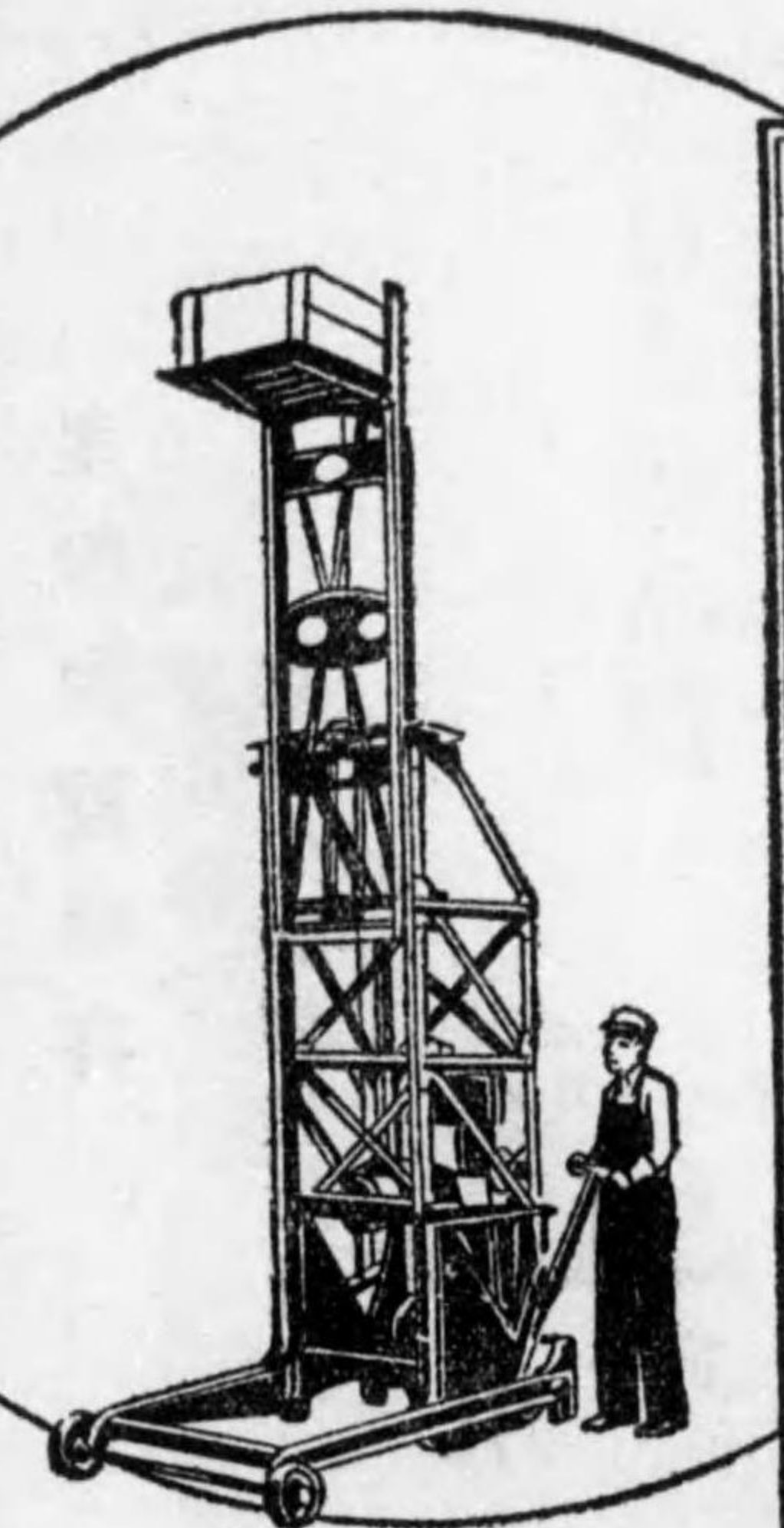
廣  
告

一八









# 運搬車


△

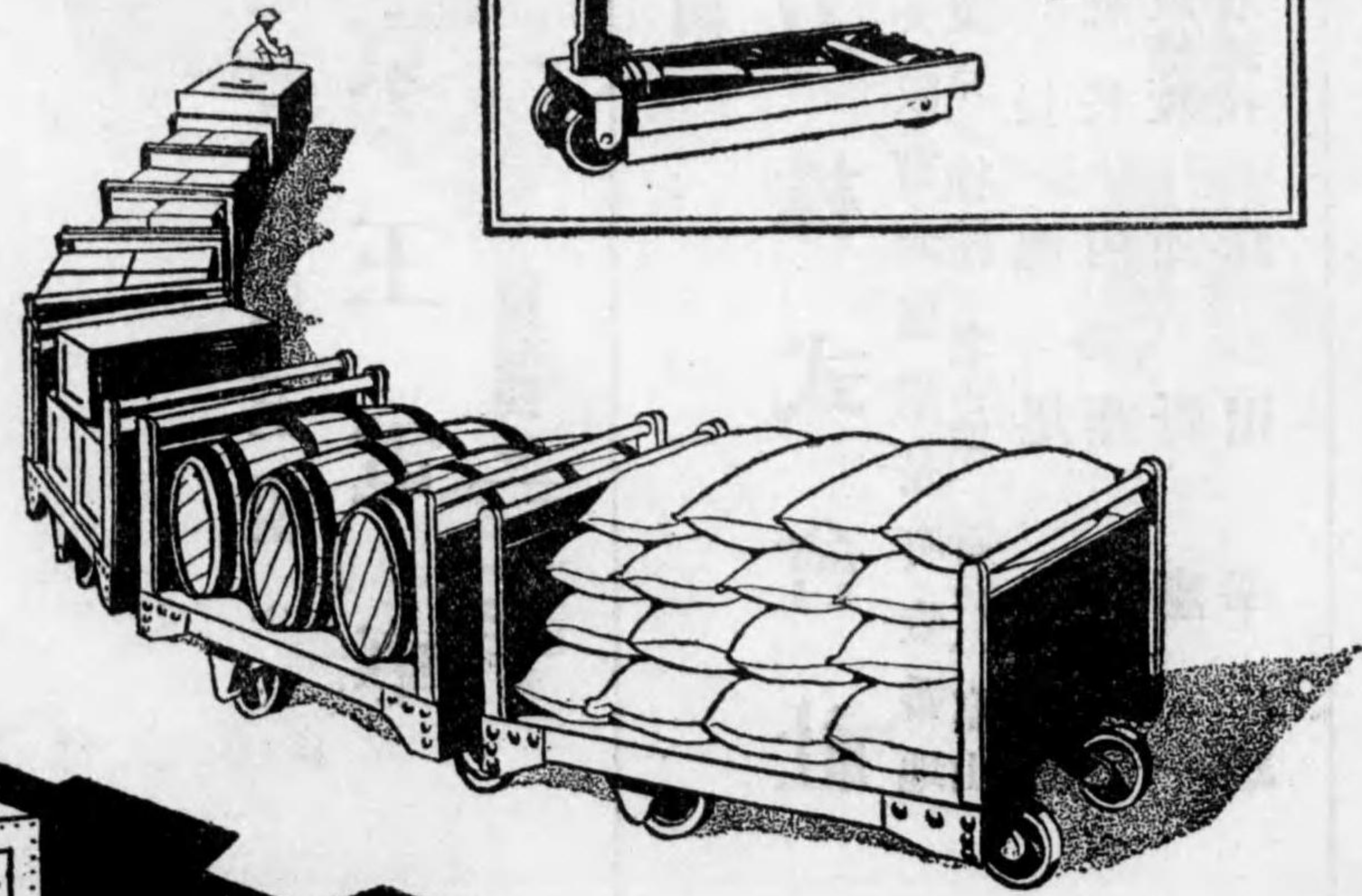
品川區西品川二丁目一、一〇九

合資 會社

## 日下製作所

工場高輪(44)一二五五番  
 京橋區木挽町三丁目十三番地  
 電話京橋(55)三六九七番







# 消化不良に

## タカデアスターゼ

薬學・工學博士 高峰讓吉氏發見

單に澱粉消化素のみならず、蛋白、脂肪等の各消化素をも含み、消化酵素の寶庫とまで讚評せられ世界的聲價を博しつつあり………

末、錠の各種あり(説明書進呈)

# 脚氣に栄養に

## オリザニン

ビタミンBの世界的始祖

發賣以來二十餘年、その脚氣薬として奏效の的確顯著なるは實驗諸家間に定評の存するところなり。

本劑は又、重病時並重病後恢復期の營養障礙一食慾不振一浮腫症狀に、又妊婦嘔吐妊産婦便秘、溢乳不全に、人工養兒の營養障礙諸症に重用され最近にはスポーツマンの疲勞防止乃至恢復に有效なることを認めらる………(説明書進呈)

末、錠、液、エキス、注射液の各種あり



東京・室町 三共株式會社



多摩御陵參拜  
高尾山詣で  
東郷元帥御靈所近道  
お歸りには

多摩川原遊園京王閣へ  
新宿 四谷 京王電車

電話四谷(三三三)番

資本金 壹億四千萬圓

# 日本電力株式會社

本社 大阪市北區宗是町壹番地  
 營業所 東京、橫濱、名古屋、神戸、富山

社長 池田 芳藏  
 副社長 藤野 憲一  
 專務取締役 岸田 幸雄  
 專務取締役 幸雄

# キリンビール

キリンスタウト  
キリンレモン

最古の歴史  
最新の設備  
最上の品質



麒麟麥酒株式會社

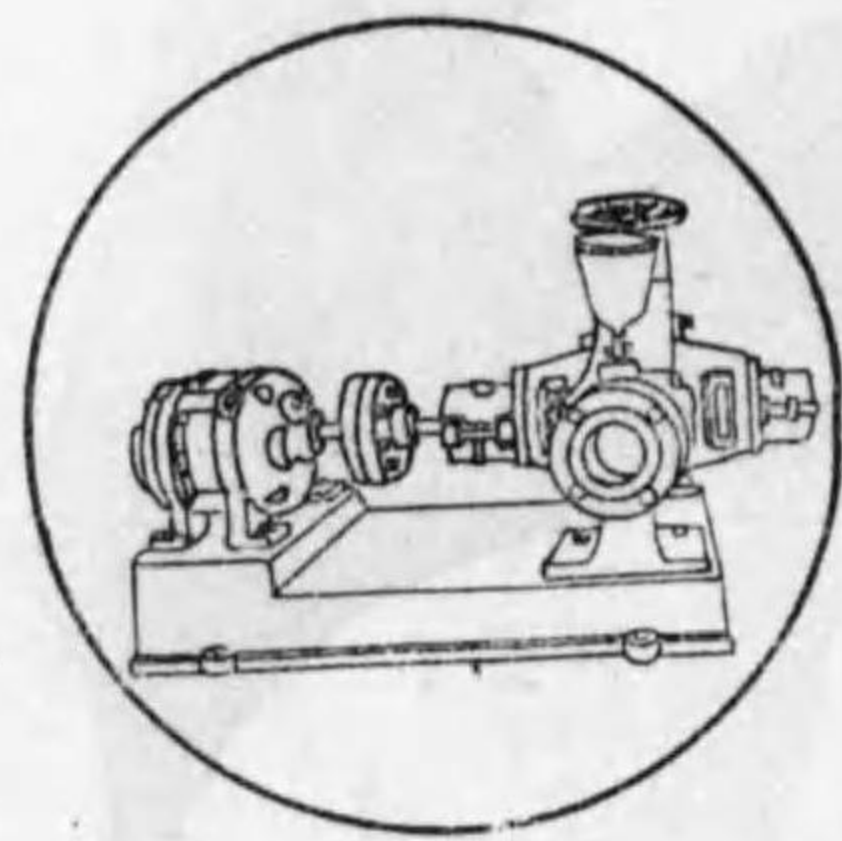


斯界の權威

芝浦モートル

優秀無比

ののちモータ



灌漑  
排水  
土木工事  
家庭給水

特約販賣店

株式會社 吉和田商店

東京・京橋第一相互館一階  
電話京橋五二二三・五二二三・五二二四



各型共在 庫  
◇呈進錄型◇

資本金 四千五百五拾萬圓  
本社 東京市日本橋區兜町



富士瓦斯紡績株式會社

會長 日比谷平左衛門  
專務取締役 鹿村美久

印刷用各種インキ類  
印刷用新聞インキ類  
印刷用諸機械類  
印刷用附屬品類  
株式債券(小切手用)類  
手漉白紙(局紙)類  
諸機械油類

東京市京橋區築地二丁目六番地

求林堂 西川商店

電話京橋 〇一三一番 四八五三番  
〇三二四番 五六三〇番

巢鴨工場 大塚〇九七二番  
志村工場 赤羽三〇二番





今日も、明日も  
お坊ちやまも  
お嬢さまも  
お買物は  
先づ日本橋  
皆様の高島屋へ



東京 日本橋

高島屋

御來店には……  
省線……東京驛八重洲口  
市電……通り三丁目又は日本橋  
バス……通り二丁目高島屋前  
地下鐵……日本橋高島屋口



嘉  
山本嘉兵衛茶舗  
茶銘山本山

東京市日本橋通二丁目

電日本橋 五二一三……五二一五  
二九五〇……二九五二



- 青山支店……赤坂區青山南町六丁目 電話青山二六二九
- 深川支店……深川區高橋一丁目 電話本所一七三八
- 牛込支店……牛込區神樂坂三丁目 電話牛込六三八九
- 大森支店……大森停車場 電話大森一七一七
- 築地賣店……京橋區小田原町三丁目 電話京橋三六五九





# 資生堂 ムークトルコ



お顔のマッサージに  
お化粧下に

コールドクリームは  
近代化粧の女王です

(大一圓・小五十錢)



味はこりどり

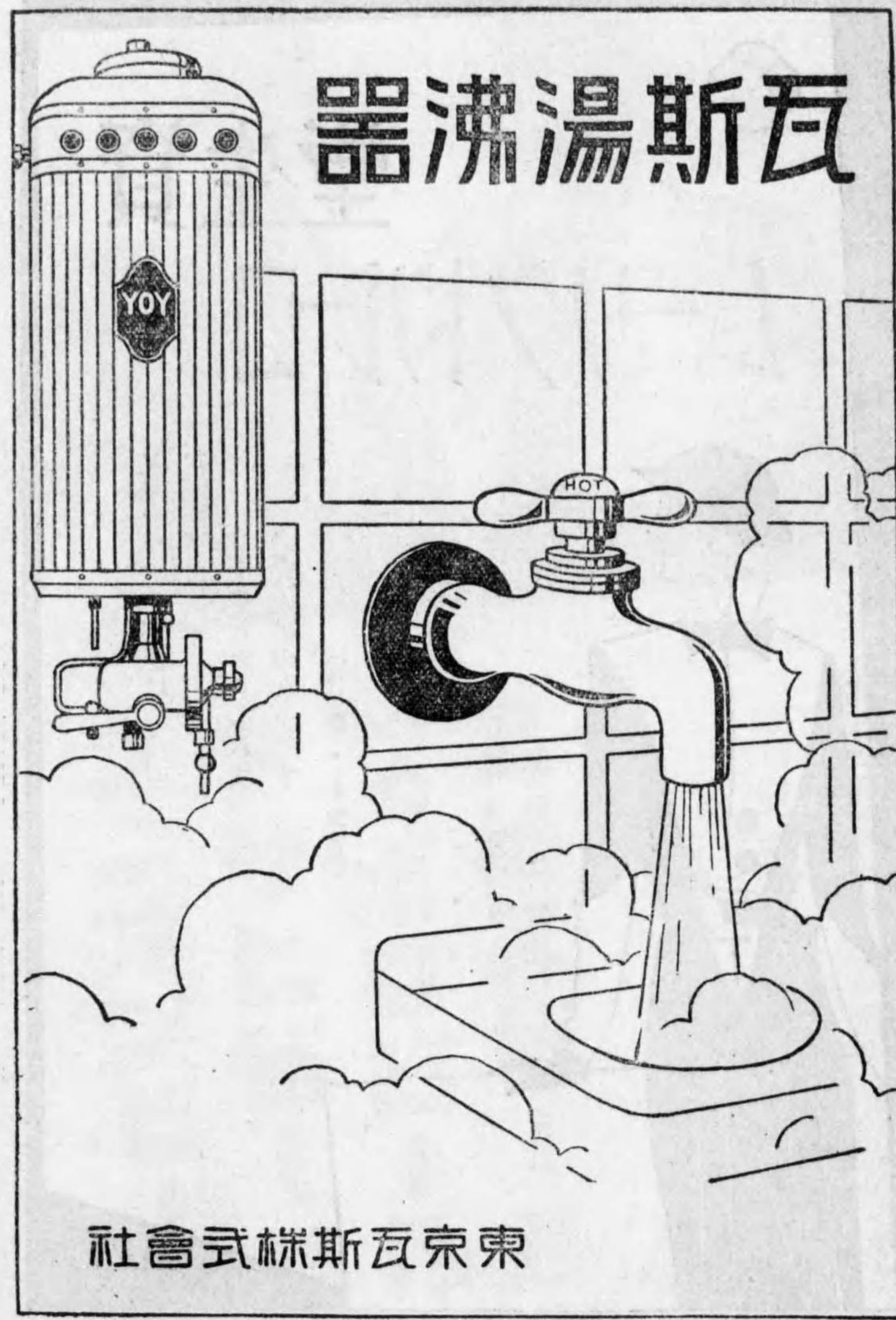
最高至酔の  
四大麥酒!

**エビスビール**  
**サッポロビール**  
**アサヒビール**  
**ユニオンビール**

宮内省御用達 大日本麥酒株式会社



# 瓦斯湯沸器



東京瓦斯株式會社

# 日本アミューズメント

賜 大阪大本營御採用之光榮

- 東京帝國大學
- 大藏省營繕管財局
- 南滿洲鐵道株式會社
- 臺灣總督府營繕課 御指定
- 大阪府營繕課
- 大阪市營繕課
- 名古屋市營繕課

大阪市北區會根崎太平ビル

米本榮商店

電話北八一八番

專賣特許  
實用新案  
商標登錄

## 水洗便所洗滌機





資本金

壹千貳百貳拾四萬六千圓

# 錦華紡績株式會社

社長 佐藤 曆 治 郎

本社 金澤市大豆田新田

營業所 大阪市東區瓦町二丁目



# 大日本紡績株式會社

營業所 大阪市東區安土町二丁目

社長 菊池 恭三

- 一、資本金(拂込) 五千貳百萬圓
- 一、諸積立金 五千貳百九拾九萬五千七百五拾參圓
- 一、繰越金
- 一、會社創立年月日 明治貳拾貳年六月拾九日

- 一、精紡錘數 百貳萬參千參百錘
- 一、撚絲錘數 貳拾四萬八千四百九拾四錘
- 一、織機臺數 壹萬九百七拾六臺
- 一、絹絲錘數 五萬八千五百四拾錘



東京丸ノ内

# 新高製糖株式會社

會長 藤山雷太  
 常務 秋山孝之輔  
 同 金行二郎

資本金 壹千貳百參拾參萬圓  
 拂込金 壹千拾參萬四千圓  
 積立金 六百萬圓  
 小麥粉日產額 九萬袋

東京市日本橋區小網町壹丁目貳番地

## 日清製粉株式會社

支店及出張所

名古屋 神戶 小樽 横濱 門司  
 館林 宇都宮 水戸 高崎 佐野 鶴見  
 名古屋 神戸 岡山 坂出 鳥栖

營業品目

小麥粉  
 旭印 月印 鶴印 雪印 にはとり印  
 ミリング印 バイオレット印 銀杏印  
 カメリヤ印 鶉印 黄蟬印 フラワー印



東京市麴町區内山下町一丁目一番地



株式會社 內國貯金銀行

頭取 室田義文

顧問 安田善次郎  
頭取 安田善兵衛  
專務取締役 大泉哲

株式會社 第三銀行

本店 東京市日本橋兜町一ノ四  
下谷支店 東京市下谷區上根岸町四番地  
大阪支店 大阪市東區北濱二丁目堺筋

生命保險と信託契約

一、生命保險は掛金の安  
い、配當のいゝ安心の  
出来る  
安田生命へ。  
一、生命保險の信託は信  
用の厚い、親切な  
安田信託に限る。  
一、生命保險を信託し置  
けば保險金の受取り、  
其後の管理利殖並に支  
拂等に關する一切のこ  
とに、少しの心配もあ  
りません。

東京市日本橋區小網町

安田生命保險株式會社

社長 長男爵 四條隆英  
常務取締役 佐々木秀司  
常務取締役 丹治經三

東京市日本橋區吳服橋際

安田信託株式會社

社長 安田善次郎  
專務取締役 戸澤芳樹  
專務取締役 石毛竹治郎







諸預金、諸貸出金  
 送金爲替、諸取立  
 保護預、代理事務  
 外國業務  
 輸出入爲替賣買  
 電信及普通送金  
 旅行、商業信用狀

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹



株式會社  
**三井銀行**

電話、日本橋局(24)  
 自一三〇〇一番至一三〇一〇番  
 自一三〇一〇番至一三〇一五番  
 自一三〇一五番至一三〇二〇番

- |           |           |      |           |        |
|-----------|-----------|------|-----------|--------|
| 日本橋支店(東京) | 丸之内支店(東京) | 小樽支店 | 橫濱支店      | 名古屋支店  |
| 名古屋上前津支店  | 京都支店      | 大阪支店 | 大阪堂島支店    | 大阪西支店  |
| 大阪川口支店    | 大阪船場支店    | 神戸支店 | 廣島支店      | 門司支店   |
| 若松支店      | 福岡支店      | 上海支店 | 上海支店大連出張所 | スラバヤ支店 |
| 孟買支店      | 倫敦支店      | 紐育支店 |           |        |

東京市日本橋區通一丁目

**野村生命保險株式會社**

社長 柴山 鷺雄



# 株主な社會

## 相互組織

利益は加入者に配當す

基礎鞏固  
業績優秀  
信用絶大

保險案内贈呈

東京市京橋區京橋二丁目

## 千代田生命保險相互會社



# 千代田火災保險株式會社

資本金 壹千萬圓  
諸積立金參百七拾餘萬圓  
火災、海上、運送各保險

東京市京橋區京橋二丁目二番地

代理店  
三内  
千餘國

電話京橋 (50) 五五二番、五五三番、五五四番、五五五番、五五六番、五五七番、五五八番、五五九番、五六〇番、五六一番、五六二番、五六三番、五六四番、五六五番、五六六番、五六七番、五六八番、五六九番、五六〇番

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 取締役社長 | 門野幾之進 | 取締役角  | 利一    |
| 取締役伯爵 | 樺山愛輔  | 取締役男爵 | 岩倉道具  |
| 取締役   | 松原重榮  | 監役    | 赤星鐵馬  |
| 取締役男爵 | 益田太郎  | 監査役   | 福澤大四郎 |
| 取締役   | 成瀬正行  | 監査役   | 山名次郎  |
| 取締役   | 近權内   |       |       |

|    |          |
|----|----------|
| 仙臺 | 大町二ノ一四八  |
| 福岡 | 橋口町四五六   |
| 札幌 | 大通西六ノ一〇  |
| 京城 | 南大門通二ノ一〇 |

支店

|     |            |
|-----|------------|
| 大阪  | 東區今橋二ノ一九   |
| 京都  | 中京區烏丸通六角下ル |
| 横濱  | 中區辨天通六ノ八一  |
| 神戸  | 神戶區榮町通二ノ四〇 |
| 名古屋 | 中區南大津町二ノ一  |



# この會社 この保險

一番大きな會社であること。一番すぐれた内容を持ち一番信頼出来る會社であること。保險料は安く而も多額の配當を行ひ。又優秀寛大な保險約款に依り親切な取扱をする會社。つまり會社もその提供する保險も理想的な會社。これが日本生命である。



# 日本生命

大坂市東區今橋四丁目

日  
 陽  
 感  
 光  
 紙  
 製  
 區  
 用  
 紙  
 報  
 眞  
 感  
 光  
 紙  
 星  
 名  
 刺

東京市日本橋區馬喰町二丁目  
 櫻井大二郎商店  
 電話代表 五〇〇〇番  
 漢花番號 5000  
 5001  
 5002  
 5003



陸海軍用  
各種軍防網  
各種魚網  
ヘヤーネット  
製造販賣

▲製網機に関する十數種の特許を得て、我國製網界に一大衝動を與へた會社  
▲絹の新用途を網に發見し我農村經濟に一大貢獻をなせる國家的事業會社  
▲新興産業界に躍進する我國唯一の絹網會社

三重縣桑名郡桑名町大字桑名四七八



# 大日本絹網株式會社

專務取締役 三村 貞吉  
專務取締役 南 弘道

## 機械と電機



株式會社 日立製作所  
蘆森製鋼 特約販賣店  
東洋製鋼 關東總代理店  
富士電機 關東總代理店  
日本皮革 特約販賣店  
横濱ゴム 製造株式會社

東京市京橋區銀座西四丁目三番地

## 塚本商事株式會社

製作部 東京市品川區東大崎五丁目三四二番  
電話高輪(44)一〇〇二番  
電話京橋(56)四四五六一  
振替口座東京二一〇八一番

電氣實驗室用  
無線電機用  
トキキ用  
各種電氣計器  
測定器及器具機械製作

## 株式會社 塚本電氣製作所

東京市京橋區銀座西四丁目三番地  
電話京橋(56)四四五六一  
工場 東京市品川區東大崎五丁目三四二番  
電話高輪(44)五五〇九番



唯一の國産品に優る舶來品

ニッポン金銭登録機

徹底サービス 價格至廉



日本金銭登録株式會社

東京・京橋區寶町電京橋一五六・六六七四  
 大阪・東區瓦町二丁目電本局一四六四  
 横濱・中區眞砂町濱ビル電長者六四二九  
 京都・中區河原町四條上ル電本局三六八二  
 名古屋・中區南新町三丁目電中二四九三  
 福岡・片土居町電一七三

廣告

五〇

# 時事年鑑



## 帝國憲法

時事新報社編纂

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養たまひし所の臣民なるを念ひ其幸福を實現し其誠意良能を發達せしめんことを願ひ又其眞實に依り興に俱に國家の進運を扶持せむことを期す乃ち明治十四年十月二十日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に遵行する所を知らしめ國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及び朕の子孫は將來此憲法の條章に循ひ之を行ふことを怠らざるべし

朕は我が臣民の權利及び財産の安全を貴重し及び之を保護し此憲法及び法律の範圍内に於て其享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲法をして有效ならしむるの期とすべし

將來若し此憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及び朕が繼承の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及び臣民は敢て之が粉更を試みることを得ざるべし

朕が在廷の大臣は朕が爲に此憲法を施行するの責に任ずべく朕が現在及び將來の臣民は此憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

帝國憲法

**第一章 天皇**

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

第六條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず

第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す

此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向つて其效力を失ふことを公布すべし

第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを不得す

第十條 天皇は行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各其條項に依る

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條 天皇は戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

第十五條 天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及び復權を命ず

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

**第二章 臣民權利義務**

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ及び其他の公務に就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及び移動の自由を有す

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受けることなし

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はるることなし

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるることなし

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし

第二十七條 日本臣民は其所有權を侵さるることなし

公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依る

五一



第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有す

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲すことを得

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなし

第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に抵觸せざるものに限り軍人に準行す

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び勲任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及び各法律案を提出することを得

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを不得

第四十條 兩議院は法律又は其他の事件につき各其意見を政府に建議することを得但し其採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを不得

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるべし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及び停會は兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て

て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし

第四十六條 兩議院は各其總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを不得

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其院の決議に依り秘密會と爲すことを得

第四十九條 兩議院は各天皇に上奏することを得

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院は此憲法及び議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及び表決に付き院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるることなし

第五十四條 國務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び發言することを得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣は天皇を輔弼し其責に任ず凡て法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應じ重要な國務を審議す

第五章 司法

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

第五十八條 裁判所は法律を以て之を定む

第五十九條 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免せらるることなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの處あるときは法律に依り又裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限にあらす

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及び稅率を變更するは法律を以て之を定むべし

但し報償に屬する行政上の手数料及び其他の收納金は前項の限にあらす

第六十三條 國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

第六十四條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

第六十五條 國家の歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十六條 豫算は前に衆議院に提出すべし

第六十七條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十八條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを不得

第六十九條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

第七十條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

第七十一條 公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集することを得

と能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

第七十二條 國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を檢査確定し政府は其檢査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

第七章 勅令

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に附すべし

此場合に於て兩議院は各其總議員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを不得

出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを不得

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

第七十五條 皇室典範の條規を變更することを不得

第七十六條 憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを不得

第七十七條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘はらず此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遼由の効力を有す

憲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

第二條 皇位は皇長子に傳ふ

第三條 皇長子在らざる時は皇長孫に傳ふ皇長子及び其子孫皆在らざる時は皇次子及び其子孫に傳ふ以下皆之に例す

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざる時に限る

第五條 皇子孫皆在らざる時は皇兄弟及び其子孫に傳ふ

第六條 皇兄弟及び其子孫皆在らざる時は皇伯叔父及び其子孫に傳ふ

第七條 皇伯叔父及び其子孫皆在らざる時は其以上に於て最近親の皇族に傳ふ

第八條 皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす

第九條 皇嗣精神若しくは身體の不治の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問に諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章 皇位繼承

第十條 天皇崩すときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を繼承す

第十一條 即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふ

第十二條 踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざることを明治元年の定制に從ふ

第三章 成年、立后、立太子

第十三條 天皇及び皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年とす

第十四條 前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす

第十五條 儲嗣たる皇子を皇太子とす皇太子在らざる時は儲嗣たる皇孫を皇太子とす

第十六條 皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す

第四章 敬稱

第十七條 天皇皇太后皇太孫皇太子皇太孫の敬稱は陛下とす

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃皇親王親王妃内親王王王妃女王妃の敬稱は殿下とす

第十九條 天皇未だ成年に達せざる時は攝政を置く

天皇久しきに亙るの故障に由り大政を親らすること能はざる時は皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政を置く

第二十條 攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫に任ず

第二十一條 皇太子皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せざる時は左の順序に依り攝政に任ず

第一 親王及王 第二 皇后 第三 皇太后

第四 太皇太后 第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼承の順序に従ふ其女子に於けるも亦之に準ず

第二十三條 皇族女子の攝政に任ずるは其配偶あらざる者に限る

第二十四條 最近親の皇族未だ成年に達せざるか又は其他の事故に由り他の皇族攝政に任じたる時は後來最近親の皇族成年に達し又は其事故既に除くと雖も皇太子及び皇太孫に對するの外其任を罷ることなし

第二十五條 攝政又は攝政たるべき者精神若しくは身體の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問の議を経て其順序を換ふることを得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未だ成年に達せざる時は太傅を置き保育を掌らしむ

第二十七條 先帝遺命を以て太傅を任せざりしときは攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し之を選任す

第二十八條 太傅は攝政及び其子孫に任ずることを得ず

第二十九條 攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを不得

第七章 皇族

第三十條 皇族と稱ふるは太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃皇親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ

第三十一條 皇子より皇支孫に至るまでは男を親王女を内親王とし五世以下は男を王子女を女王とす

第三十二條 天皇支系より入りて大統を承くるときは皇

皇室典範

(明治二十二年二月十一日)

天佑を享有したる我が日本帝國の寶物は萬世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗傳國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜しく遺訓を明徴にし皇家の成典を制定し以て不基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を制定し朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ



兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條 皇族の誕生命名婚嫁喪葬は宮内大臣之を公告す

第三十四條 皇統譜及び前條に關する記録は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條 皇族は天皇之を監督す

第三十六條 攝政在任の時は前條の事を攝行す

第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者は宮内の官僚に命じ保育を掌らしむ事宜に依り天皇は其父母の選舉せる後見人を認可し又は之を勅選すべし

第三十八條 皇族の後見人は成年以上の皇族に限る

第三十九條 皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る

第四十條 皇族の婚嫁は勅許に由る

第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副署す

第四十二條 皇族は養子を爲すことを得ず

第四十三條 皇族國體の外に旅行せむとするときは勅許を請ふべし

第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍ほ内親王女王の稱を有せしむることあるべし

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件の世傳御料と定めたるものは分割譲與することを得ず

第四十六條 世傳御料に編入する土地物件は權密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ

第四十八條 皇室經費の豫算決算検査及び其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り宮内省に於て裁判官を命じ裁判せしめ勅裁を経て之を執行す

第五十條 人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族は代人を以て訴訟に當ら

しめ自ら訟廷に出づるを要せず

第五十一條 皇族は勅許を得ず

第五十二條 皇族其品位を辱しむるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其の重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若しくは剝奪すべし

第五十三條 皇族遺產の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其管財者を任ずべし

第五十四條 前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し内大臣權密顧問議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ

第五十六條 天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ

第十二章 補 則

第五十七條 現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

第五十八條 皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇族子皇嫡子又は他の繼承たるの故を以て之を混することなし

第五十九條 親王内親王王女王の品位は之を廢す

第六十條 親王の家格及び其他此典範に抵觸する例規は總て之を廢す

第六十一條 皇族の財産處置及諸規則は別に之を定むべし

第六十二條 將來此典範の條項を改正し又は増補すべきの必要あるに當つては皇族會議及び權密顧問に諮詢して之を勅定すべし

皇室典範增補 (第一次)

(明治四十年二月十一日)

天佑を享有したる我が日本帝國皇家の成典は祖宗の洪範を祖述して敢て違ふことあるなし而して人文の發展は實字の進運に隨ひ制度の燦爛は條章の増廣を必とす是時に當り朕は祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良圖を惟

ひ且つ憲章に由つて以て皇族の分義を昭にせむことを欲し茲に皇族會議及び權密顧問の諮詢を経て皇室典範增補を裁定し朕が子孫及び臣民をして之に率由して愆ることなきを期せしむ

第一條 王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし

第二條 王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得

第三條 前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及び其妻は其家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及び其直系卑屬は此限に在らず

第四條 特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降すことあるべし

第五條 前項に依り臣籍に降されたる者の妻は其家に入る

第六條 皇族の臣籍に入りたるものは皇族に復することを得ず

第七條 皇族の身位其他の權義に關する規程は此典範に定めたるもの外別に之を定む

第八條 皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る

第九條 法律命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は此典範又は之に基き發する規則に別段の條規なきとき限り之を適用す

皇室典範增補 (第二次)

(大正七年十一月二十八日)

朕惟ふに祖宗の遺範を祖述し時に隨ひ宜しきを制し以て國運の進展に順應するは皇考の宏謀にして朕の率循する所なり今や皇家の成典を増廣するの要を認め皇族會議及び權密顧問の諮詢を経て皇室典範增補を裁定し茲に之を公布せしむ

皇族女子は王族又は公族に嫁することを得

公 式 令 (明治四十年二月一日)

第一條 皇室の大事を宣誥し及び大權の施行に關する勅旨を宣誥するは別段の形式に依るものを除くの外詔書を以てす

詔書には親署の後御璽を鈐し其皇室の大事に關するものには宮内大臣年月日を記入し内閣總理大臣と俱に之に副署す其大權の施行に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣と俱に之に副署す

第二條 文書に依り發する勅旨にして宣誥せざるものは別段の形式に依るものを除くの外勅書を以てす

勅書には親署の後御璽を鈐し其皇室の事務に關するものには宮内大臣年月日を記入し之に副署す其國務各大臣の職務に關するものには内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す

第三條 帝國憲法の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には權密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條に依る帝國議會の議決を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し他の國務各大臣と俱に之に副署す

第四條 皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には皇族會議及權密顧問の諮詢を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し國務各大臣と俱に之に副署す

第五條 皇室典範に基く諸規則宮内官制其他皇室の事務に關し勅定を経たる規程にして發表を要するものは皇室令として上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す國務大臣の職務に關する皇室令の上諭には内閣總理大臣又は内閣總理大臣及び主任の國務大臣と俱に之に副署す

皇族會議及權密顧問又は其一方の諮詢を経たる皇室令の上諭には其旨を記載す

第六條 法律は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協賛を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

第七條 勅令は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

權密顧問の諮詢を経たる勅令及び貴族院の諮詢又は議決を経たる勅令の上諭には其旨を記載し帝國憲法第八條第一項又は第七十條第一項に依り發する勅令の上諭には其旨を記載す

帝國議會に於て帝國憲法第八條第一項の勅令を承諾せざる場合に於て其效力を失ふことを公布する勅令の上諭には同條第二項に依る旨を記載す

第八條 國際條約を發表する時は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には權密顧問の諮詢を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第九條 豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの條件は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協賛を経たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十條 閣令には内閣總理大臣年月日を記入し之に署名す

省令には各省大臣年月日を記入し之に署名す

宮内省令には宮内大臣年月日を記入し之に署名す

第十一條 皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す

第十二條 前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條 國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後御璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には内閣總理大臣之に副署す

第十四條 親任式を以て任する官の官記には親署の後御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮内官に於ては宮内大臣年月日を記入し之に副署す

内閣總理大臣を任するの官記には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を任するの官記には内大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るもの、外勅任官の官記には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮内官に於ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

奏任官の官記には内閣の印を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を宣す宮内官に於ては宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十五條 親任式を以て任したる官を免するの辭令書には御璽を鈐し内閣總理大臣年月日を記入し之を奉す宮内官に於ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

内閣總理大臣を免するの辭令書には他の國務大臣又は内大臣、宮内大臣を免するの辭令書には内大臣年月日を記入し之を奉す

前二項に依るもの、外勅任官を免するの辭令書には内閣總理大臣年月日を記入し之を奉す宮内官に於ては宮内大臣年月日を記入し之を奉す

第十六條 辭記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之に副署す

第十七條 一位の位記には親署の後御璽を鈐し宮内大臣二月以下四位以上の位記には御璽を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を奉す五位以下の位記には宮内省の印を鈐し宮内大臣年月日を記入し之を宣す

第十八條 爵位の返上を命じ又は允許するの辭令書には宮内大臣年月日を記入し之を奉す

第十九條 勳二等功三級以上の勳記には親署の後御璽を鈐し勳三等功四級以下の勳記には國璽を鈐し内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

勳記には勳章の種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十條 記章の證狀並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し賞勳局の印を鈐し之に署名せしむ

證狀には其種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十一條 勳章及記章並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀を擬奪するの辭令書には内閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ



皇室

皇室

五六

天皇 御名緒仁 神武天皇より百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十...

皇后

皇后 御名良子 久邇宮邦彦王第一女、明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日...

皇太子

皇太子 明仁親王、昭和八年十二月二十三日御誕生。御稱號皇太子。...

第一皇女 成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。御稱號皇女。...

第二皇女 和子内親王、昭和四年九月三十日御誕生。御稱號皇女。...

第三皇女 厚子内親王、昭和六年三月七日御誕生。御稱號皇女。...

第四皇女 静子内親王、昭和六年三月七日御誕生。御稱號皇女。...

皇族

秩父宮 親王 元淳宮、大正十一年六月二十五日御一家御創立。...

伏見宮 親王 崇光天皇第一皇子崇仁親王を祖とす。親王初め有栖川宮を稱せら...

北白川宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

竹田宮 親王 北白川宮能久親王第一子恒久王を祖とす。明治三十九年三月三十一...

多摩宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

朝野宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

山階宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

菊宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

邦彦宮 親王 伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖とす。親王初め聖護院宮後...

皇室

五七



皇族御官職 (九年九月一日現在)

Table listing various royal appointments and titles, including positions like 陸軍歩兵大尉, 海軍大尉, and 陸軍中將, along with names and ranks.

皇族御官職 (九年九月一日現在)

Table listing appointments to the Imperial University (御學業中の皇族), including names like 女子學習院前期三年, 士官候補生, and 海軍兵學校.

皇室御服喪

Table detailing mourning periods for the Imperial Household Agency, listing names and the duration of mourning in days (e.g., 一年, 百日, 十日).

宮廷録事 (八年九月現在)

Main text of the court records, detailing various events, appointments, and administrative matters within the palace, including mentions of the Emperor and Empress.

皇族御公職 (九年九月一日現在)

Text detailing public offices held by members of the Imperial Family, listing various organizations and the names of the individuals involved.

親王御誕生

Text reporting the birth of a Prince, including the date, time, and location of the birth, and the names of the parents.



補助として金一封下賜の旨仰出されたが、これは陛下がこの春、入江大夫に對し、直接用途のものについては一割程度以上節約するように」と御内意あり、恐れ多くも右御節約の結果に依る一萬圓を以て此御沙汰を賜はつたものと承はる。

武藏家騷擾御難許一十二月二十六日故武藏元帥家の華族喪失の件が宗秩寮から發表された。右は華族一代論者たる故元帥の遺志を體し男爵の襲爵を拜辭した能婦子未亡人の希望が聽けられたものである。

明治天皇紀編修行賞一四月四日元帝室編修局總裁金子堅太郎以下に對する「明治天皇紀」編修關係者の行賞が發表された。即ち金子總裁は伯爵に陞爵、三上編修長官は旭日大綬章を授けられ、以下の人々も夫々叙勳、賜品の恩典に預つた。

正産王御成年一朝香宮正産王殿下は一月四日御成年に達せられた。

有栖川宮厚生資金一九年度分は一月十五日及び六月十四日の二回に高松宮家から左の通り下賜の旨發表された。

表彰(銀製花瓶一個)一一分内地五件 植民地五件、六分内地六件△獎勵(金一封)一一分内地二十七件、植民地四件、六分内地十二件△助成金(四千圓)内地一件。

醫學學術繼續資金一昭和七年度以來繼續の畏き過りからの學術振興當年度分御下賜金三十萬圓、醫療救濟内地百二十萬圓、植民地十萬圓は一月二十二日内務、拓務、文部各當局者が宮内省に出頭をそれぞれ拜受下した。尙醫療救濟の分は當年度で打ち切りとなつた。

皇子降誕御慶宴一畏き過りでは皇太子殿下御降誕の御慶びを頒たせ給ふ思召を以て、一月二十三日より四日間宮中豊明殿に内外の臣僚約一萬を召され、君民和樂の盛大な

る御慶宴を催せられ、且つお召者一同に記念品を賜はつた。

兒童及母性養護賜金一天皇陛下には皇太子殿下御降誕に當り、畏くも全國兒童並に母性に對する教化及養護施設に關する諸施設の資として、二月二十三日宮中御慶宴の當日、内閣總理大臣に對し御内帑金七十五萬圓下賜の御沙汰あらせられた。政府は恐懼評議の結果、右御下賜金を基として恩賜財團發育會を組織し、久通宮大妃殿下を總裁に奉戴し、四月二十九日天皇節を下して總裁奉戴に發會式を擧行した。

八年尙齒恩典一高齡華族御慶遇の思召を垂れさせらるゝ九年の尙齒恩典は、御慶明けの二月一日を期して左の通り御沙汰があつた。

九十歳(御紋付銀盃、御絹並酒肴料子爵石黒忠憲△八十歳(御紋付銀盃並酒肴料子)男爵神山嘉瑞先代昭昭、同淺野守夫△七十歳(同上)伯爵内田康哉、公爵毛利元昭、男爵岩崎久彌、伯爵德川達孝、同松平直亮、同清閑寺經房、同樺山愛輔、子爵藤谷爲寛、同樋口誠康、同梅小路定行、同松平頼和、男爵郷誠之助、子爵細川利文、男爵杉山由言先代言長、男爵中山信實、同松井敬之、同岩佐新

皇太后多摩聖德御慶宴一皇太后陛下には二月八日多摩聖德御慶宴あらせられた。

恩赦令 皇太子殿下御降誕に當り、政府は新に例を開いて恩赦を奏請した結果、二月十一日紀元節當日、畏くも左記詔書と共に恩赦に關する諸法令公布され、即日施行された。恩典に浴するもの通計數萬人と計せらる。

一、恩赦に關する詔書  
一、宮内職員に對する恩赦に關する皇室令  
一、出納官吏等の辨償責任の免除に關する皇室令

一、減刑に關する勅令  
一、復権に關する勅令  
一、官吏、官吏待遇者等の懲戒及懲罰の免除に關する勅令  
一、北海道地方費、府縣、市町村等の吏員、委員及役員に對する懲戒免除に關する勅令  
一、海技免狀を受有する者及水先人の懲戒免除に關する勅令  
一、公證人、辯護士、司法代書人、辨理士及計理士の懲戒免除に關する勅令  
一、陸軍に於ける懲罰の免除に關する軍令  
一、出納官吏等の辨償責任の免除に關する勅令  
一、檢事局、少年審判所、矯正院、刑務所、少年刑務所に對する司法大臣の訓令  
一、復讐罪證明手續に關する陸軍省、海軍省、司法省の告示

右の中、懲戒、懲罰及辨償責任の免除に關する法令は九年二月十一日前に於ける事由に因るものにつき免除されるものであつて詔書、減刑令、復権令は左の如し。

詔書 朕皇太子明仁親王の誕生を憐ひ過く其の慶を同くせむことを念ひ紀元節の佳節に方りて特に有司に命し恩赦の事を行はしむ百僚有榮其れ克く朕か意を體せよ

御名 御 昭 和 九 年 二 月 十 一 日 各 國 務 大 臣 副 署

減刑令 昭和九年二月十一日前刑の言渡を受けたる者にして其の刑の執行前、執行猶豫中、執行停止中又は假出獄中のものは本令に依り其の刑を減輕し、但し其の執行を過るゝ者は此の限に在らず

第二條 死刑は之を無期懲役とす。

第三條 無期懲役は之を二十年の有期懲役とし無期懲役は之を二十年の有期懲罰とす但し昭和九年二月十一日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未満の者に付ては之を十五年の懲役又は禁錮とす。

第四條 有期の懲役又は禁錮に付ては左の例に依り刑期を變更す。

一、刑の執行を始めざる者に付ては刑期の四分の一を減す。

二、刑の執行を始めたる者に付ては殘刑期の二分の一を減す但し刑の執行が刑期の二分の一に至らざる者に付ては前號の例に依る。

三、昭和九年二月十一日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未満の者に付ては前二號の例に依らず刑期の三分の一を減す。

短期と長期とを定めて言渡したる刑に付ては短期及長期に付前項の例に依る但し犯時十六歳以上の者にして短期を経過したるものに付ては長期に付前項二號の例に依る。

前二項の計算を爲すに當り年、月又は日の端數を生ずるときは一年は之を十二月一月は之を三十日とし日の端數は之を除棄す。

第五條 左に掲ぐる罪に付ては其の刑を減輕す。

一、刑法第七十三條及第七十五條の罪。  
二、刑法第八條の罪及其の未遂罪。  
三、刑法第四十八條の罪及其の未遂罪。  
四、刑法第八十一條の罪。  
五、刑法第二百條の罪及其の未遂罪。  
六、自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したる刑法第二百四條の罪。  
七、刑法第二百五條第二項の罪。  
八、刑法第二百八十八條第二項の罪及其の罪を犯して人を死傷に致したる罪。

九、刑法第二百二十條第二項の罪及其の罪を犯して人を死傷に致したる罪。  
十、刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪又は其の未遂罪(但し前に強盜又は竊盜の行爲に因り刑に處せられたる者に限る)。  
十一、刑法第二百四十條の罪及第二百四十一條の罪並に其の未遂罪。  
十二、前各條に掲ぐる罪と性質を同じくする舊法の罪。  
十三、軍機保護法第一條乃至第三條の罪及其の未遂罪。  
十四、朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島に行はるゝ法令の罪にして前各條に掲ぐる罪と性質を同じくするもの。  
第六條 併合罪に付併合して一個の刑の言渡ありたる場合に於て其の併合罪中前條に掲ぐる罪あるときは減刑を爲さず。前條に掲げざる罪に觸るゝ行爲にして同時に前條に掲ぐる罪に觸るゝとき又は前條に掲ぐる罪の手段若しくは結果たるべき亦前項に同じ。

第七條 前に禁錮以上の刑に處せられたる者にして昭和九年二月十一日前十五年以内恩赦を得其の後七年以内禁錮以上の刑に處せられたるものに付ては其の刑を減輕せず。

附則 本令は公布の日より之を施行す。

復権令 第一條 罰金以上の刑の言渡を受けたる爲資格を喪失し又は停止せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たる日より昭和九年二月十一日の前日迄に十年以上を経過したるものは復権す但し大正十三年二月十一日以後に再び罰金以上の刑に處せられたる者は此の限に在らず。

第二條 十八歳未満の時罪を犯し死刑又は無期刑に非ざる刑に處せられたる者にして昭和九年二月十一日の前日迄に其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たるものは其の刑に處せられたる爲喪失し又は停止せられたる資格に付復権す。

附則 本令は公布の日より之を施行す。

社會事業賜金一二月十一日紀元節に當り御恒例の社會事業團體に對する御内帑金下賜の御沙汰があつたが、今年は前年より約百圓體を増加し、七百八十七圓體に及ぼされ、尙各種團體所管は左の如し。

内務省所管三八〇△司法省所管二一〇△逓信省所管三〇△文部省所管五九△拓務省所管一三五。

博愛王女御誕生一二月十一日伏見宮博愛王妃御分産、第三女王御誕生あり、同十七日御名を章子と賜はつた。

御意刀も陣太刀式に二月十四日皇室令を公布、右は陸軍々刀の改正に準じ、天皇陛下御用の御軍刀も陣太刀式に改められたもので、三月十日の陸軍記念日當日から新刀を御佩用遊ばされた。

賀陽宮兩殿下御外遊一恒憲王、同妃兩殿下御外遊は久し御延引となつてゐたが、三月九日兩殿下御外遊に就かせられた。國九に御乗船御外遊の途に就かせられた。前後八ヶ月に亘り歐米各國並に南米移地地を御巡遊の上、十月四日桑港出帆の淺間丸御乗船、同十八日横濱著御歸朝の御豫定と承はる。

建武中興記念祭に賜金一三月十三日建武中興六百年記念祭執行の趣天聽に達し、同十九日右記念會長有馬大將宛に金一封を賜はつた。

郷軍代表に賜謁一三月二十四日、天皇陛下

には軍人會館落成式並に在郷軍人代表者大會へ出席の爲め上京の全國在郷軍人分會長八百三十四名に對し、宮城內御車寄前廣場に於て親しく列立奉拜を仰付られ、且つ一同に對し優渥なる御言葉賜はつた。

大婚十周年御内宴一十三日、天皇、皇后兩陛下御結婚を擧げられてより滿十年、一月二十六日には其記念日に當らせられたところ、兩陛下には當時御慶宴中であらせられたので、翌月の同日を期して側近奉仕者並に大婚當時の御奉仕者等を召され御内宴を催された。

禮子女王御降誕一竹田宮恒徳王御妹宮禮子女王殿下は、三月二十六日佐野常羽伯爵子常光氏の許に御降誕、大森の伯爵邸に於て芽出度く式典を擧げさせられた。

兩館大火御慶宴一畏き過りでは函館市大火の趣を御慶宴に召され、三月二十四日特に徳大寺侍從を御差遣あらせらるゝと共に、別記の如く天皇、皇后兩陛下より罹災民御救恤の思召を以て御内帑金一封を賜つたが、各宮家からも金一封宛を賜はつた。

滿洲國特使參内一滿洲國帝制實施に付同國々務總理鄭孝胥、財政部大臣熙洽兩氏修禮を特使として來朝、三月二十七日宮中に參内し、薄儀皇太后より國書並に幣物を我が天皇陛下に捧呈した。

皇后宮多摩聖德御慶宴一皇后陛下には三月二十八日、御久方振りで多摩聖德を御參拜遊ばされた。

小學教員御觀禮一四月三日、神武天皇祭に際し、皇太子殿下御誕生の奉祝と教育報國の宣誓を兼て全國三萬六千の小學教員代表が宮城二重橋前に於て精神作興大會を催したが、畏くも當日は天皇陛下親しく之に閣を賜ひ且つ優渥なる勅語を賜はつた。

宮相全華族に訓示一湯淺宮相は別項記載の如く前後二回に亘つて不良華族の處分を斷

行したが、更に宮相は四月二日華族會館々長代理小笠原長生子を宮内大臣官邸に招致し、皇室の藩屏として國民の模範となるべき華族が世人の指彈を受ける行爲は歎視しかねる」とて全華族へ反省の峻烈なる訓諭を與へたので、小笠原氏は同日緊急理事會を召集協議の上全國華族に通牒を發して嚴戒する處であつた。

ジョホール國王參内一三月二十六日神戸入港の太平洋丸で馬來半島のジョホール國王イブラヒム、同妃兩殿下御來朝、四月十二日横濱出帆の秩父丸で米國へ向はれたが、之より先、國王殿下には四日宮中に參内、我が天皇陛下に敬意を表し奉つた。

昭憲皇太后二十年祭一昭憲皇太后崩御ましまして早くも二十年、四月十一日はその御命日に當つたので、畏き過りでは宮中皇靈殿並に桃山御陵に於て嚴かな二十年式年祭を行はせられた。

文化振興會に賜金一四月十一日近衛公會會長とする國際文化振興會成立の趣天聽に達し、右御補助として天皇陛下より金一封下賜の御沙汰があつた。

九年御慶宴一四月二十日、内外臣僚六千人を新賓御苑に召されて輝しい觀櫻の御會と御同列にて臨御、親しくお召者に謁を賜はつた後、御興深く櫻花を賞でさせられ、御機嫌よく還御遊ばされた。

華族子弟お召一天皇陛下には四月廿四日午前十時、最近成年に達した華族及び成年以上の華族の嗣子百四十餘名に對し、宮中千種の間において拜謁仰付られ、終つて鳳凰間において一同に柔燗の天杯を下賜、陛下御親ら開召された御酒を賜ひ、皇室の藩屏としての公達を優遇遊ばされたので、いづれも感涙の涙に咽んで退下した。

靖國神社御觀拜一天皇陛下には四月二十七



日新に千六百八十八柱の護國の英靈を合祀した同臨時大祭に御親拜を賜はつた。海外に會事業補助一賜き邊りでは四月二十九日の天皇節をトシ、在外邦人移住地における各種社會事業團體(三十餘)に對し、事業補助のため御内帑金一封を賜はつた。洋樂お慶止一宮中では從來新年及び紀元節(吹奏樂)を奏して豊明殿における御宴會の御興を添へてゐたが、今後は四大節宴會とも舞樂に統一して奉奏することに決定、四月二十九日の天皇節御祝宴から實行の旨宮内省から發表された。

大使としてブラッセル銀行副總裁ウイリアム・タイス氏我國に派遣されて、氏は五月三十一日横濱入港の龍田丸にて夫人令嬢同件來朝、六月一日宮中に参内、天皇皇后兩陛下に拜謁使命を果したが、畏き邊では横濱入港當日より五日間同一行を帝室の貴賓として御待遇あらせられた。

病兵の御慰問、忠靈塔への御成、朝野交歡への台臨等、極めて御多忙なる御日程の間に日滿親交上比類なき礎石を築かせられ、兩國民衆の感激裡に御退京、十八日御恙なく御歸朝遊ばされた。

至九年事變從軍軍令として公布、圖案は日名子實三氏の作で、表面には聖殿と正義を表す鶏と、自衛の意をこめた上代捕を背光を配し、裏面は櫻花に新兵器、鐵兜を組み合せ、黃、紅、海老茶の各色を配した美しいものである。

歴代天皇 (印女帝)

Table of Japanese Emperors (歴代天皇) listing names, reign periods, and regnal numbers. Includes entries for Emperor Meiji (明治天皇), Emperor Taisho (大正天皇), and Emperor Showa (昭和天皇).

攝政、關白

上古に在つては天皇未だ幼冲に在す時、母后または皇太子が攝政となられる御慣はしであつたが、天安二年十一月、清和天皇九歳にして即位し給ひ、外祖太政大臣藤原良房を攝政となされた。これが人臣攝政の始めである。

Table of Regents and Chamberlains (攝政、關白) listing names and their periods of office.



將軍

平清盛に端を發した我國の武家政治は、源氏に至つて其基礎確立し、北條時代には將軍の名を避け、上に有名無實の將軍を推戴して、執權の名の下に政令を行つた。夫より足利氏を経て遂に徳川氏に及び、明治維新の際に至るまで武家政治は七百年の久しきに亘つた。其間後醍醐天皇の所謂建武中興なるものがあつたけれども、長くは續かなかつた。歴代將軍名及び其在職期間左の如し。北條氏は將軍を稱せざりしも、事實將軍の事を以て同氏の時代には將軍の名を擧げず、執權を擧ぐ。

Table of military figures with columns for name, rank, and dates. Includes figures like 源頼朝, 北條時政, 足利尊氏, etc.

宮中席次

- List of court protocols and seating arrangements. Includes items like 第一階第一 大勳位(一)、菊花章類飾(二)、菊花大綬章(三)...

皇居

東京市麹町區、舊徳川氏の江戸城。本城十萬五千三百九十三坪餘、西城八萬二千二百八十七坪餘、吹上御苑十萬三千八百六十九坪餘。城内の殿舎はしばしば火災に遇ひ、本城は文久三年(紀元二五二三)十一月の火災後遂に再建を見ず、西城は同年六月の災後にて建築されたものが、明治の御代まで残つて居たが、明治元年(紀元二五二八)皇居と定められた後、同六年五月五日これも鳥居に歸した。今日の宮城は明治十七年七月御起工、同二十一年十月完成を告げたもので、兩陛下が御住ひ遊ばされたのは同十二年一月十一日、それまでは、赤坂離宮を假皇居に充てさせられた。宮殿は總御建坪約一萬三千坪、表御殿(二千二百坪九六五)奥御殿、寶所、皇靈殿、神殿、神嘉殿、振天府、懷遠府、建安府、惇明府等より成り、表裏兩殿は舊西城の地に、寶所、其他は凡て吹上御苑内に設けられてある。表御殿(正殿)儀式典を行はせらるる(御所)豐明殿(御養所)鳳凰の間(御謁見所)、御座所(政務を御覽せらるる所)及び千種の間、竹の間、牡丹の間、葡萄の間、東溜の間、西溜の間、南溜の間、北溜の間等より成り、何れも總檜木、銅瓦葺。奥御殿(表御殿)下續きにあり、兩陛下の御常御殿である。寶所(天照大神の御靈代として三種神器中の一たる神鏡を奉安せらるる所。昔は内侍をして守護せしめ給うた處から、内侍所とも稱へた。三種の神器は皇孫瓊瓊杵尊御降臨の際、大神の親しく授け給へる八咫鏡、草薙の劍、八坂瓊曲玉であるが、崇神天皇の御時より神威を畏ませ給ひて、別に御鏡を造り、殿内に留めさせらるるに至れ

京都皇居

京都市上京區にあり、地積三萬三千坪餘。現在の宮殿は安政三年(紀元二五二一)の御

青山御所

東京市赤坂區青山、もと青山氏の邸地及び紀州侯邸の一部を併せたもので、御所内に大宮御所、皇太后御在所及び澄宮御殿(舊東御所)がある。

離宮御苑

赤坂離宮(東京市赤坂區、もと紀州侯の邸地、青山御所と地續きになつてある。明治五年御起工、同十二年御起工、同十六年皇居炎上後、同二十二年御起工、同二十三年御起工、明治天皇の假皇居となつてゐる。離宮内に御苑の壯麗なる洋館は、明治四十一年東宮御所に充てさせられる御豫定の下に起工せられたものであるが、内部の設備が十分でなかつた爲に、空しく十餘年を経過し、大正十一年英國皇太子御來朝に充て、内部に大修繕を加へて殿下の御旅館に充て、之れより利用の途が開けて、同十三年一月今上御成婚の際、更めて東宮御所と定められ、御即位後一年餘り此所に御座らせられた。昭和二年西園寺内大臣の秩父宮御殿が遷宮された。東京市京橋區、もと徳川將軍鷹司の地。家宣(紀元二二六九—二二七二)の頃より御用屋敷となり、後演習殿と稱せられた。明治二年軍務官、外務官の所管となり、一時延遠館と稱し、外國貴賓場に充てられたが、同三年收められて離宮となる。舊黒田侯(福岡)

御用邸

葉山、沼津、日光、同田母澤、伊香保、鹽原、那須の各地にある。















有爵者 (昭和九年九月一日現在)

當主中括弧内は前代死亡若しくは隱居後未襲爵のもの、△印は禮遇不享、△印は同停止のもの、又受爵年一五以下の數字は大正、他は明治、アラビア數字は昭和を示す。

Table of nobles with columns for name, rank, and date of appointment. Includes names like 公卿, 主代, and various noble titles.

Table of nobles with columns for name, rank, and date of appointment. Includes names like 當主, 主代, and various noble titles.



Table of names and titles on the right page, organized in columns. Includes names like 岩村, 岩崎, 岩倉, etc., and titles such as 主數代, 功勳, 當主. Includes a small circular seal at the bottom left.

Vertical text on the right side of the page, likely a page number or section indicator.

高級有位者 (昭和九年九月一日現在、除朝鮮人)

Table of names and titles on the left page, organized in columns. Includes names like 藤田, 藤村, 藤越, etc., and titles such as 主數代, 功勳, 當主. Includes a section for 高級帶勳者 (昭和九年九月一日現在、除朝鮮人) on the left side.



勳一等旭日桐花大綬章

武彦王 内田康哉 久遠邦久 曾我祐準 東伏見邦英

春仁王 大島健一 倉富勇三郎 田中光顯 平沼騏一郎

勳一等瑞寶章

青柳榮司 大塚政弘 白城新武 西野義一

松本重道 松田道成 三浦忠造 三浦忠造

勳一等旭日大綬章

安達謙一郎 内山小二郎 佐藤昌介 千坂智次郎

荒井賢太郎 瓜生外吉 阪本芳一 筑紫龍七

石川千代松 川島義之 川島義之 川島義之

大谷幸四郎 大島義信 織田勝一 緒方勝一

尾野實一 小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎

小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎

小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎

小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎

小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎 小野重太郎

華族戶數

年次 公爵 侯爵 伯爵 子爵 男爵 計

Table showing noble household counts by rank and year. Columns include rank (公爵, 侯爵, etc.), year (年次), and count (戸數).

有位者人員

年次 正一位 從一位 正二位 從二位 正三位 從三位 正四位 從四位 正五位 從五位

Table showing the number of officials by rank and year. Columns include rank (正一位, 從一位, etc.), year (年次), and count (人員).

勳章記章佩用個數及人員

勳章記章佩用個數及人員 (昭和七年末)

Table showing the number of medals and personnel for various orders. Columns include medal type (勳章記章) and count (人員).

勳章年金受領者及年金

勳章年金受領者及年金 (各年末現在)

Table showing the number of recipients and amounts of pension medals. Columns include rank (勳章), number of recipients (人員), and amount (金額).

外國勳章記章佩用者

外國勳章記章佩用者 (每年允許數)

Table showing the number of foreign medal recipients by rank and year. Columns include rank (勳章), year (年次), and count (人員).

勳章擬奪人員

勳章擬奪人員 (擬奪以上五級六級七級)

Table showing the number of personnel proposed for medal revocation. Columns include rank (勳章) and count (人員).

褒章受領者數

褒章受領者數 (地方別分合)

Table showing the number of commendation medal recipients by region. Columns include region (地方) and count (人員).



土地人口

本邦の極地は左記の通りであつて、即ち本邦は南北二十九度十分、東西三十七度十二分の間在り、本州、四國、九州、北海道、朝鮮、臺灣、樺太の七大陸及び之に附屬せる千六百二十有餘の小島から成つてゐる。

本邦の極地は左記の通りであつて、即ち本邦は南北二十九度十分、東西三十七度十二分の間在り、本州、四國、九州、北海道、朝鮮、臺灣、樺太の七大陸及び之に附屬せる千六百二十有餘の小島から成つてゐる。

Table of geographical coordinates for various islands and regions including 樺太, 臺灣, 澎湖, 朝鮮, 本州, 四國, 九州, 琉球, 千島, 北海道, 北支那, 東支那, 南支那, 南洋群島.

主要地經緯度

Main table of geographical coordinates for major cities and regions across Japan and neighboring areas, listing names, prefectures, and coordinates.

Table of geographical coordinates for various cities and regions, including 甲府, 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 徳島, 香川, 高松, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 鹿兒島, 沖縄.

本表の經緯度は各測候所所在地の度數である。

全版圖

本邦全版圖の面積は六十七萬五千八百八十八方尺、此中内地の面積は三十八萬二千三百十四方尺、で總面積の五割六分餘を占めてゐる。本邦領土發展の趨勢を辿るに明治十七年までは、右内地の面積あるに過ぎなかつたが、二十八年臺灣及び澎湖島を領有して三萬五千九百七十三方尺を増し、三十九年樺太を得て又三萬六千八百八十九方尺を増し、更に四十二年韓國を併合して二十二萬七千四百四十方尺を加へた。今明治二十七年現在の面積を百とし

Table showing land area statistics for various regions, including 北海道, 本州, 四國, 九州, 琉球, 千島, 朝鮮, 支那, 南洋群島, with columns for area and population.

大河

Table of major rivers in Japan, listing names, origins, and lengths.

大湖沼

Table of major lakes and ponds in Japan, listing names, locations, and areas.















都市村落人口 (國勢調査)

Table showing population statistics for urban and rural areas, categorized by year (Taisho 14, 15) and area type (City, Town, Village).

職業別人口 (九年國勢調査)

Table showing population by occupation, categorized by industry (Agriculture, Industry, Commerce, etc.) and gender.

年齢別人口 (各年末、十四年国勢調査)

Table showing population by age group, including categories like school children, military conscripts, and pregnant women.

人口毎五歳別 (十四年国勢調査)

Table showing population in five-year age increments, categorized by gender and age group.

人口有配偶、無配偶別 (十四年国勢調査)

Table showing population by marital status (married vs. unmarried), categorized by gender.

内地本籍人口

Table showing population of domestic origin, categorized by year and gender.

身分別出生数 (×印には男女不詳を含む)

Table showing birth statistics by sex (male/female), categorized by year and region.

本籍人口 (各年末)

Table showing population by place of origin, categorized by region (Taiwan, Korea, etc.) and year.



### 七年中婚姻、離婚、出生、死産、死亡

(現在地別)

| 道府縣 | 婚姻    |       | 離婚    |       | 出生     |        | 死産    |       | 死亡     |        |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
|     | 男     | 女     | 男     | 女     | 男      | 女      | 男     | 女     | 男      | 女      |
| 道府縣 | 1,900 | 1,800 | 1,200 | 1,100 | 15,000 | 14,500 | 1,500 | 1,400 | 12,000 | 11,500 |
| 北海  | 1,500 | 1,400 | 1,000 | 900   | 12,000 | 11,500 | 1,200 | 1,100 | 9,000  | 8,500  |
| 青森  | 1,000 | 900   | 700   | 600   | 8,000  | 7,500  | 800   | 700   | 6,000  | 5,500  |
| 岩手  | 800   | 700   | 500   | 400   | 6,000  | 5,500  | 600   | 500   | 4,000  | 3,500  |
| 宮城  | 700   | 600   | 400   | 300   | 5,000  | 4,500  | 500   | 400   | 3,000  | 2,500  |
| 秋田  | 600   | 500   | 300   | 200   | 4,000  | 3,500  | 400   | 300   | 2,000  | 1,500  |
| 山形  | 500   | 400   | 200   | 100   | 3,000  | 2,500  | 300   | 200   | 1,500  | 1,000  |
| 福島  | 400   | 300   | 100   | 0     | 2,000  | 1,500  | 200   | 100   | 1,000  | 500    |
| 茨城  | 300   | 200   | 0     | 0     | 1,500  | 1,000  | 100   | 0     | 500    | 0      |
| 栃木  | 200   | 100   | 0     | 0     | 1,000  | 500    | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 100   | 0     | 0     | 0     | 500    | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 千代田 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 東京  | 1,000 | 900   | 500   | 400   | 10,000 | 9,500  | 1,000 | 900   | 8,000  | 7,500  |
| 神奈川 | 800   | 700   | 400   | 300   | 8,000  | 7,500  | 800   | 700   | 6,000  | 5,500  |
| 千葉  | 600   | 500   | 300   | 200   | 6,000  | 5,500  | 600   | 500   | 4,000  | 3,500  |
| 埼玉  | 400   | 300   | 200   | 100   | 4,000  | 3,500  | 400   | 300   | 3,000  | 2,500  |
| 茨城  | 200   | 100   | 100   | 0     | 2,000  | 1,500  | 200   | 100   | 1,000  | 500    |
| 栃木  | 100   | 0     | 0     | 0     | 1,000  | 500    | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 100   | 0     | 0     | 0     | 500    | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 山形  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 福島  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 茨城  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 栃木  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 群馬  | 0     | 0     | 0     | 0     |        |        |       |       |        |        |



土地人口

父母の年齢と出生割合 (大正十四年)

Table showing age distribution of parents and birth ratios. Columns include age groups (父の年齢) and birth ratios (出生割合) for various age ranges.

海外在留邦人

Table of Japanese residents abroad, categorized by region (e.g., 南洋, 北米, 南米) and gender.

在外邦内地人職業別

Table detailing the occupations of Japanese residents abroad, categorized by industry (e.g., 農業, 工業, 商業).

外國旅券交附人員

Table of foreign travel ticket holders, categorized by purpose (e.g., 公用, 農業, 商業) and destination.

移民

Table of immigration statistics, including annual totals and data by country/region.

本邦在留外國人

Table of foreigners residing in Japan, categorized by nationality (e.g., 英國, 美國, 法國).



各地霜雪期

Table showing frost and snow periods for various locations including 奉天, 營口, 大連, 鞍山, etc. Columns include location, average start/end dates, and earliest/latest dates.

各地氣溫、風速度、降水量、濕度記錄

Table recording temperature, wind speed, precipitation, and humidity for various locations like 奉天, 營口, 大連, etc. Includes columns for location, highest/lowest temperature, wind speed, precipitation, and humidity.

六大都市及北海道、臺灣、樺太平均晴雨日數

Table showing the number of average sunny and rainy days for six major cities and other regions like 奉天, 營口, 大連, etc.

昭和八年全國氣象摘要表

Summary table of national meteorological data for 1923, including average pressure, temperature, and humidity for various locations.

昭和八年全國氣象摘要表

Summary table of national meteorological data for 1923, including average pressure, temperature, and humidity for various locations.



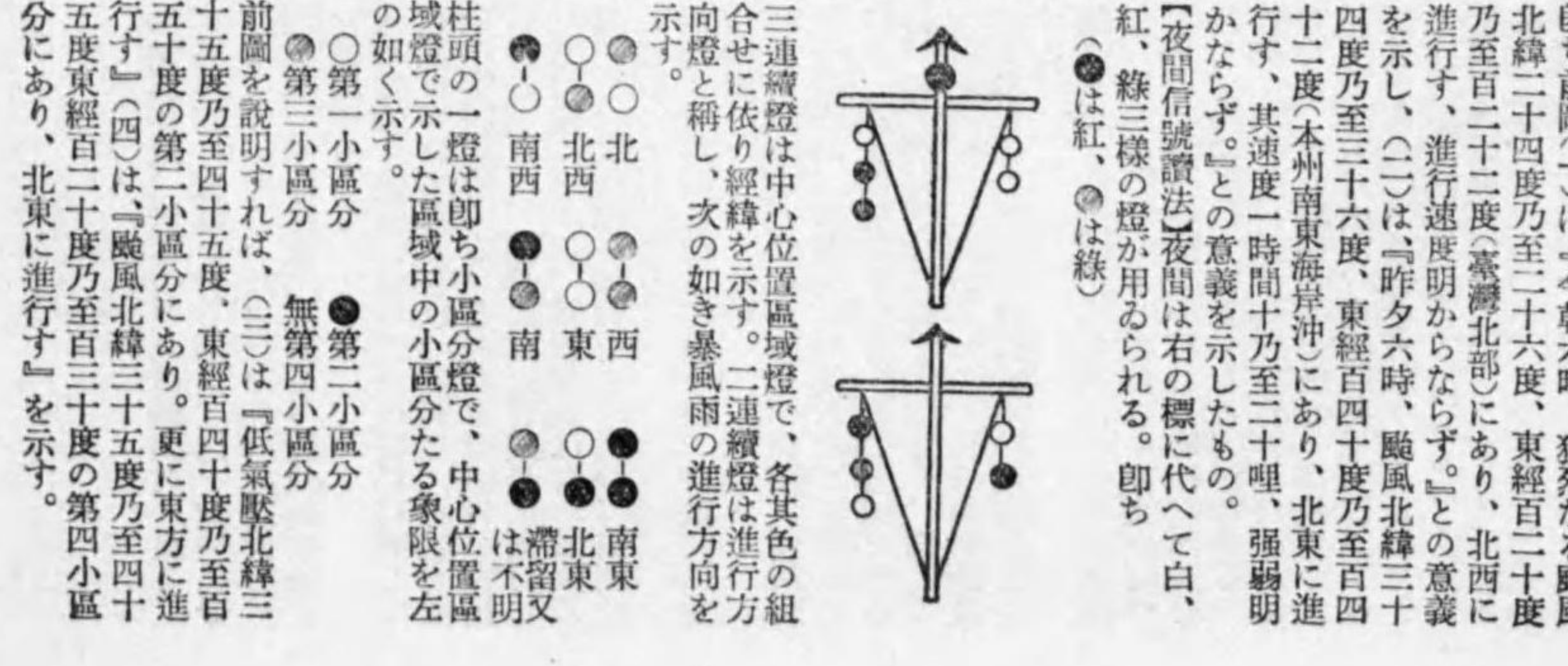
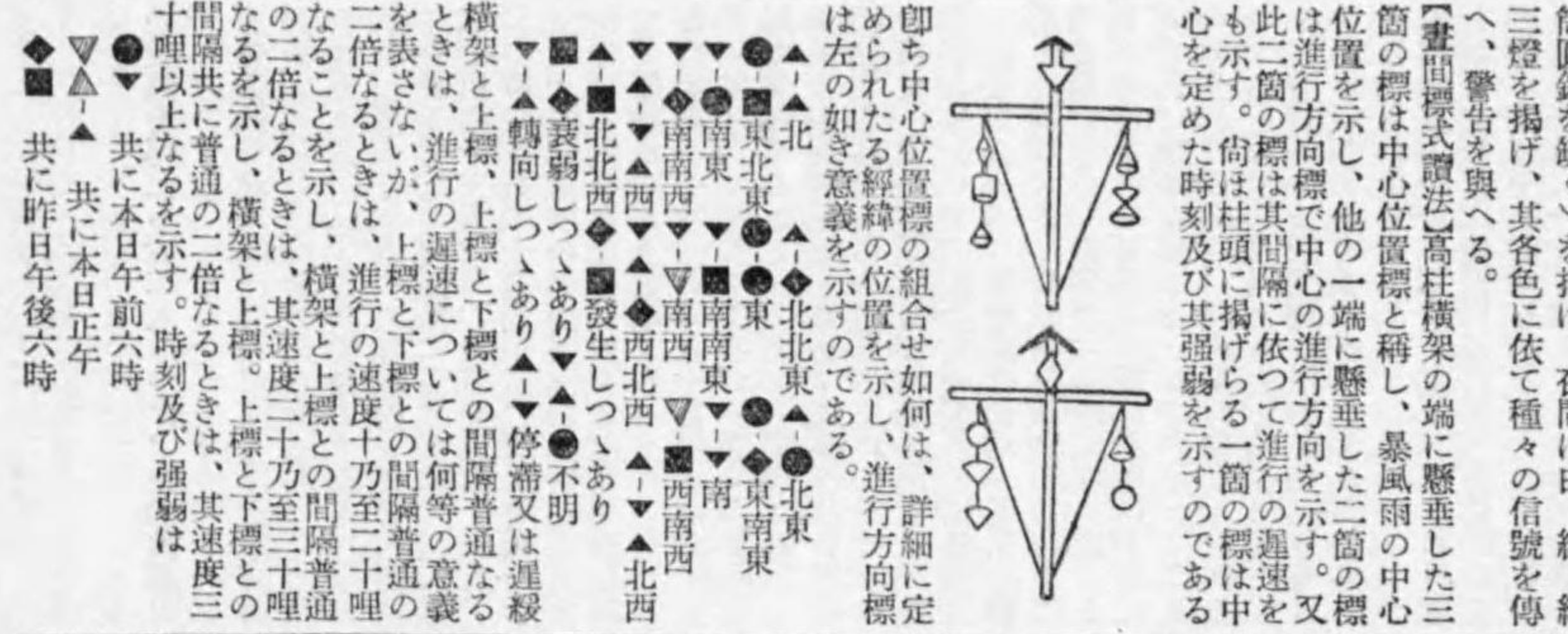
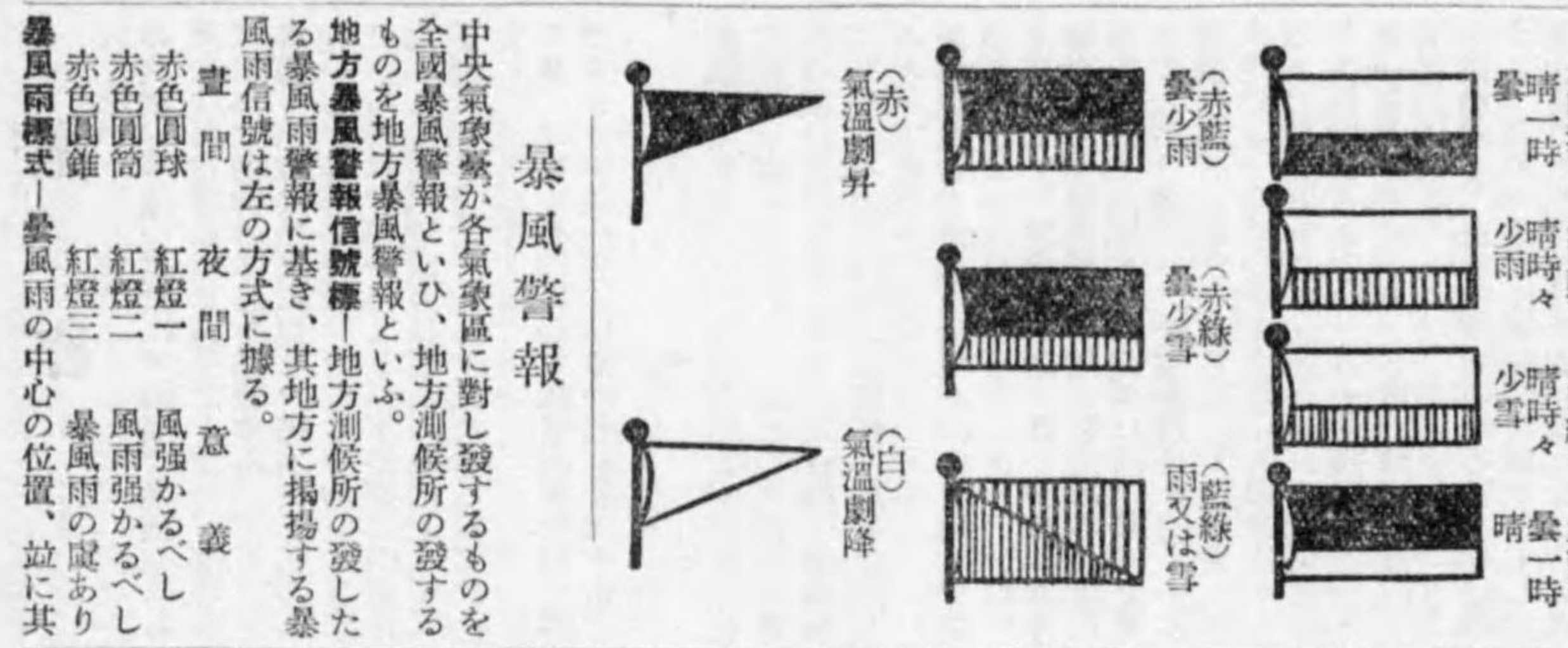
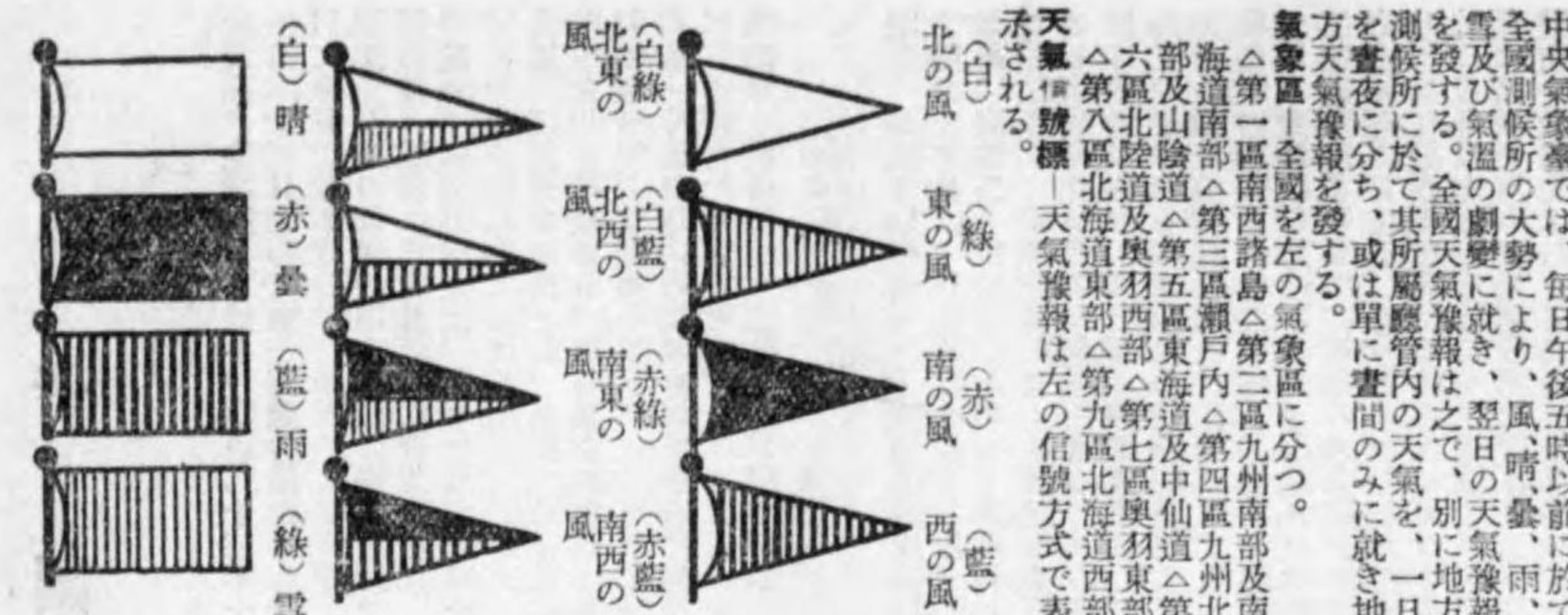




Table of famous earthquakes with columns for date, location, and casualties. Includes entries for 慶長元, 享和, 文政, 天保, 弘化, 嘉永, 安政.

Table titled '關東地震被害記録' (Kanto Earthquake Disaster Record) showing damage statistics by prefecture and city, including deaths and property loss.

天氣信號





帝國議會

議會開閉

貴族院、衆議院より成り、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回議會開會され、以て今日に及ぶ。

召集の勅諭は四十日前に發布され、解散後の議會は五箇月以内に召集され、開院式は兩院成立後、勅令を以て期日を定め、貴族院に於て行はる。

議院の成立

議長、副議長勅任せられ、議員の議席及び部屬が定まれば、茲に議院は成立する。議長、副議長は貴族院にありては議員中より勅任され、衆議院にありては議員の選挙せる候補者各三名につき勅任する。

議事

の次第、其他の議員は年齢順。衆議院にありては毎會期始めに議長之を定め、臨時會に於ては前會の議長を繼續する。

配分し、各部に號數を附する。均分する能はざる時は、第一部より以下各部に一員を加へる。議長、副議長は部員の内に入らず。

議事

會議は委員會及び本會議の二とす。委員會は議案審査の爲めにし、凡ての案件は本會議の議決を以て確定する。本會議は總議員の三分一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

議事

の投票を得たる者二人につき、決選投票を行ふ。常任委員は貴族院にありては(一)資格審査委員九人、(二)豫算委員六十三人、(三)懲罰委員九人、(四)請願委員四十五人、(五)豫算委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、衆議院にありては、(一)豫算委員六十三人、(二)決算委員四十五人、(三)懲罰委員二十七人、(四)請願委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、毎會期の始めに各部に於て無記名投票を以て、總議員中より選挙する。

特別委員は一件を審査する爲めに之を設く。其定員は九名であるが、議院の決議を以て増加することができる。選挙は通記、無記名投票を原則とするも、議長又は各部に委任する場合もある。

議事

委員會 常任委員會及び特別委員會は、各無記名投票を以て、委員長一名(外に貴族院は副委員長一名、衆議院は理事一名又は數名)を互選する。委員會は議院の許可を得たる場合の外、議院の會議時間中に開くことができない。又委員半數以上出席するに非ざれば議事を開くことができない。委員會審査を終る時は、報告書を作り(口述報告するを得)、委員長より之を議長に提出する。委員會の少數意見は出席委員三分一以上の希望があれば委員會の報告と共に提出することができる。

議事

は豫算委員、決算委員及請願委員に限る。は其事務の捷速を計る爲に、之を數科に分けることがある。此場合は各科で主査を互選する。主査は議院に於て、委員長の報告を補助することができる。

資格審査 議員が他の議員の資格に對して異議を申立てたときは、議長は之を審査委員の審査に附する。委員其審査報告を提出したるときは、議長は之を各議員に配付した後院議に附する。被告議員は自ら議院に辯明し、又は他の議員をして代つて辯明せしめることができる。

議事

開議 貴族院は通常午前十時、衆議院は通常午後一時。延會 議事未だ終らざるも、定刻(貴族院は午後四時、衆議院は午後六時)に至るときは、議長は延會を宣告することができる(但し緊急の議事は此限り非ず)。相當の時間を経て、二回計算して、仍し出席議員定足數に充たざる時は議長は延會を宣告する。

帝國議會

議會開閉

貴族院、衆議院より成り、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回議會開會され、以て今日に及ぶ。

召集の勅諭は四十日前に發布され、解散後の議會は五箇月以内に召集され、開院式は兩院成立後、勅令を以て期日を定め、貴族院に於て行はる。

議院の成立

議長、副議長勅任せられ、議員の議席及び部屬が定まれば、茲に議院は成立する。議長、副議長は貴族院にありては議員中より勅任され、衆議院にありては議員の選挙せる候補者各三名につき勅任する。

議事

の次第、其他の議員は年齢順。衆議院にありては毎會期始めに議長之を定め、臨時會に於ては前會の議長を繼續する。

配分し、各部に號數を附する。均分する能はざる時は、第一部より以下各部に一員を加へる。議長、副議長は部員の内に入らず。

議事

會議は委員會及び本會議の二とす。委員會は議案審査の爲めにし、凡ての案件は本會議の議決を以て確定する。本會議は總議員の三分一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

議事

の投票を得たる者二人につき、決選投票を行ふ。常任委員は貴族院にありては(一)資格審査委員九人、(二)豫算委員六十三人、(三)懲罰委員九人、(四)請願委員四十五人、(五)豫算委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、衆議院にありては、(一)豫算委員六十三人、(二)決算委員四十五人、(三)懲罰委員二十七人、(四)請願委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、毎會期の始めに各部に於て無記名投票を以て、總議員中より選挙する。

特別委員は一件を審査する爲めに之を設く。其定員は九名であるが、議院の決議を以て増加することができる。選挙は通記、無記名投票を原則とするも、議長又は各部に委任する場合もある。

議事

委員會 常任委員會及び特別委員會は、各無記名投票を以て、委員長一名(外に貴族院は副委員長一名、衆議院は理事一名又は數名)を互選する。委員會は議院の許可を得たる場合の外、議院の會議時間中に開くことができない。又委員半數以上出席するに非ざれば議事を開くことができない。委員會審査を終る時は、報告書を作り(口述報告するを得)、委員長より之を議長に提出する。委員會の少數意見は出席委員三分一以上の希望があれば委員會の報告と共に提出することができる。

議事

は豫算委員、決算委員及請願委員に限る。は其事務の捷速を計る爲に、之を數科に分けることがある。此場合は各科で主査を互選する。主査は議院に於て、委員長の報告を補助することができる。

資格審査 議員が他の議員の資格に對して異議を申立てたときは、議長は之を審査委員の審査に附する。委員其審査報告を提出したるときは、議長は之を各議員に配付した後院議に附する。被告議員は自ら議院に辯明し、又は他の議員をして代つて辯明せしめることができる。

議事

開議 貴族院は通常午前十時、衆議院は通常午後一時。延會 議事未だ終らざるも、定刻(貴族院は午後四時、衆議院は午後六時)に至るときは、議長は延會を宣告することができる(但し緊急の議事は此限り非ず)。相當の時間を経て、二回計算して、仍し出席議員定足數に充たざる時は議長は延會を宣告する。

ば議題に上される。上奏、建議又は豫算案の修正動議には三十人以上の賛成が要る。第一讀會 議案が各議員に配付された後少くも二日を経過開かれる。緊急事件は之を限りでない。政府又は他院の提出議案は之を委員に附託し、委員の報告を待って、大體につき討論したる後、第二讀會の開否を決す。自院議員の提出議案は、委員附託の勅令があつて、可決された場合の外、右の委員附託を須ひず、直に大體議を加へ、第二讀會の開否を議員に諮る。

に依り、反對者賛成者を交互に指名して發言せしめる。通告を爲さざる議員の發言は通告者の發言が終つた後に許可される。議員は同一の議題について二回發言することはない。但し質疑、應答、注意の喚起は此限にあらざる。また委員長及び報告者は其報告の趣旨を辨明する爲に、又資格につき異議を申立てられた議員、懲罰事犯を以て告發された議員は辯明の爲に、數回發言することができ、國務大臣及び政府委員は何時たりとも發言することができる。議長討論 議長自ら討論に與らんとするときは豫め之を通告し、議席に著く。この場合は副議長が議長席に著く。議長討論に與るときは、其問題の表決に至るまで、議長席に復することができない。

しと認むるとき、または宣告に對して議員に異議あり、定規の議員(貴族院は十人以上、衆議院は二十人以上)之に賛成するときは、書記官に議員の氏名若しくは番號を點呼せしめ、議員に起立して可否を表明せしめる。點呼の結果につき仍し異議あり、定規(貴族院は二十人以上、衆議院は三十人以上)の賛成あるときは、記名投票に依り又は議員二十人以上の要求あるときは、起立の方法を用ひずして、記名又は無記名投票を以て表決せしめる。無記名投票 可とする議員は白色票、否とする議員は黒色票を特設された函に投入し、同時に其名刺を名刺函に投入する。豫算會議 豫算案を數部に分割したる時は毎部の審査を終るにつれて會議を開く。各部の議事を終つたときは、總額に於て、更なる議決を爲す。豫算の會議に於て、更に審査を必要とする事項を發見したるときは、其事項に限り、再び豫算委員に附託し審査せしめる。豫算委員は、豫算案を受取つた日から二十一日以内(已むを得ざる場合は五日間延長するを得)に審査を終へて之を議院に報告しなくてはならぬ。

しくは答辯を爲さざる理由につき動議を提出するものあり、三十人以上之に賛成する時は議長上奏せんとするときは、文書を奉呈し、又は議長を以て總代とし、謁見を請ひ、之を奉呈する。建議 文書を以て政府に提出する。請願 凡て議員の紹介に依るのであつて、得ず、又其請願書は哀願の様式を具へなくてはならぬ。請願は提出の順序に依つて請願委員が之を審査する。議員より一の請願に對し至急の審査を請求するときは、議長は討論を用ひずして議院の決を採り、時日を限つて請願委員に附託する。請願委員は審査の結果に従ひ、議院の會議に付すべきものと、付するを要せざるものとに区分し、之を議院に報告する。付するを要せずと報告したる者對して、一週間内に議員三十人以上より、會議に付するの要求が出なければ委員の決議は確定する。辭職 伯子男爵議員及び勅任議員辭職の場合、議長は經由して奏請しなければならぬ。衆議院にあつては議長辭表を朗讀せしめ、討論を用ひずして其許可を議決する。閉會中に在つては、議長之を處分し、次會期の始に議院に報告する。服装 羽織袴、フロックコート又はモーニングコートに限るも、衆議院では特に無地又は之に準ずべき折襟袴廣でよいことになつてゐる。辭職 一週間を超えざる議員の請願は議長之を許可し、一週間を超えざるものは議院が許可する、無期限のものには許可されない。懲罰 議員に懲罰事犯あるときは、議長は之を委員に付し院議を経て宣告する。議員は二十人以上の賛成を以て、事犯三日以内に懲罰の動議を提出することが出来る。此場







貴族院

貴族院の組織

(一)皇族 (二)公侯爵 (三)伯子男互選者 (四)國家に勲勞あり又は學識ある者の中より勅任せられたる者 (五)帝國學士院の互選に由り勅任せられたる者 (六)道府縣に於て土地或は商工業に付き、多額の直接國稅を納むる者の中より、一人又は二人を互選して勅任せられたるもの等によつて組織される。皇族の男子は御成年(滿二十歳)を以て議席に列せられ、公侯爵を有するものは滿三十歳に達すれば、議員の資格を得る。公侯爵議員は勅許を得て議員を辭することを得、又議員を辭したるものは勅許に依り再び議員となることを得。國家に勲勞あり學識ある者の勅任議員は終身なるも、身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至つた場合は、貴族院に於て其旨を議決し、上奏して勅裁を請ふ。議員の定数は伯子男十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、帝國學士院議員四人、多額納稅者六十六人以内、勅選議員百二十五名以内。貴族院は(一)天皇の諮詢に應へ、華族の特權に關する條規を議決し、(二)議員の資格及び選舉に關する争訟を判決し、(三)院令を改正し、又は増補する權を有する。

三爵議員の選舉

選舉權—伯子男爵を有する滿三十歳以上の者は、皆その同爵議員を選舉するを得。被選舉權—神官、諸宗の僧侶、教師の職にあるもの、外皆之を有す。失權者—(一)癡癪白痴の者、(二)身代限り

議員一覽

(九年九月一日現在)

Table listing members of the House of Peers (貴族院) with columns for name, title, and other details. Includes names like 伊集院 兼九郎, 藤田 鳴鶴, etc.

失權者—(一)禁治産者及準禁治産者、(二)破産宣告者にして復權を得ざるもの、(三)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、(四)刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し、六年未満の懲役の刑に處せられ、其執行を終り、又は執行を受けることなきに到りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者、(五)六年未満の禁錮刑に處せられ、又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し、六年未満の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り、又は執行を受けることなきに至る迄の者、(六)陸海軍々人に於て現役中の者(未だ入營せざる者及歸休して下士官を除く)及戰時若しくは事變に際し召集中の者は互選人たることを得ず。兵籍に編入せられたる學生生徒及志願により國民軍に編入せられたる者亦同じ。但し陸軍各部依託學生生徒、海軍軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造船學生、造船學生、並に海軍豫備學生及海軍豫備練習生は此限にあらず。

學士院議員の互選

互選資格—選舉期日三十日より其の日迄引續き帝國學士院會員たる者。選舉期日—九月二十日東京に於て行ふ。選舉管理—帝國學士院長。投票—一人一票。互選人は選舉會場に於て選舉管理者の交付したる用紙に、其選舉に於ける議員定數以下の被選舉人の氏名を自ら記載投函する。東京府の外に居住するに因り、又は公務若しくは疾病傷疾に因り選舉の當日選舉會場に到る能はざる時は、郵便に依り投票を爲すことを得。補選議員—勅命を以て行はる。議員の任期—七箇年。補選議員は前任者の殘任期間に依る。

兼る能はざる官職

貴族院議員の選舉に應じた者は、左記各部局に勤務する官内官を兼る事ができない。侍從職—式部職、皇太后宮職、東宮職、主馬寮、皇后宮職、帝室會計審査局、皇族家職。

選舉訴訟

貴族院議員の資格及び選舉に關する争訟は貴族院自ら之を判決する。出訴期間は開會後十日。但し補選議員が開院中なるときは、伯子男爵は當選確定の後、多額納稅者は勅任後各十日。

多額納稅議員互選

互選資格—滿三十歳以上の男子にして、互選人名簿調製の期日迄引續き一年以上北海道上、又は各府縣に於て本籍を定め住居し、多額の直接國稅を納め、仍ほ引續き住居し及び納稅する者。家賃相續に依り財產を取得したる者に付ては、其財產に付被相続人の爲したる納稅を以て其者の爲したる納稅と看做さる。

互選名簿—地方長官は選舉を行ふ年の六月一日現在にあり、北海道又は各府縣に於て互選資格を有する者の名簿を調製する。互選人名簿には互選人の氏名、職業、本籍、住居、生年月日、土地或は工業商業に付納むる直接國稅の細別及び總額並に納稅地等を記載する。名簿は七月二十日より十五日間北海道廳又は各府縣に於て縦覧に供し、八月三十一日を以て確定する。選舉期日—九月十日。選舉方法—投票は一人一票に限る。選舉會場—選舉會は北海道廳又は各府縣廳に之を開く。特別の事情ある場合は選舉分會を設くるを得。



多額納税者一覽表

昭和七年九月十日執行の多額納税者選考に際し調製された互選有資格者六千五百八十五名の内、税額五千圓以上にするもの五百九十六名(前同に比し五百三十二名減)あり、左の如し。

Table with columns for name, residence, occupation, and tax amount. Includes names like 野間清治, 小石川, 松川, etc.

貴族院

院

一〇五

貴族院

一〇四

Table with columns for name, residence, occupation, and tax amount. Includes names like 島津重豪, 津田重三, 次郎, etc.



Table of names and titles for the House of Nobles (貴族院), including members like 伊達宗定, 高木正得, 竹中久藏, etc., with their respective districts and professions.

Table of names and titles for the House of Peers (貴族院), including members like 渡邊作右衛門, 栗山善兵衛, 前島右市郎, etc., with their respective districts and professions.



Table of names and titles for the House of Nobles (貴族院), including members like 森本千吉, 奥村太平, 御木本幸吉, etc.

Table of names and titles for the House of Peers (貴族院), including members like 立花鑑徳, 野村久次, 太田清藏, etc.

Table titled '選出別議員數' (Number of Elected Members by District) showing counts for various regions like 皇族, 皇親, 華族, etc.

Table titled '各派役員' (Officers of Various Groups) listing names and positions of members from different political or social groups.

Table titled '多額納税者納額' (Tax Amounts of High-Taxpayers) showing the highest and lowest tax amounts for individuals.

Table of names and titles for the House of Peers (貴族院), including members like 古莊健次郎, 富永狼雄, 松井敏之, etc.

Table titled '選出別議員數' (Number of Elected Members by District) showing counts for various regions like 皇族, 皇親, 華族, etc.

Table titled '各派役員' (Officers of Various Groups) listing names and positions of members from different political or social groups.

Table titled '多額納税者納額' (Tax Amounts of High-Taxpayers) showing the highest and lowest tax amounts for individuals.



















普通選舉各派成績

| 年 | 月 | 政友會 |     | 民政黨 |     | 國民同志會 |     | 革新黨 |     | 社民  |     | 無產  |     | 其他  |     | 計   |     |
|---|---|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|   |   | 者   | 補候  | 者   | 補候  | 者     | 補候  | 者   | 補候  | 者   | 補候  | 者   | 補候  | 者   | 補候  | 者   | 補候  |
| 七 | 二 | ... | ... | ... | ... | ...   | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

| 道府縣 | 定員  | 政友會 |     | 民政黨 |     | 無產政黨 |     | 中立  |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
|     |     | 得票數 | 者當選 | 得票數 | 者當選 | 得票數  | 者當選 | 得票數 | 者當選 |
| 北海道 | ... | ... | ... | ... | ... | ...  | ... | ... | ... |
| 東京府 | ... | ... | ... | ... | ... | ...  | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ...  | ... | ... | ... |

總選舉投票者、棄權者

| 選挙年次    | 投票者 | 棄權者 |
|---------|-----|-----|
| 七五三三九六四 | ... | ... |

毎回選出議員、人口、有権者比率

| 選挙年月日 | 議員有権者 | 人口  | 有権者比率 |
|-------|-------|-----|-------|
| ...   | ...   | ... | ...   |

| 職別  | 明治年代 | 大正年代 | 昭和年代 |
|-----|------|------|------|
| 軍官  | ...  | ...  | ...  |
| ... | ...  | ...  | ...  |

議員黨派對勢

| 開會   | 政友  | 民政  | 無產  | 其他  |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 六〇議會 | ... | ... | ... | ... |
| ...  | ... | ... | ... | ... |

衆議院解散一覽

| 解散年月日 | 事由  |
|-------|-----|
| ...   | ... |
| ...   | ... |

| 選挙年次 | 選挙年月日 | 議員有権者 | 人口  | 有権者比率 |
|------|-------|-------|-----|-------|
| ...  | ...   | ...   | ... | ...   |



政界展望

六十四議會後の政局

政府閣議樹立へ一齋藤内閣が政民兩黨總裁に對して無任所大臣としての入閣交渉が失敗して以來、更に兩黨との間に何等かの交渉を保つために、所謂國策協定に乗出し、鈴木政友會總裁、若槻民政黨總裁、安達國民同盟總裁を歴訪して、横々隔意なき意見を交換し、更に貴族院各派交渉委員との間に援助を求めて、茲に齋藤内閣は形式的にも兩院の支持を受けることとなつたのである。依つて政府は内外共に益々多端な時局を乗り切らねばならぬ、根本的國策を政府自ら決定する運びとなり、殊に昭和九年度豫算編成を前にして陸海兩軍部、外務、大藏、農林等の各省間で夫々具體的調査に取る掛るに至つた。即ち國策樹立に關する對外的工作は九月六日に齋藤首相が貴族院各派交渉委員を招待して諒解を求めたのを一段落とし、愈々對内的工作として先づ九月九日荒木陸相の高橋藏相訪問となつて現はれ、首相、藏相、外相、陸相及び海相間の個別的交渉並に折衝は屢次續續されて下準備も漸く整つたので十月三日第一次五相會議が開かれた。即ち齋藤首相を始めとし、廣田外相、高橋藏相、荒木陸相、大角海相の五閣僚が出席し國防と外交財政との調整を如何にするか根本議題であつた。

思の疏通を缺く憾みがあつたのと、老齢職のため健康を著しく害したため八月末以來箱根に静養してゐたが、齋藤首相の慰留をもち遂に九月十三日正式に辭表提出を爲すに至つた。依つて齋藤首相は十四日廣田駐露大使を招致して外相就任方を交渉しその承諾を得たので同日午後葉山に於て外相更迭の親任式が行はれた。任外務大臣 特命全權大使 廣田弘毅 依願免本官 外務大臣 内田康哉 五相會議の結果 國防と外交財政との調整に關する五相會議は十月三日その第一回が開かれてより回を重ねるごとく五回、十月二十日の第五次會議に於て三者の根本方針は全く意見の一致を見るに至つたのである。即ち政府は二十日の五相會議終了後ステートメントを公表して曰く、五相會議に於ては外交國防財政の調整の根本に關して隔意なき意見の交換を遂げたる結果相互の諒解を深めその大綱に關し意見の一致を見たりと、而して外交國防財政の調整に關する根本の大綱と云ふのは大體次の如き事項であると云はれてゐる。一、我國と共存共榮にして且つ密接不可分の關係にある滿洲國の獨立を確保しその健全なる發展を助長すること。一、國防は帝國の安全感を脅かされざる範圍内に於て財政の狀況をも充分考慮してその充實を圖ること。一、外交は聯盟脫退の際賜りたる詔書の御趣旨を奉體し國際協力の精神に基き特に支那、米國、露國に對して親善關係を促進せしむべき方策を講ずること。

一、現下の國際關係、國防狀況に鑑み諸政の改革を圖ると共に國民精神の作興を期すること。等であつて、翌二十一日の臨時閣議は之がために特に開かれ、齋藤首相より五相會議の経過並に結果について詳細に報告し、全閣僚異議なく之を承認して茲に國防外交財政の調整に關する我が國策は願議一致した次第である。倫敦條約問題再燃し政府に於ては五相會議を開いて一九三五、六年の危機に備へんとし他方五・一五事件に對する海軍側並に民間側の裁判が續行せられてゐる折柄、その根本原因ともなつて倫敦條約締結の是非について現角世間の神經が過敏となつてゐた時、鈴木政友會總裁は十月一日津市に開かれた東海大會の席上、倫敦條約のため國防の缺陷が生じ大規模な補充が必要となつた旨の演説を爲したため、越えて十一日若槻民政黨總裁は名古屋市に於ける民政黨有志懇親會の席上、倫敦條約攻撃に對して外交經過を詳細に述べて反駁を加へたので、之を切つ掛けに政友會は内田信也氏個人談の形式を以て駁論を爲し、或は海軍後備將校は水交社に會合して對策を講じ更に横須賀の五・一五事件海軍側被告特別辯護人たる朝田海軍大尉が若槻總裁を訪問して釋明方を求めるなどかなり險惡なる空氣を漂はせたのであつたが、海軍首腦部に於てはその成行を憂慮し極力内部を抑へるとともに、海軍は過去を追はず將來に對して萬全を期するのみであるとの非公式聲明を發してこの問題も漸く解決を見るに至つた。

最近豫算問題其他に關聯して軍民分離の言動を爲すものが尠くない、此種軍民分離の運動は國防の根本を爲す人心の和合結束を破壊する企圖であつて軍部として斷じて黙視し得ざる所である。現時平和的一國の國防力を減殺する爲め國策的策謀の二大手段として用ひられてゐるものは第三インテリの指令に基く自國收買を目的とする反戰運動と右に述べた軍民分離の策動であつて、此度國策遂行上の必然的要求たる國防力の増強の爲め軍事豫算の計上せらるゝに就ても之を以て軍民分離の好題目として策動する人士がある様であるが斯くの如きは其の意識的たる無意識的たるの問ははず國防の立場上看過する能はざる事柄である。抑々今回の軍事豫算なるものは現時の國際狀況に鑑み國策の遂行と國防の安全を期する

爲め必要の最少限度として要求せるものにして全く國家の永遠の安全と其の發展並に國民の全般の康寧とを念とするに外ならず、從つて農村問題の如きも一般的國政問題としての外國防と離るべからざる關係にある事實に鑑み軍部當局に於ても最も重大なる關心を有しあるは衆知の事柄である。然るに昨今爲めにする軍部に對する反感を誘致せんとするものあるやに仄聞するは國防上は勿論國家全般の安泰上遺憾の極みである。

て折角上の傾向にある産業界の萌芽を傷け、建前から新増設の設置を見合すに至つたため、歳入の新規財源としては自然増収と新規剩餘金による外他は全部依然として赤字公債に待たねばならなかつた。從つて大藏省として決定した九年度豫算、概算額は歳入歳出共に二十億七千七百萬元、その歳入の内訳は經常部十二億四千六百萬元、臨時部七億七千七百萬元、その内訳は普通歳入五千萬元、剩餘金繰入二千萬元、公債金七億百萬元、歳出に於ては經常部十二億四千五百萬元、臨時部七億七千七百萬元であつた。これが十一月十七日の豫算閣議に附され高橋藏相から内容について詳細な説明があり即ち、明年度豫算編成に當り各省の新規要求總額は十四億圓の巨額に達したが、非常時局に對處するため國防豫算を先議し軍事要求八億圓はこれを半額の四億圓とし、他の經費については眞に必要な額からさざる費目二億圓を計上するに止め、斯くして經常歳入を以て經常歳出を賄ふことによつて收支の均衡を保つことが出来た次第で、財政の基礎を漸次正常化するためにかゝる犠牲も忍んで貰はねばならぬ、旨を述べたのであつたが、陸海兩相を始め時局軍部救済算で無慘な大削減に達つた後藤農相等から猛烈なる復活要求の交渉あり、遂に豫算閣議は何等纏まる處なく、事務的並に政治的復活交渉に移すこととして散會したのである。復活要求額は各省を通じて總額三億圓の巨額に達し、殊に海軍補充計畫については三土鐵相までも調停に乗出し、齋藤首相も亦その圓滿なる解決に苦慮したのであるが、八月三十一日の臨時閣議も遂に各閣僚の納得するに至らず、高橋藏相亦堅く主張して譲らず、豫算編成は俄然重大難題に乗して至つた。斯くして内閣の死體をも制する虞あるため何等かの政治的妥協點を發

見することになり、漸く打開の途を見せられ、さしも難關を極めた明年度豫算も滿洲事變豫備金二千萬元中より一千万圓を海軍豫算財源に振向けると荒木陸相が承諾し、且つ又藏相が海軍豫算査定に當つて用ひた妙手、建艦單價の引下、も今後工事施行に際して不足を生ずる場合は追加要求を加算に計上することになつて漸く編成を了したのである。十二月二十五日兩院議員に配布すると共に政府より發表した九年度豫算概要によれば歳入歳出共に二十一億一千二百三十三萬三千元、歳入經常部十二億四千八百三十三萬三千元、歳入臨時部八億六千三百八十五萬圓、内普通歳入五千九百三十七萬五千元、公債金七億八千四百四十二萬七千圓、前年度剩餘金繰入九千九百四十二萬七千圓であり、歳出經常部は十二億四千七百二十萬七千圓、歳出臨時部は八億六千四百九十二萬六千圓である。これを八年度豫算(但し通信事業特別會計に計上するべき性質の歳入歳出を除く)に比すれば八百三十三萬三千圓の減となつてゐる。

むならばその實現も敢て難事ではないと云ひ、齋藤首相は動機を純眞さを説き、若槻民政黨總裁は動機が目的なら御免だと云ひその意見は未だ歸一したものでなかつたが、政友有志懇親會は十一月十六日九ノ内會館に於て開かれ、政友側は船田中、芦田均、原口初太郎氏等七名、民政側は田中武雄、勝正憲、田中實、武富濟氏等二十九名出席し、別に具體的申合せもなく意見の交換に止まり、たゞ「十六日會」と名付け今後この中堅組の會合は屢々行はれたが、他方十二月二十日に至り中島商相が仲介者となり政民兩黨の大幹部を招待し、聯繫斡旋の勞をとる旨の聲明を發するに至り、世間の注目を惹いた。この協議會は二十五日芝紅葉館に開かれ、政友側は床次、望月、久原、山本(全)、前田、秋田、濱田、川村、島田、山崎、松野、山口、内田の各氏、民政側は町田、川崎(全)、頼母木、櫻内、富田、俵、小泉、松田の各氏出席して政策問題には觸れず、たゞ精神的融和を圖つただけであつたが、政友會に在つては床次氏民政黨に在つては町田氏が各々中心となり聯繫運動の實現化に努めたことは第六十五議會の休會明け質問に於ける兩氏の演説内容が大同團結を強調したこと、而して十二月八日松岡洋右氏は突然政黨解消を主張して政友會を離黨し、越えて二十三日政黨解消聯盟を組織する旨の聲明書を同氏は發表し更に十二月二十九日非常時對策につき黨と意見を異にするの故を以て離黨した。

軍民離間運動に就て今回陸軍省から發表されたが海軍としても之には全然同感である、今や我國民は舉國一致在朝在野を問はず結束して一路難局打開に邁進せねばならぬ時である、凡そ如何なる事にも人の和が大切である、過る日清日露の兩戰役、近くは滿洲上海事變に於て我國論は見事に一致して赫々たる成果を挙げた、來るべき危険線に直面して軍備の充實は申すまでもないが先づ國論を統一して九千萬同胞打つて一九とした眞の擧國一致が出来なければならぬと思つてゐる。然るに近時或る一部に軍部と國民又は陸軍と海軍とを離間せんとする様な非愛國的言辭を弄する者あるは甚だ遺憾である。斯くの如きは我國を害せんとする者の宣傳に依るものではないかと思ふ。現下の如き時局に於ては國民は特に斯かる宣傳に乗せられぬ様十二分の戒心せねばならぬ。

九年度豫算の編成一非常時國防の充實及び時局軍部を切盛る昭和九年度豫算の編成も各省から新規要求書並に概算書が大藏省に廻付されて以來、大藏省では鋭意査定に着手し、殊に何分にも高橋藏相の意向に基い

政友會にして眞に一致して聯繫運動に進

第一線に起つて或は一九三五、六年の國際的危機並に國內に於ける思想問題、農村問題等に於ても至急根本對策を樹立する必要を力説したのであつたが、五相會議に







来るだけ早く出来るような時期が来ることを望んでゐるが、その時期が十年程度からだと明言したことはない」と答へた。

本會議の壇上から政友會議員岡本一巳氏が帝人及神鋼問題に關聯して、政友會の某閣僚が昨年の盆と年末に百三十餘名に對してばらまいた金は帝人及神鋼の肩替りて儲けたものだと呼んだとであつた。

六月中臺灣銀行持券處分に關與し不正の行爲ありとの事實は審理不盡の餘儀なきに至りたるためその有無不明なり。

より鳩山文相は文教の鏡を曇らせてゐることとは遺憾至極である」と論鋒鋭く追究するや、鳩山文相も「昨今私に對して兎角の風評が立ち、之がために教育界に悪い影響を及ぼしはせぬかと云ふことは本當に腹の底から心配して全く私は明鏡止水の氣持で居りまして善處したいと思ひます」と答へ

米の特別處理法を設けること、蠶糸政策としては乾誦共同保管を奨励することの言明を豫算總論に於て爲し、辛うじて二月十日豫算案は衆議院を通過し、貴族院に於ては首相が豫算案審議中約十日間病氣のため登院せざりしことら屢々審議期間を延長されたのであるが、これまた三月十四日通過し、昭和九年豫算案は成立したのである。

たので政府はこれに不同意を表し、貴族院は政府の意見通り原案通りに修正し、衆議院は貴族院の修正案を否決したため遂に兩院協議會となり、種々協議の結果、連座規定と混同開票を衆議院の主張を大體容れられた協議會案が兩院を成立した。他方治安維持法改正案も兩院協議會に附されたが、豫防拘禁刑除で双方折合はずこれは遂に不成立に終つた。

先づ專任文相として松本商相に白羽の矢を起して交渉したるも受諾せざるため政友會より起用するとなり、大藏政務次官堀切善兵衛氏に非公式交渉せらるゝ、岡本亦政友會の党内事情より七日之を拒絶せるため遂に專任文相の補充は失敗に終つた。

につき政調小委員會案を作成し、八月月上旬これを外部に發表すると同時に民政黨に提示するに至つたが、民政黨に於ては政友會の態度に對して著しく不滿の意を示し、政友會はこれを聴き民政黨の冷嘲なる態度に不平を洩す等、既に政權目當ることゝ今後どの程度まで行はれるか疑問視されてゐる。



なしと観念し、山本、高橋兩閣僚とも慎重協議の上一切の退却準備を爲し、七月三日閣議に於て全閣僚の辭表を取纏め、直ちに參内閣下に骸骨を乞ひ奉つた。

重臣會議岡田大將を推す一齋藤内閣總辭職を爲すや、元老西園寺公に御下問があつたので、西公は御召の御沙汰を拜して四日上京、宮中に於て牧野内府、清浦伯、一木樞府議長、高橋翁、若槻男、齋藤子の重臣を集めて重臣會議を開き、重臣の意向を聽した處齋藤首相より海軍大將岡田啓介氏を後任者に推した。依つて西公は直ちに拜謁仰付られ岡田大將を後繼内閣の首班者に奏薦した。斯くして組閣の大命は岡田大將に降下したので、大將は先づ齋藤首相と打合せ組閣準備に着手し、一九三五年の危機に備ふるため陸海軍兩大臣の留任を求めてその承諾を得たる後、若槻民政、鈴木政友の兩黨總裁を訪問して援助を懇請し、五日には廣田外相の留任、藤井大藏次官の昇格、小原東京控訴院長の法相就任を決し、銚衛政友會總裁に對して望月圭介氏の農林、床次竹二郎氏の逓信就任方を懇談するや、政友會方面の感情を俄然刺戟し、鈴木總裁に於ける政友會の最高幹部會は、床次氏が極力内閣支援を主張したにも拘らず、七日鈴木總裁は岡田大將を訪問して入閣交渉を正式に拒絶するに至つた。併し岡田大將は尙くまで政友會より閣僚を入れんとし床次氏と屢次折衝し漸く内田信也、山崎達之輔、床次竹二郎の三氏入閣、民政黨とは若槻總裁と交渉して松田源治、町田忠治の兩氏を銚衛し、八日親任式は舉行され、茲に岡田内閣の成立を見るに至つた。

任内閣總理大臣兼拓務大臣 岡田 啓介  
任内務大臣 農林大臣 後藤 文夫

任内閣書記官長には拓務次官河田烈氏、法制局長官には法制局參事官金森徳次郎が就任した。

尚ほ内閣書記官長には拓務次官河田烈氏、法制局長官には法制局參事官金森徳次郎が就任した。

政務官銚衛不持一組閣に澁滞を來たした岡田内閣は貴族院研究會より閣僚をとらず、政友會と不睦となりため政務官の銚衛にも手問取り、七月十七日に劇合を貴族院六政民各九と決し、十九日に至つて漸く正式決定を見るに至つた。

各省 政務次官 參與官

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 外務 | 井阪 豊光   | 松本忠雄(留) |
| 内務 | 大森 住一   | 橋本 實斐   |
| 大藏 | 矢吹 省三   | 豊田 收    |
| 司法 | 原 夫次郎   | 舟橋 清賢   |
| 文部 | 守田 敬一郎  | 山根 儀重   |
| 農林 | 勝 正憲    | 森 守平    |
| 逓信 | 青木 精一   | 高橋 光雄   |
| 商工 | 橋口 典常   | 平野 秀雄   |
| 鐵道 | 田中 武雄   | 兼田 隆吉   |
| 拓務 | 田中 武雄   | 手代木隆吉   |
| 陸軍 | 堀田正恒(留) | 窪井 義道   |
| 海軍 | 堀田正恒(留) | 窪井 義道   |

昭和十年度豫算編成方針

一、昭和十年度豫算編成に當りては財政の内容を強化し速かに歳計收支の均衡を回復するの素地を作り努めて公債の發行額を減少することを以て其の方針とする。

二、各省新規經費の要求は現下の時局に際し眞に緊急を要する事項のみに限り且其の金額を出来る限り少額に止むること。

三、各省は既定の經費に對し節減を爲し新規經費の要求を爲す場合に於ても出来る限り之に依りて其財源を求むること。

四、昭和七年以降に降上したる所謂時局巨費は昭和九年度限り之を打切ること。

五、但し窮狀特に甚しき地方に在りては必要適切な事業ある場合に限り別に考慮すること。

六、各省成人歳出概算は昭和九年八月十日限り之を提出すること。

七、各特別會計の豫算亦當該會計の狀況に應じ大體前各項に準じて之を編成することとし、其概計は昭和九年八月三十一日限り之を提出すること。

右の如き豫算編成方針によつて、各省に於

ては夫々豫算省議を開いて、新規要求費目を協議決定した結果、八月二十日までに各省から大藏省主計局に提出された各省の新規要求額は早くも八億圓を突破し、今後の追加要求額を豫想すれば十四億圓を越ゆるものと見られてゐる。

官紀振奮の首相訓示一大藏省疑獄事件は大藏省關係のみならず中島前首相も強制收容さるゝに至り、齋藤内閣瓦解の原因も一つに綱紀紊亂にあるので、岡田首相は官紀振奮に對して特に留意し、七月二十四日一般官吏に對して訓示する所があつた。その要旨は「政治の嚴肅公正を確保し國民の信頼を高めるように努め、私利權勢に走らず廉潔剛直の精神と公明正大の態度を持して地位押れ疎漫驕意あるを容さず」と論じたものであつて、後藤内相はその趣旨を體して内務官吏及び地方官公吏に諭示した。

政局一と先づ小廉一岡田内閣成立後、政友會としては是非々々の立場にあり、然かも政友會の主たる鈴木總裁系は來る通常議會に於て政府不信任案提出を爲すかも知れずと云はれ、斯くて一九三五、六年の國際危局に直而して軍事豫算の不成立を來し、國策遂行上重大支障を生ずるので臨時議會を召集して、齋藤應急對策を講ずるべきであるとの説も生ずるに至つたが、岡田内閣は成るべく穩健なる態度を以て時局收拾に當らんとして、齋藤應急對策については、月中旬第二豫備金中より支出して處置を講じ結局臨時議會は召集することを見合せに至つた。而して政府は重大國策決定のため國策審議會を設置して、貴衆兩院より有力者を入れ、以て舉國一致して時局に當らんとし、他方政友會内部に於ては政府との正面衝突を回避せんとするの工作も徐ろに行はれ、通常議會まで政局は小康の觀を呈するに至つた。

### 行政官廳

内閣は國務各大臣を以て組織し、總理大臣これが首班として職務を委宜し、旨を承けて行政各部の統一を保持する。閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算、決算案、(二)外國條約及び重要な國際案件、(三)官制又は規則及法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の爭議、(五)天皇より下附され、又は帝國議會より送致される國民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及地方長官の任命及び進退等、各省主任の事務と雖も、高等行政に關係し事態の稍重きものは之に附議される。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるゝの件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめらる。尙ほ各省大臣の外、特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめられることあり。

内閣所屬部局一内閣には官房及び恩給、統計、印刷の三局を置き、書記官長及び各局長を置かれる。(一)書記官長は總理大臣を依り機密文書を管掌し、内閣の庶務を統理し、所部の課員を監督し、判任官以下の進退を專行し、(二)各局長は總理大臣の命を承けて局務を掌理する。

法制局(和野田内)一内閣に隸し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、之が制定、廢止、改正に付意見を具し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審査し意見を具へ、又は修正を加へて、内閣に上申するの任に當る。

賞勳局(高橋田内)一内閣に隸し、勳位、勲章及年金、記章、褒章、其他賞件に關する

事務を掌る。

資力局一總理大臣の管理に屬し、(一)人的及物的資源の統制、運用計畫に關する事項の統轄の事務、(二)前號の計畫の設定及び遂行に必要な調査及び施設に關する事項の統轄の事務、(三)前二號の統轄の爲に必要な事項の執行の事務を掌る。

各省通則

各省官制通則大要左の如し。

大臣一各省大臣は主任の事務につき其責任すると同時に、國務大臣として天皇輔弼の責に任ずる。

政務次官一各省一人。大臣を依り、政務に參畫し、帝國議會との交渉事項を掌理する。事務次官一各省一人。省務を整理し、各局部の事務を監督する。

參與官一各省一人。大臣の命を承け、帝國議會との交渉事項、その他の政務に參與する。

局長一各省とも省務を分掌する爲め若干の局を設け、各局に局長一人を置く。局長は大臣の命を承け、其主務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

秘書官一大臣の命を承け、機密事務を掌る。書記官一大臣の命を承け、大臣官房の事務を掌り、又は各局の事務を助ける。

其他の吏員一以上の外、各省に屬を置き上級の指揮を受け、庶務に従事せしめる。其他各省は必要に従ひ特別の職員を置くことができる。

勅任官職一以上の内、大臣は親任、政務次官、參與官、局長は勅任、秘書官、書記官は委任、屬は判任である。

各省組織

外務省(總務課、第一課一東亞、歐亞、亞米利加、通商、條約の五局に分れる。外に情報部、調査部及び文化事業部の設けあり。

内務省(總務課、第一課一神祕、地方、警保、土木、衛生の五局に分れる。外局に社會局、中央職業紹介事務局及復興事務局等がある。

大藏省(總務課、第一課一主計、主税、理財、銀行の四局に分れる。外に外國爲替管理、部の設けあり、外局に警備局、造幣局、專賣局及預金部がある。

陸軍省(總務課、第一課一人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分れる。陸軍造兵廠、陸軍兵器本廠、陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍科學研究所、其他多數の外局がある。

海軍省(總務課、第一課一軍務、人事、教育、軍需、醫務、建築、法務の八局に分れる。外局には海軍艦政本部、海軍技術研究所、海軍火藥廠、海軍航空本部、水路部等がある。

司法省(總務課、第一課一民事、刑事、行刑の三局に分れる。

文部省(總務課、第一課一專門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教、思想の七局に分れる。

農林省(總務課、第一課一農務、山林、水産、畜産、蠶絲、米穀の六局に分れる。臨時施設として經濟更生部の設けあり、外局には營林局がある。

商工省(總務課、第一課一商務、工務、鑛山、貿易の四局に分れる。外に中央度量衡檢定所、地質調査所及び保險部の設けあり。

外局には特許局、鑛山監督局、臨時産業管理局等がある。

逓信省(總務課、第一課一郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局に分れる。外局には貯金局、簡易保險局、逓信局、燈臺局等がある。

鐵道省(總務課、第一課一監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理の七局に分れる。外局には鐵道局、國際觀光局等がある。

拓務省(總務課、第一課一期朝鮮部及び管理、殖産、拓務の三局に分れる。

文官任用

官吏には親任官、勅任官、委任官、判任官の別あり、前三者を通じて又高等文官と稱へる。高等文官は親任を除くの外九等に別たれ、一等級及び二等級を勅任、他を委任と爲す。判任官は四等に別たれる。親任式を以て任ぜらるゝ官、及び特別の規定あるものを除くの外、其各官に任ぜらるゝには左の資格を要する。初めて高等文官に任ぜらるゝもの、官等は、特別の規定あるもの、外、六等以下に制限される。判任官には夫等の制限なし。

勅任文官一(一)一般委任官たるの資格を有するものにして、一年以上勅任文官の職にありたるもの、又は委任文官として、二年以上高等官三等の職にありたるものより任用され、(二)一般委任文官たる資格を有せざるもの、一年以上勅任文官の職にありたるもの、又は委任官として、二年以上高等官三等の職にありたるものは、高等試験委員の銚衛を経て之に任用さるゝを得、(三)陸海軍將官は、各其部内の勅任文官に任用さるゝを得。







文官恩給

文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員を公務員と稱し、此等の公務員及び準公務員(準文官及び準教育職員を謂ふ)並に其遺族は恩給法に依つて恩給を受ける権利を有する(軍人も亦公務員として同一法規の下に同一に遇せられるのであるが、本書では軍人恩給は「國防」の部に別掲ける事とした)

恩給の種類(一)普通恩給、(二)増加恩給(三)傷病年金、(四)一時恩給、(五)扶助料(六)一時扶助料の六種で、この中四と六を除くは凡て年金である。

【普通恩給】(イ)一定の年限(國務大臣に在りては七年以上、一般文官、教育職員、待遇職員に在りては七年以上、警察監獄職員に在りては十二年以上)在職し、又は(ロ)公務の爲め傷病を受け、疾病に罹り、不具養疾と爲り、失格原因なくして退職したる公務員に給される一般的恩給で、其年限は在職年未滿、又は十八年未滿(或は十七年以上十八年未滿、又は十二年以上十三年未滿、ロの場合は一一定年限に達せざるも、之に當るものとして取扱はる)に對し、退職前の俸給年額(百五十分の五十)に相當する金額とし、以上一年を増す毎に其一年に對し退職前の俸給年額(百五十分の一)に相當する金額を加へられ、在職年四十年を超えたる者は、在職年四十年として計算される(外國在職者、教育職員、警察監獄職員等に對しては、夫々特別加給の途を開く)普通恩給を受けるもの左記各號の一に當る時は左記の區別に依り其間恩給を停止し、(一)二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられた時は其月の翌月より其執行を終り、又は執行を受けることなきに至れる月までは停止(執行猶豫の場合を除く)、(二)受恩給者三十五歳に滿つる月までは恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳に滿つる月までは恩給の八分の一を停止(増

加恩給又は傷病年金と併給される場合は此限に在らず) 三、恩給年額千圓以上にして其恩給外の所得年額五千圓を超える時は恩給年額と恩給外の所得年額との合計額の六千圓を超える額の二割に當る金額を停止、但し恩給の支給年額千圓を下ることなく又其停止年額は恩給年額の二割を超えることなし。 【増加恩給】公務の爲め傷病を受け又は疾病に罹り、不具養疾となつた者に普通恩給に加へて支給される恩給で、退職當時の階等及不具養疾の程度に應じ、普通公務の傷病原因に對しては年額二百四十圓乃至千九百二十圓、職災又は之に準ずる公務の傷病原因に對しては年額三百圓乃至二千四百圓に對し、(イ)公務の爲め永続性を有する傷病を受け、又は疾病に罹り、不具養疾の程度に至らざるも一定の限度に達し、失格の原因なくして之が爲め其職に堪へずして一年以内に退職した場合に給されるもので、其年限は退職當時の階等、傷病の原因及び傷病の程度に依り異り、判別及び同待遇者在職年未滿は最低百十圓から最高三百二十圓迄、傷病年金は普通恩給又は一時恩給と併給されることもある。 【一時恩給】在職三年以上恩給年限未滿で退職したものに給される恩給で、其額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた金額である。 【扶助料】公務員、又は之に準ずべきものが(イ)在職中死亡し、其死亡を退職と看做すに於て普通恩給を給せらるべきものなる死亡し、及び(ロ)普通恩給を給せらるべきもの死亡したる時、其遺族(兄弟姉妹を除く)に給されるもので、其年限は、(一)職災又は職災に準ずべき公務に因る傷病疾病の爲の死亡するときは、其普通恩給年額の全額、(二)普通公務に因る傷病疾病の爲の死亡するときは、其普通恩給年額の十分の八に相當する金額、(三)其他の場合は、普通恩給

年額の十分の五に相當する金額。但し一、二號の該當者及び増加恩給を併給される者の死亡した場合は、其死亡の翌月より五年間は上記の年額に各十分の三を加へた額を給される。 【一時扶助料】(一)扶助料支給條件の一に該當するも、兄弟姉妹以外に扶助を受ける者なく、而も其兄弟姉妹が未成年であるか、又は不具養疾にして生活資料を得るの途なく、且つ之を扶養するものなき場合には、扶助料額(一年分乃至五年分に相當する金額を一時扶助料として給される。又(二)文官、教育職員、若しくは待遇職員で、在職三年以上十七年未滿にして在職中死亡し、又警察監獄職員で、在職三年以上十七年未滿にして在職中死亡した場合には、死亡前の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた金額を、其遺族に一時扶助料として給される。 在職年二以上の官職を併有する場合、其重複する在職年は、年數計算に關して利益なる一官職の在職年に依り、退職後再就職した場合は、前後の在職年を合算する。又警察、監獄職員に恩給に付其在職年を計算する場合は、十二年に達する迄は警察監獄職員以外の在職年は其十分の七に當る月數を以て計算される。此外特殊のとき特殊の場合に於て特殊の職務に服するときは、在職年一月に付、三分一月乃至三月加算され、休職、待命、停職、其他現職に職務を執るを要せざる在職期間一月以上に互失格、失格(一)恩給を受ける権利は、之を給せらるべき事由生じたる日より七年間請求せざる時は時効に罹り消滅し、(二)年金たる恩給は時効に罹り消滅し、(三)又死亡無期若しくは二年を超えたる懲役、又は禁錮の刑に處せられるか、又は在職中の職務に關する犯罪(過失罪を除く)に

因り禁錮の刑に處せられるか、乃至國籍を失つた場合は其權利を消失する。又(三)懲戒、懲罰又は教員免許狀取消の處分に因り退職し、又は禁錮以上の刑に處せられたときは、其引續きたる在職に付、恩給を受ける資格を失ふ。恩給を受ける権利は之を讓渡し、又は擔保に供するを得ず、又國稅徵收法及び之に準ずべき場合を除く外は之を差押へることが出来ない。 負擔及納付金 恩給は之を受けるもの、公務員としての所屬に應じて國庫又は其他の經濟が之を負担(時に双方分擔)するのであるが、それと對照して、(一)國庫より恩給を給する者は、其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に、(府縣費より俸給を給する文官、神宮司廳又は神宮學館の職員たる文官、在外指定學校及び國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校に對しては此の限りにあらず)納付し、(二)國庫以外に俸給を給する者は、その俸給の百分の一に相當する金額を其經濟に納付するのである。但し二の場合にあつては其納付金額の二分の一に相當する金額を國庫から其職員は毎月其俸給の百分の二に相當する金額を國庫に、(三)朝鮮、臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校、實業補習學校幼稚園及び盲學校、雙葉學校及び小學校に類する各種學校の教育職員は同百分の一に相當する金額を各其校を管轄する府縣又は之に準ずべき地方經濟に、(三)警察監獄職員及び待遇職員は、之に俸給を給する國庫府縣、其他の經濟に對し、前者に在ては其俸給又は給料の百分の一、後者に在ては同百分の二に相當する金額を納付せしめられ

官場雜俎

外務省調査部設置 外務省所管事項に關する調査及び資料整備の事務を掌らしめる爲め同省に調査部を新設し、勅任部長を置く事となり、十二月二十七日之に伴ふ官制改正が公布された。

官吏のボーナス 官吏の賞與及び慰勞金は各官廳によつて率を異にし不公平を示してゐるのと、人件費以外の豫算から賞與を流用してゐる事實が多いので、例年議會で問題となつてゐるが、二月一日大藏省が衆議院の豫算總會に發表した七年度の官吏賞與及び慰勞金は各省を通じて二千七百萬圓の巨額に上り俸給の一割六分を占めてゐる。詳細左の如し。(單位圓)

Table with columns: 官廳, 賞與, 慰勞, 合計. Rows include 外務省, 陸軍省, 海軍省, 文部省, 農林省, 商工省, 逓信省, 鐵道省, 拓務省, 會計, 調査會費, 調査會費, 豫算額, 豫算額, 所屬會費.

十萬八千圓となつて居る。官廳の機密費を控へ九年度豫算に計上されたる機密費を控へて見ると、一般會計所屬千二百六十八萬圓、特別會計百十三萬圓、合計千三百八十一萬圓が之に費される事となつてゐる。各省別左の如し。

Table with columns: 官廳, 賞與, 慰勞, 合計. Rows include 外務省, 陸軍省, 海軍省, 文部省, 農林省, 商工省, 逓信省, 鐵道省, 拓務省, 朝鮮, 臺灣, 南洋, 樺太, 其他, 計.

用だつた、(一)内務省警保局長、(二)警視總監、(三)貴族院書記官長、(四)衆議院書記官長を一般官吏同様資格任用とし、且つ分限令に依り其身分を保障する事にしたもので、これを改選毎に行はれた此等諸官の黨派的更迭は之で封せられた譯である。 外務省官制改正 五月三十一日外務省官制改正の件公布、従来の亞細亞局を東亞局と改稱し、更に歐米局を兩分して歐亞局及亞米利加局を置く事となつた。新制に依る三局の掌理事務左の如し。 一、東亞局に於ては滿洲國、支那國、香港、澳門及暹羅國に關する外務事務を掌る。 二、亞米利加局に於ては亞米利加に於ける諸國(カナダを含む)及其屬地に關する外交事務並に移民及旅券に關する事務を掌る。 三、歐亞局に於ては東亞局及亞米利加局の掌らざる外交事務を掌る。 文部省に思想局新設 文部省では従来の學生部を昇格して思想局を置く事となり、五月三十一日之に關する官制改正が公布された。思想局の管掌事務は(一)學校及社會教育團體に於ける思想上の指導、監督及調査に關する事項、(二)其他思想上の指導及調査に關する事項、(三)國民精神文化研究所に關する事項等である。 内閣更迭 所謂審判會の暗躍に端を發した某疑獄事件(裁判の部其記事参照)は遂に大藏省に飛火し、五月中旬同次官黒田英雄、銀行局長大久保偵次以下高官の起訴收容となり、取調の進行に伴つて同次官等の罪狀動かすべからざるに加へて、前閣の身邊でも氣遣はるゝ事態となつたので、齋藤内閣は連帶責任をとつて七月三日總辭職を執行し、同月八日岡田内閣の成立を見るに至つた。 岡田内閣の政綱 岡田内閣は七月二十日施

政の大綱として左の十項目を發明し、次いで同二十四日官報に關する首相の訓示を官報で一般官吏に傳達する所あつた。 (一)政治の嚴肅公正 政治の嚴肅公正は國政に對する國民の信頼を確保する要道なるを信じ、政界を淨化し、嚴に官紀を肅正すると共に、中央地方の行政に及ぼせる各種の情弊を矯め、人心の緊張を促し、克く憲法政治の眞髓を發揮して民意の傳達を圖らんとす。 (二)國民精神の作興 國民精神を作興し國民思想を醇化するに付ては一に聖詔の御趣旨を奉體し、國體觀念を明確ならしめ、國民精神の根本を涵養し、不穩思想醸成の諸因を排除するに於て邁進せんとす。 (三)國際平和の確立 國際平和の確立に努め、普く人類の福祉に貢獻するは帝國不動の國策なり。而して政府は一層列國との誼を敦くすると共に、現下の世局に處し、帝國の使命遂行に邁進なきを期す。 (四)國防の充實 國防は國家存立上必須の要件なるを以て國際情勢に察し時代の要求に應じ之が充實を計らんとす。追て開催せらるべき海軍軍備制限會議に就ては國防の安全を確保するを第一義とし、公正妥當なる方針に依り其の實現に努めんとす。 (五)財政基礎の確立 内外多事の國際財政の基礎を強固にすること極めて緊要なりと信ず。固より異常なる四圍情勢の結果財政の基礎を常態に復せしむるには前途多くの困難を豫期せざるべからずと雖も銳意國力の充實を計り歳計收支の均衡恢復に努め、以て財政基礎確立の爲最善の處置を執らんとす。 (六)國民生活の安定 國民生活の安定を計るは當面の急務にして、近時經濟事情



の複雑化と國際經濟の特殊推移とに顯... 米穀統制委員會十月廿一日官制公布...

諸官廳高官一覽

Table listing high-ranking officials across various ministries and agencies, including names like 岡田啓介, 廣田弘毅, and 林銑十郎.

Table listing high-ranking officials in the Ministry of Finance and other departments, including 主税局長 川越丈雄 and 理財局長 和田正彦.

Table listing high-ranking officials in the Ministry of War, Navy, and other departments, including 陸軍大臣 中村良三 and 海軍大臣 川島義之.



行政官廳

Table of administrative officials including various ministries and their respective directors and sub-directors. Includes titles like 文部省, 農林省, 陸軍省, etc.

歴代内閣

Table of historical cabinets listing the Prime Minister (総理大臣) and other key ministers (外務大臣, 内務大臣, etc.) for various dates.

行政官廳











沿革

海軍一徳川幕府は多年鎖國の政策を保持し... 浦賀に來た頃には、未だ我邦には海軍の核...

兵役

満十七歳より満四十歳に至る帝國の男子... 現在内地人及び樺太人に限られるは總て...

武官俸給

Table showing military officer salaries by rank and branch. Columns include rank (e.g., 大尉, 中尉), branch (陸軍, 海軍), and salary amount.

軍人恩給

及び準軍人に賜はる一般的な恩給で、其在職年限及び年金額は階級に依て左の如く區別される...

海陸軍費趨勢

Table showing trends in military spending for the Army and Navy from 1911 to 1916. Columns include year, amount, and ratio.

軍人恩給受領人員金額

Table showing the number of personnel and total amount for military pension recipients by rank and branch.

國軍近情

滿洲派遣軍交代—九月七日第六師團の凱旋命令に依りて左の通り滿洲派遣軍の交代が行はれた。

特別賜金

航空勤務者、潜水艦勤務者、化學兵器研究勤務者、國境、蕃地、其他滿鐵附屬警備勤務者等の死亡、傷病に對しては、夫々特別規定に依る一時賜金、保護賜金を給せられる。

死亡賜金

Table showing death benefits for various ranks. Columns include rank (e.g., 大尉, 中尉) and amount.

武官人員俸給

Table showing salaries for military officers by rank and branch. Columns include rank (e.g., 將官, 佐官) and salary amount.

用兵のことは平時に於ても軍令部總長大命を傳達すると改められ、(二)艦隊令以下の改正により艦隊及鎮守府司令官長官、要港部司令官等は作戦計畫に關し軍令部總長の指示を受けることに定められた。



の、行くは軍馬の養老院ともいふべ...

八年度陸軍特別大演習九月二十四日より...

二、要港部に航空隊一從來各要港部には...

海軍関係法規改正十一月十六日兵役法...

年の軍縮會議に處すべき對策審議機關とし...

敷設艦一隻、給油艦二隻、工作艦一隻、...

然的要求たる國防力の増強の爲軍事豫算の...

軍艦教育令及劍術教範改正二月十五日軍...

てゐる法文上の不均衡を一掃すること、な...

如く全保有量の比率は對米六割八分、艦齡...

内の水防等に起因するものではなく、波浪...

Table with columns: 種類及艦齡, 隻数, 噸數, 米, 國. Rows include 主力艦, 航空母艦, 甲級巡洋艦, etc.







海軍

艦艇一覽表 (昭和九年九月現在)

Table listing various naval vessels including battleships, cruisers, and destroyers, with columns for name, displacement, speed, armament, and manufacturer.

Table listing smaller naval vessels such as submarines, minesweepers, and auxiliary ships, with columns for name, displacement, speed, and manufacturer.

Table titled '艦艇數 (各年表)' showing the number of ships in the fleet for each year from 1914 to 1920.

海軍區軍港、要港

Text describing the organization of naval districts and key ports, including the 1st, 2nd, and 3rd districts.

Table listing various naval vessels, including battleships and cruisers, with columns for name, displacement, speed, and manufacturer.

Table listing smaller naval vessels, including submarines and auxiliary ships, with columns for name, displacement, and manufacturer.

志願兵徵募區

Text detailing the recruitment areas for volunteers, listing various regions and their respective military districts.

軍港要港職員

List of key personnel for the naval ports and harbors, including the port commander and other officials.



Table listing ship specifications including name, displacement, speed, armament, and manufacturer. Includes entries like '第一號' and '第二號'.

Table listing ship specifications for various types of vessels, including names, displacements, and manufacturers.

Table titled '五大海軍國比較' (Comparison of Five Great Naval Nations) showing personnel and other data for various countries.

Table listing ship specifications for various types of vessels, including names, displacements, and manufacturers.

Table listing ship specifications for various types of vessels, including names, displacements, and manufacturers.

Table listing naval officers and their ranks, including titles like '艦隊司令官' and '大公使館附武官'.



陸軍

衛戍地

陸軍の永久に駐屯するを衛戍といひ、當該軍隊に於て其地の警備及び陸軍の秩序、軍紀の監視に陸軍に屬する建築物等の保護に任ずる。衛戍勤務は東京に在りては先任師團長、要塞所在地(師團司令部所在地を除く)に在りては要塞司令官、其他に在りては其地駐屯師團長(憲兵隊長を除く)の高級團長(朝鮮軍司令官及び臺灣軍司令官を除く)が衛戍司令官となつて、之を管轄する。尙ほ衛戍勤務執行の區域を衛戍地と稱し其地名を冠して某衛戍地と呼ぶ。其聯隊衛戍地左の通り。

Table listing military units and their garrison locations. Columns include unit numbers (e.g., 第一, 第二), unit names (e.g., 近衛旅團, 歩兵旅團), and garrison locations (e.g., 東京, 大阪, 神戶).

陸軍常備團隊

Table listing military units and their garrison locations. Columns include unit numbers (e.g., 第一, 第二), unit names (e.g., 近衛旅團, 歩兵旅團), and garrison locations (e.g., 東京, 大阪, 神戶).

近衛野砲兵聯隊は野戰重砲兵第四旅團に、野砲兵第一聯隊及び騎砲兵大隊は野戰重砲兵第三旅團に、野砲兵第三聯隊は野戰重砲兵第一旅團に、野砲兵第二十四聯隊及び獨立山砲兵第三聯隊は野戰重砲兵第二旅團に屬す。第十師團には教化隊(姫路)の設けあり。滿洲及び臺灣に在る常備團隊は本表外とす。







經濟外交の飛躍

世界貿易の回復増進を以て現時列國國民の直... 世界貿易の回復増進を以て現時列國國民の直... 世界貿易の回復増進を以て現時列國國民の直...

に基いて貿易調節及通商保護に関する法律... 案を作成、第六十五議會の協賛を得て別項... (貿易参照)記載の如く四月七日之を公布...

日英通商協定... 日英商品の市場協定... 日英通商協定... 日英商品の市場協定... 日英通商協定...

正當なる努力發展に對する認識を博めんと... 努力だが、自國産業の危機に瀕せる英國側... 努力だが、自國産業の危機に瀕せる英國側...

といふ趣のよい立場をとつたので、關稅目... 主權を有する第三國及自治領を包含するの... 不合理であるとして之が除外を主張する...

月上旬松平ランシマン會議により政府交渉... を開始する事を應諾した。然るに其後英國... 方から何等提案なきのみならず、その主張...

定を一ケ年の豫告を以て廢棄せんとせるに... 對し帝國政府は反對意圖を表明し、八年八... 月以來英國外務省と右善後處置に關し交渉...

シムラ會商... シムラ會商... シムラ會商... シムラ會商... シムラ會商...

然るに我が代表部は本部と慎重打合せを行... つた結果、三月十四日の第六次會商に於て... 『新覺書は説明の仕方を変へた丈でその...

と云ふにあつて我が主張は何等承認されな... いので、更に松平大使をして交渉を繼續せ... しむる事となつた。

【民間協議會】△日本側 政府顧問倉田敬三... 伊藤忠兵衛、千田幸三、外務部顧問井...

【印棉買付最少限年百三十萬俵に對し... 綿布最大限三億二千萬平方碼の輸入割當... を許可す。(二)印棉買付量増加に應じ綿...



割二分に引下る事に同意す。(四)最惠  
國約款に就ては日本の抗議を至當と認め  
伊、蘭並みの關稅待遇を認める。  
之に對し澤田代表は關稅引下げの先決を主  
張し、

(一)綿布と印棉の數量的關聯は我既定方  
針に反す。(二)綿布輸入割當量は到底受  
諾し得ず。(三)爲替變動を關稅率變更に  
關聯せしむる事は原則として認めず。  
との對策を示し印棉側の反省を促したが、  
印棉側は印棉不買撤回を目標とし印棉と綿  
布の關聯を關稅引下げの交換條件とし、其他  
にも兩者の提案に大なる隔りがあつたので  
之より會議は私的交渉に移されたが、遂に  
打開の途なく、折柄秋涼の候となつた  
ので、シムラ會商は十九日不得要領の儘  
之を打ち切りニューデリーに移された。一方  
日英、日印、英印間の民間當業者會議も政  
府會商に並行し、十月四日第一次會商以來  
夫々隨時開催されたが、之亦日本側が(一)  
綿布關稅は四割一分を妥當とし、(二)綿布  
數量は三三年度の五億七千八百萬平方碼を  
要求するに對し、印棉側は五割増稅後日本  
綿布の輸入が減少せざるを極に全面的に  
反對して何等懸る事なき有様であつた。

【日英當業者共同聲明】然して日英當業者  
會議は一般的意見の交換に止り、格別の成  
果を見ざる内に英國側代表が日印會商終了  
を待たず歸國する事となつたので、雙方合  
議の結果、印棉側の諒解を得て十月二十七  
日經過並に左の決議を日英民間當業者シム  
ラ・デリー會商報告書として發表した。

日英代表者會商は兩者各自附與された權  
限内で合意の下に競争問題を調達せんと  
するものなる事に意見一致した。本會商  
に参加せる代表者は利害關係を有する各  
國間に最も良好な關係を持続せしむる事  
に貢獻せんと懸望する。若し現下の世界  
的不況好轉の場合には健全且つ穩當な競争  
のうち各自の發展を期し得る事を希望  
するものである。  
尙ほ英印兩國續代表は十月二十七日孟買  
に於て會同し、(一)英國國品特惠待遇、(二)  
英印綿製品に對する英國の市場協力、(三)  
英本國の印棉買付促進に就て協定を結び英  
印共同關稅を申合せた。

デリー會商に於て移された日印會商は  
既にシムラに於て雙方全幅を打開して決定  
的提案を爲してゐるので、主として私的交  
渉によつて諒解を進める事となり、十月二  
十三日澤田代表はボア氏を訪問、前記印棉  
案に對する回訓を傳へ、原則として印棉の  
主張する綿布と印棉の相關性だけは之を認  
める中申入れた。然るに印棉側は右の原則  
の讓歩のみでは不満足とし、當業者も協議  
の結果左の如く回答した。

(一)綿布割當量は三億八千萬平方碼と  
し、(二)綿布は之を七品目に區別し、品  
目別に割當量を限定す。(三)綿布輸入の  
貿易年度は之を四年制とし、  
新提案は附帶條件として品種別割當の如き  
難問が現れたので交渉は又も困難を加へた  
其後澤田代表は本國と打合せ、二十八日五  
億平方碼、百萬俵案迄譲歩し印棉側の考慮  
を求めた結果、三十日第九次會商を開く  
事となつたが、之亦印棉側の拒絶する所と  
なり、(一)綿布三億四千萬平方碼、印棉百二  
十萬俵以下百萬俵、(二)綿布最高限四億平  
方碼の新印棉案が提示され再び私的交渉に  
入つた。其の後十一月四日の私的會談に於  
ては我が協協案で雙方條件付で四億平方碼  
案に同意する迄になつたが、爾餘の問題に  
對しては印棉側としては英國の立場も考慮  
せねばならぬ事柄もあつて容易に讓歩し得  
ず日本側も當業者の態度強硬な爲め對立し  
た儘で六日第十次會商を終了した。斯くて

何等諒解を見ざる間に條約延長暫定協定の  
期限が切迫したので、印棉側は何等の代償  
なくして新條約の效力發生迄待つ事は不可  
能であると再延長を肯せず、茲に日印通商  
條約は廢棄の止むなきに至り、繼に日印通商  
條約の自創により現行關稅を變更せずとの諒  
解を交渉議事録に記入し、日印兩國は一九  
〇四年以來三十年初めて無條約状態に陥つ  
たのである。一方會商は十一月九日第十一  
次會商、同十五日第十二次會商が開かれ、  
日本側が更に多少讓歩したで、一向歩み  
寄りの形勢がなかつたが、同二十三日の第  
十三次會商に於て澤田代表は回訓に基き第  
十次會商印棉案に對する回答として左の如  
き最後案を示し、印棉側の全面的受諾を要  
求した。

(一)品種別は四種別とし、比率も印棉案  
を承認す。但し品種間融通量は總額の一  
割とす。(二)右實行の條件で定期割當は  
印棉案通り一年二期制とす。但し毎半年  
度の割當量の一例を應ず。(三)綿布最  
高四億碼と棉花買付量百五十萬俵との關  
聯は他の條件が凡て妥協成立せる場合之  
を承認す。(四)從價稅は生地綿布のみに  
一封に付き五アンナ四分の一の賦課を認  
む。(五)雜貨には最惠國條約の適用を要  
要求す。(六)爲替に關する印棉側の主張撤  
回要求。

即ち我要求貫徹の爲め遂に品種別割當を容  
認し、殆ど印棉案丸呑みとなつたので、我  
當業者は政府の措置に憤懣措く能はず、同  
二十八日「萬一印棉側が本案に難色を示す  
に於ては毫も協調的精神なきものと認め、  
既定方針通り印棉不買を續行するは勿論我  
代表引揚をも辭せず」と聲明、英印側にも大  
の衝動を興へたが、印棉側は英國政府との  
關係もあつて之が受諾に躊躇し、更に印  
度當業者は我印棉不買を見送つて頗る強硬  
を要求す。

(一)日本側は印棉不買を撤回すること。  
(二)印棉政府は綿布關稅現行生地七割五  
分又は一封につき六アンナ七五、その他  
五アンナ二五、其他綿布五割に下げるこ  
と(三)綿布數量割當は八年の日本の棉花  
輸入量百二十萬八千俵を基準に九年一月  
より三月迄の綿布數量を決定し割當を實  
施す。

日印通商條約成立一月五日の澤田・ボア  
議事録に基いて起草にかゝつた新條約は、  
英印兩國政府間の冗漫なる打合せの爲め延引  
勝ち乍らも無事進行しつゝあつたが、其後

突如本會商中問題ともならなかつた英印特  
惠關稅の條項挿入が印棉側によつて提起さ  
れ、條約草案に頓挫を來し、結局之を松平  
サイモン交渉に移すと共に、東京に於ても  
來栖通商局長とサンソム商務參事官との間  
に交渉が進められ、デリー交渉と三巴とな  
つて局面打開を圖つた。印棉側の意圖は前  
記議事録に基き、日本に對して英國を除く  
各國と同等の關稅上の待遇を約したが、日  
印條約は英國の承認を要する事となつて居  
たので、英國は曩に締結した英ソ條約に倣  
つて英印條項挿入を強要したものである。  
之に對し日本は英印特惠關稅は英國の内政  
問題として事實上容認し得るとしても、之  
を條約に明記するに於てはオッターワ決議の  
關係上、結局に於て之を他の自治領にも認  
める結果となるので絕對に反對し、同時に  
對抗策として之を交換條件として接境國と  
の特惠關稅制度容認を提議した。然るに英  
國は我要求を容るゝ時は支那に於ける貿易  
上の地位に大動搖を免れざるのみならず、  
日滿經濟ブロックの正式承認から事實上滿  
洲國を承認せねばならぬ破目に陥るの虞  
を狼狽し、ボア長官より特惠問題は相互に  
撤回せん事を申込み來つたので、固より日  
本側も之に異存なき事として同意し、茲  
に特惠問題は圓滿解決、十九日午後六時急  
轉して左記六事項を内容とする條約文に假  
調印を行ひ、七月十二日に至つて漸く倫敦  
に於て松平大使、サイモン外相、ボア印  
事務相の間に正式調印を了した。

一、日印兩國物品の輸入關稅に對する最惠  
國待遇の許與。  
二、日印兩國貿易上の利益に悪影響を與ふ  
る如き關稅變更に關し行はるべき商議。  
三、爲替比價の變動による悪影響是正の措  
置。  
四、印度に輸入される日本綿布に適用される

べき關稅。  
五、右日本綿布に適用されるべき割當數量。  
六、新條約の實施。

日蘭協議會  
嘗ては蘭領印度の好市場であつた我國は對  
南洋貿易の躍進により昭和四年以來逆に出  
超に轉じ、八年には輸出一億五千七百萬圓  
輸入五千五百萬圓の開きを生じ、その上華  
僑の日貨排斥に苦き經驗を有する邦人は、  
之が對抗上商權扶植に關心して最近輸出品  
實捌權の回收に著々成功しつゝあるが、此  
事實は蘭印產業及和蘭商人の商權を壓迫す  
る事大なりとして、蘭印側では八年九月四  
日非常時輸入制限令を發令し、我に對抗す  
ると共に、九月下旬經濟協議會開催方を提  
議し來つたので、我國も之に同意し、滯英中  
府間に準備工作中に著手すると共に、滯英中  
府の我綿業團岡田氏一行は和蘭政府の要請に  
より十二月十五日ヘーグに乘込み、同國政  
府及綿業團と親しく協議を遂げた上、和蘭  
側は九年一月八日付公文を以て正式提議を  
寫し、我方も之を欣諾し、四月六日右回  
答に併せて會商終了迄は日蘭貿易に影響す  
る如き措置を差控へられ度いと申入れ、會  
商は六月四日パタビアに於て開催される事  
となつた。兩國代表左の如し。

◆日本側(政府代表) 前駐佛大使長岡春一  
パタビア總領事越田佐一郎、(顧問)元公  
使木村銳市、山中三井物産パタビア支店  
長  
◆和蘭側(政府代表) 委員長J.W.マイヤ  
ラ、ランネット、副委員長E.G.ウェー  
ンスタイン、委員J.C.ハット、H.モ  
ウル、A.B.スパンジンヤード、書記長B.  
A.イデンバーグ

展と蘭印在留邦人七千の運命を賭けた日蘭  
會商は六月八日パタビア美術協會に於て  
開催されたが、之より先、蘭印側では前記  
輸入制限令を中心に洋灰輸入制限令(八年  
九月)、麥酒制限(八年十二月及九年三月)、  
大豆輸入許可制、非常時雜貨輸入取締令、  
綿布關稅引上(九年三月)等を發令せる外、頻  
布關稅引上を行ひ、更に右制限と相俟つて  
日本輸入商小賣商を驅逐すべく輸入業者特  
許制案及營業制限令の二諸案を制定(之丈  
は繼に和蘭政府の配慮で會商成立迄實施  
が延期された)するの強硬振りに引替へ、  
我政府の對策は(一)砂糖其他蘭印特產物  
の輸入増加と綿布、麥酒、洋灰、雜貨の輸  
出組合結成による輸出統制により貿易調整  
に應ずる代償として前記制限緩和を要求す  
る。(二)蘭印側が民間代表を選任しても、  
我方は民間代表と國內に於て打合はす方針  
の下に民間代表を同行せざる事と頗る妥協  
的であつたので、阪神當業者は日印會商の  
覆轍を憂慮し、四月二十一日パタビア制  
持、輸入制限令撤廢、民間代表隨行を獻言  
して政府を擁護し、且交渉決裂の場合蘭商  
に對し邦品不買の結果を爲す事を申合せ、  
更に綿業輸出同盟會は五月二日綿紗日蘭輸  
出統制實施方協議の結果、七日より日蘭會  
商終了迄蘭印向新規商議を一切中止し以て  
政府會商の有利なる展開を期した。かゝる  
情勢の下にジャガアに乘込んだ長岡代表が  
上陸と同時に發した聲明書は偶々土人問題  
に觸れ、和蘭植民政策に關する痛し、所を  
突いたので、蘭印側は大いに狼狽し、その  
歩調はざる所へ、長岡代表は會商劈頭  
(一)土人並に一般消費階級の利益を主眼と  
すること。(二)技術的問題に先ち政治的根  
本問題に關し明確な原則を樹立することの  
二點を主とする原則論を提案した。外交權

なき蘭印代表は之が具體的討議に入る事  
を得ず頗る當惑し、直に本國に請訓し、六月  
二十一日漸く政治的問題に關する權限擴張  
を認められたので、會議は漸く局面打開に  
成功した。(以下、追録其詳事案)

天羽聲明問題  
滿洲事變勃發以來全面的に對日非協調の態  
度を執り來つた國民政府も、其後列國の顧  
慮に足らざるを悟ると共に諸般の事情に鑑  
みその方策を修正するの止むなきを觀念し  
南昌會議の結果、日支懸案解決に一歩を  
進める事となつた。然るに同政府の一部に  
は、尙ほ之に反對し、或は進んで米國並に  
聯盟各國と相提携して經濟的援助の名目  
の下に對支財政的援助の計畫を試みるもの  
のみならず、其間更に日本の孤立を奇貨  
として列強の政治的對支工作著々として行  
はれ、又排日惡宣傳を作為するものもあ  
らざる状態であつたので、斯の如きは支  
那に特殊の地位に重大利益を有する帝國  
として對支政策遂行上到底之を看過し得ざ  
るものありとし、一應列國並に支那の反省  
を促すべく、四月上旬廣田外相より我が駐  
日外務官に其旨内訓を發すると共に、同十七  
日外務當局談の形式で非公式聲明を爲した  
天羽聲明がそれ、其内容は左の如くで  
ある。

日本は支那問題についてその立場及び主  
張が列國と一致しないものがあるかも知  
れないが、日本は東亞に於ける使命を果  
し、責任を遂行するたためは全力を盡さ  
なければならぬ立場にある。さきに日  
本が聯盟退を餘儀なくされたのは、そ  
の東亞に於ける日本の地位に對する見解  
が聯盟と相違を來した結果によるのであ  
つて、日本の支那に對する態度も亦外國  
のそれと一致せざることをも知れざ  
る。



るも、わが使命と地位の關係上止むを得ない。日本は諸外國に對しては常に友好關係の維持増進に努めてゐるの云ふ迄もないが、東亞に於ける平和維持は日本の責任に於て單獨に爲すことを當然と思惟する。又之を遂行するのは日本の使命にして之を全うする決意を有してゐる。而して右の使命を遂行する爲には、日本は友邦支那と共に東亞に於ける平和維持の責任を分たざるを得ない次第で、又支那以外に責任を分つ國ありとは思惟しない。従つて支那の保全統一乃至秩序の回復は東亞平和の見地よりするも日本の最も切望するところである。但し支那の保全統一、秩序の回復は支那自身の自覺又は努力に俟つ外無き事は過去の歴史に徴しても明かであり現在も亦將來も然りとす。此の見地から支那側が若し他國を利用して日本を排斥し、且東亞の平和に反するが如き手段に出で、或は以夷制夷の排外策に出づるが如き事あらば、日本も亦之に反對せざるを得ない。又列國間に於ても滿洲事變、上海事變より生じた特殊の狀態を考慮に入れ、支那に對し假令その名目が財政的援助であるにせよ、技術的援助であるにせよ、支那に對して共同動作をとらんとする如きことあらば、畢竟支那に於て政治的意味を帯びることは必然であつて、その形勢が助長されることは遂に支那に於ける勢力範圍の設定となり、國際管理又は分割の端緒を開くもので、支那には非常なる不幸を來すのみならず、東亞の安全延いては日本にも重大結果を及ぼす虞れがあるのである。従つて日本としては主義として之に反對せざるを得ない。然し各國が個別的に支那と經濟貿易上から交渉するが如きは、支那援助となるも東亞の秩序維持に

支障を及ぼさざる限り之に干渉の必要を認めない。但し右の如き措置が東亞の平和秩序を紊亂するが如き性質のものならば之には反對せざるを得ない。例へば軍用飛行機を供給し、飛行場設置を援助し、軍事教官、軍事顧問等を派遣し、又政治的借款を起すが如きは、結局支那と日本との關係を離間し、極東平和の維持に反する結果を生み出すこと明白であるから、日本としては之に反對せざるを得ない。右の方針は日本の從來の方針から當然演繹されるべきものではあるが、最近支那に於て諸外國側が共同動作、共同援助等の名目で積極的進出の形跡顯著なるものがあるに鑑み、此の際わが立場を明かにするの必要も亦徒爾ならずと信する次第である。英米離然ならず、然るに右聲明が歐米に傳へらるゝや、各國は率つて日本誹謗の聲を放ち誤解少なからざるに鑑み、我外務省では同十九日在外使臣に對し右當局談の全譯文を電送し、相手國政府の誤解防止に努めしめたが、英國に於ては折柄開會中の下院の問題となり、サイモン外相は議員の質問に答へ、

右聲明は支那に於ける列國の或種の行動が東洋の平和若しくは日支交際乃至支那の保全に有害なる可しとの不安に基き發表されたもの、如きも、英國の政策としては實際の如き有害なる措置を避けつゝあり。但し英國政府としては右聲明に表明された日本政府の政策が何等支那に關する九國條約違反の意圖に出たものとは考へず。

と英國政府の立場を闡明すると共に、リンドン駐米大使を通じて米國々務省と打合せを行ふ一方、四月二十五日リンドン駐日大使を通じて廣田外相に前記英國の立場を

と責任を共にす。列國又は國際聯盟が支那採取の爲にその政策を用ゐんとする時期は既に過ぎ去つたものである。

米國聲明一廣田外相よりの正式説明を接受したハル米國務長官は四月三十日左の如き公式説明を發表した。

米國政府は他國政府に對し、米國の權利義務及び正當なる權益に對し適當なる考慮を拂ふことを期待するものである。米國、日本並に支那はいづれも支那の領土的行政的保全及び門戶開放を保證する九國條約その他諸條約の締結國である。駐日米國大使は國務省の訓令に基き、去る四月二十六日廣田外務大臣を訪問し、大要左の如き通告をなした。

最近支那に於ける並に支那に關聯せる日本及び諸外國の權益についての日本政府の態度を關する表示は、權威ある筋より發表せられたものなる所より米國政府は之を默過するに能はず、且つ米國政府は日本政府のこの態度表示の行はれた事情並にその聲明の實質を十分考慮し、且つ從來日米兩國政府間の關係に於いて常に包む所なく所信を披瀝し來つた傳統に鑑み、今回の聲明に關聯せる權益問題に關し米國政府の立場を再確言するを必要とするに至つた。米國、支那兩國間の關係はあたかも米國と日本及びその他の諸外國間の關係の如く、一般に認められた國際法上の諸條約により並に米國が締結した諸條約の規定により律せられるものである。

國際法上正義上並に諸條約により米國は友邦に關し或る權利並に義務を有す。米國は支那に關し或る權利並に義務を有す。之に加ふるに米國は極東に於ける權利義務に關聯する多邊的條約により、且つ殆ど全世界の各國が参加せる一大多邊

本政府の特殊權益を除き、英國政府は今後依然九國條約締結國の凡てに共通の一切の權利を享受せねばならぬ。

(三)日本政府は今回非公式聲明で支那に關し危懼の念を表示して居るが、英國政府の政策は常に支那の平和と保全とに對する危険を除去する事を目的とする。従つて日本政府の懸念は英國政府の關する限り全く當らない。従つて英國政府は支那に對する技術的乃至財政的援助等の如き特定行為が斯る危険を増大するかどうか、日本政府が單獨に決定する權利を持つて居ることを承認し難い。

九國條約の第一條並に第七條に依れば、支那の安全を害する如き行動が支那に於て起る場合、日本政府は他の締結國の注意を喚起する權利を持つて居る。此等の條項は日本政府にとつては支那の事態に關する安全義務である。従つて英國政府としては日本外務省今回の非公式聲明が、支那に於ける他國の共通權利を侵害しよとしたりするものでもなければ、日本政府自身の條約上の義務を侵犯する事を意圖したものでないと解する。リンドン駐日大使に對する廣田外相の答辭は右英國政府の解釋が正しかつた事を示して居る。廣田外相は特に次の三點を力説して居る。

(一)日本政府は九國條約の條項を遵守する事を確言する。

(二)支那に關する日英兩國政府の政策は一致してゐる。

(三)日本政府は支那に於ける門戶開放政策の維持を最も重大視する。

尙佛國に對しては五月三日佐藤尙武大使よりバルツウ外相に對し對英米覺書と同様内容の日本の對支方針を傳へたが、バルツウ外相は日本政府の處置に満足の意を表し、更に佛政府の見解として、日本の憂慮する

が如き事態發生の場合は華府九國條約に基き、各國協力を以て解決に當り度き旨強調し、又獨逸政府は超然たる態度を示したので、我國も之を打切る事となり、本問題は一段落となつた。

支那聲明一之より先、支那にありても南京政府外交部は十九日非公式聲明を發表し、「支那は國際聯盟の一員として國際的協力を促進し、以て國際的平和と安全を確保するの義務を痛感する。右目的の達成に努めるに當り、支那は一特定國の利害を害さうとする意圖は無く、況して極東の平和を攪亂する如き意圖は毛頭ない。支那と他國との關係は獨立主權國相互間に常に存する關係に他ならない。借款に關すると技術的援助に關するを問はず、支那と他の諸國との協力は全く政治的性質を帯びない問題に嚴重に局限されて居り、軍需品の購入並に軍事教官及専門家の招聘は、國防の安全を期する以外全く他意ない。

旨を強調したが、次いで二十五日左の如き正式聲明書を發表した。

四月十七日付日本外務省の聲明並に廿四日發表の説明書に對し、國民政府外交部當局は次の如き解釋を下すものである。

(一)日本政府は眞に中國の保全統一を希望し、中國の獨立或は利益を絕對に阻害せず乃至阻害するの意圖を抱いて居ない。(二)日本政府は中國に於ける機會均等、門戶開放主義の誠實なる實行を希望する。(三)若し列國が東洋の和平秩序を紊すが如き行動をとる場合には、日本政府は絕對に斯る行動に反對する。

以上は中國及び東亞諸國と共に東亞の和平維持の責任を擔當する日本政府の當然たるべき態度である。(中略)然るに日本

政府當局は十七日の聲明に關聯し、國の内外に於て原文と明かに矛盾し、或は原文より更に深刻な解釋を下して居る。(中略)中國の主權と獨立は如何なる國家も如何なる理由によるも斷じて侵害する事を許さず、又中國と他國とは國際聯盟との關係は悉く法律に基くもので、且中國自身の發展と安全とを基礎とせぬものはない。従つて理由の如何に拘らず、何れの國家と雖も中國と他國の關係に干渉する事を許さない。日本政府は列國間に聯盟が強權的態度を以て中國に臨むのを顧慮して居るが、列國乃至聯盟は日本政府の憂慮する様な態度を以て中國に臨む意思は毛頭ない。(下略)

日支接近の兆

八年五月末塘沽に日支停戰協定成立するや、關東軍は直ちに兵を長城線に收めて他意なきを示し、後九月一方振武、吉鴻昌等が討將聯合軍を起して敗れ、協定非武裝區域に導入した際に、日支平和擁護の公正なる立場に於て靜に方振武軍の非戰區域退出方を要求したるに止まり、以て北支政局の動搖を免れしめたのであるが、支那側では尙對日憎惡猜疑の念を捨てず、關東軍及郭氏を中心に停戰協定の善後處理折衝の結果、七月の大連會議を経て十一月北平會商の成立を見、長城内外に於ける交通、交易等の實行促進の申合が出来たにも拘らず、一面も實施するに慮なく、總じて日支關係は全面的に行詰りの状態を見てゐた。しかるに一方に於て急激なる國際情勢の變化は、以夷制夷外交の如何に果敢なく頼りなきものなるかに就て國民政府に貴重なる實物教訓を與へたので、従つて自力折衝以外頼むべき物なく所詮對日接近の避け難きこと悟つた國民政府首腦部は其の頃より暗黙裡に











港NBC局との間に交際放送が行はれ日本からは...

軍縮會議と帝國

最近科學技術の異常な發達は既存軍縮條約の妥當性に懐疑の念を抱かしむるに至れる...

新條約

日墨條約公文交換—墨國政府の提議により大正十三年日墨通商航海條約第一條第一項の規定並に同條第二項第一號及第七號の規定に拘らず、相互に最惠國待遇を享受する事となり、昭和九年三月九日左記取極に關する公文交換が行はれ、同十六日より實施された。

政府の參加受諾(五月二十五日)を得た。之に對し帝國政府は外務、海軍兩當局が慎重打合せの末、諒解を附して欣然應諾する事となり、同二十九日松平大使に回訓して正式回答を英政府に致さしむる一方、軍縮交渉に於て日本が最も關心を有する米國に對しても、相互の諒解を進め、豫備會商に一層満足なる結果を齎らさるが爲め、五月二十七日齋藤大使を通じてハル國務卿に華府並に東京に於て日米豫備會談を行ひ度き旨申入れた所、米國も欣然之を應諾し、直に懸談開始の運びとなつた。而して參加を氣遣はれた佛蘭西は六月二十日、(一)五國會商に獨露又は聯盟軍縮會議關係國を招待する事、(二)議題は華府及倫敦兩條約のみに限らず安全保障問題その他の討議も許す事を條件に、又伊太利は同三十日無條件で孰れも正式參加を回答した。豫備會談は實質的にも成立する事となつた。

日本は實地的に先發せられた帝國對英回答は大體左の如き趣旨であつた。一、帝國政府は英國の提案せる軍縮會議豫備會談を、二國間會商の方式の原則により開かんとする事は、極めて有効且つ便宜なりと認め、欣然參加を應諾す。二、會商參加國は日英米佛伊五ヶ國を以て當道と認め、尚二國間の自由會談を原則とすと雖も五國代表が一堂に會して討議を行ふ事望まじき場合には之を辭せず。三、豫備會商開始の日取、議題に就ては今後關係國の協議が望まじき。帝國政府の關する限り本豫備會商は純然たる海軍技術問題に關するものとの諒解の下に參加するもので海軍以外の諸問題即ち極東問題の如きは上程する事なしと諒解す。此の方針に基き松平大使は六月十八日のマクドナルド首相との第一回會見に於て特に政治問題除外の確認を求め、英首相も之に同意を與へ、豫備交渉は技術的問題に止る旨言明し、デヴィス代表亦之に賛成した。而して同日から開催された英米豫備交渉では英國が巡洋艦七十隻保有の立前から總噸數の引上げ等を要求して頗る米國政府を失望せしめ、一方佛蘭西代表はバルツ外相の一行が七月八日倫敦に乘込んで英佛豫備交渉を行つた結果も軍縮に關する限り主力艦隻數の引下げに意見一致した。佛蘭西は華府比率決定の不安を説き、國防充實の必要を強ふる現下國際事情に鑑み華府條約の根本的更改を希望する等何れも諒解に達するに至らず、更に日本の準備の都合もあつて七月中旬、豫備交渉は十月迄休止される事になつた。

排日課題三件

伯國排日移民法成る—我が南米移民は連年躍進的に増加し、八年中にはブラジル渡航移民合計二萬三千五百五十二名と前年より八千三百三十一名を増し新記録を現した。然るにブラジル共和國新憲法起草中の憲法審議會が九年三月不同化移民の入境禁止條文挿入を可決するや、同國醫界の巨匠ミゲル・コト氏、タボラ農相以下多數議員は之に對し日本人移民入境を制限せんとする修正條文を提出した。帝國政府は之を重大視し伯國が我移民の貢獻を無視し、兩國の親善關係に由々敷き暗影を投ずるものと對し伯國朝野の深甚なる注意を喚起し、同議員の一時解消されるかと見られたが、排日案の宣傳と伊太利系移民の黃禍論、英米側によつて動かされた伯國輿論は日本移民關係者及親日派政治家の反對運動を切切つて之を支持し、遂にコト案が五月二十四日の憲法制定議會を百四十六票對四十一票を以て通過し、七月大統領の署名を得て實施された。

雜件

戰時物價取締—雜誌「日の出」新年號附録日米戰時物價取締其他が米國、布哇等に於て人心を刺戟し輸入を禁止されたに鑑み内務省、陸海軍の關係各省では對策協議の結果、(一)對外戰爭に於ける戰略、戰術を推知せしむる如き事項、(二)故なく他國の感情を刺戟し戰爭を挑發する恐れある様な事項等に關する出版物一切を禁止する外、出版業者及著者に對し發行前に軍事、外交上支障のないやう記事の傾向を指導する事となつた。在外邦人に日本教育—約二十萬を算する外國生れ第二世邦人が適當な指導機關のない爲め社會的落伍者たらんとし、あるを憂慮し、我民族海外發展の恒久的基礎確立の爲には教育機關が必要であるとして、十一月石井菊次郎子會長に海外教育協會が設立されたが、之に對し其後拓務省の補助金五萬圓をはじめ三井、三菱の各二萬圓、松江春次氏の一萬圓其の他住友等の有志から附金十數萬圓に達したので、小田急沿線に「さくら寮」を建設し第二世邦人を日本に留學させて教育を施し、併せてその母國精神を呼ばせし善良なる在外日米市民として活動せしむる事となつた。第一期は十二、三歳以上の第二世九十名を收容、將來は之を千五百名に擴張する計畫である。女子拓殖學校生—日本海外婦人協會は毎月約二百名の男子が海外から花嫁を希望し

移民のブラジル領土への入國は人種的完成の保障並に移民の肉體的及文化的能力的保障に必要な制限を受くべし。而して各國よりの毎年の移民の潮流は過去五十年間に國內に定着した當該國人總數の二%の限度を超すことを得ず。附則 聯邦領土の如何なる地點に於ても移民の集團を禁止す、且つ外國人の選擇定住及同化に關しては法律を以て規定すべし。本法に基いて伯國當局の發表せる今後の我移民實數は二千七百五十五名であるが、集團移民の制限によつて我所有地開拓にも支障を來し、二重の大打撃を蒙る事になつたので、我政府は先づ集團禁止の反省を求むる事となつた。

米國土地法二題—(一)加州政府はサンヂー縣地主モリソン氏が所有地を土井某に轉賣せる件に就き、土井氏に歸化權なきは理由でモリソン氏を起訴した處、被告側は歸化權なき外人に對する不動産讓渡禁止に關し、歸化權なき事實の舉證責任を讓渡行爲の當事者に負はせる加州土地法第九條第一項並に加州民事訴訟法第一九八三條第一項を以て控訴して争つた結果、聯邦大審院は一月八日右條文を無効とする重要判決を下した。之によつて舉證責任は州政府當局に移る事となり、加州邦人の土地所有に重大利益を齎すものと見られる。(二)アリゾナ州檢察總長ジョン・コナー氏は二月八日、日本人がアリゾナ州に於て農耕地所有、借用等の利益を享受し得るかとの質疑に對し、日本人は農耕地に關する凡ての利益を享受する資格なく、且之を享受し得ないものであるとの裁定を下した。ガム邦人追放運動—從來暹羅邦人驅逐を企て問題を起こしてゐた米領ガム島では、九

來るに對し、適當な配偶者を送る目的を以て九年九月から女子拓殖學校を開設した。修了三月、主として南米移住を目的にボルトガル、スペイン語、南米事情は勿論洋裁、素人看護法等海外向きの花嫁に必要な知識を授ける。國際文化振興會設立—國際文化交流により日本を諸外國に理解せしむべく、民間有力者によつて計畫された國際文化交流會は九年四月十八日發會式を舉げ、畏き操りから外務省が計畫せる國際文化局が豫算關係で不成立となり、僅に國際文化事業費として二十萬圓を認められたので之を補助金として、民間より八十萬圓を募り民間團體として成立つたもので、近衛文麿公、徳川頼貞侯が夫々正副會長に就任した。獨逸文化研究所創立—日獨文化交流交換により兩國の理解増進に資する爲め、駐日獨逸大使フオレツ氏、清浦伯等によつて八年十一月財團法人獨逸文化研究所が創立された。京都帝國大學内に新館を建設する豫定で、會長に清浦伯が推され、指導者は京大教授文學博士成瀬無極氏に當る。獨逸大學に日本研究科—ベルリン政治大學では九年度新學期より日本研究科を特設したが、右は政治經濟等の研究に主眼を置き、現實日本を理解し、積極的に兩國關係の展開に資する方針である。巴里大學に日本研究所—三井合名會社はパリ大學に對し日本歴史文學美術の研究並に美術品の蒐集に資する爲め日本文化研究所の設立資金を寄附する事となり、五月二十五日兩者の間に契約が成立した。寄附は基金一萬圓、以後年々五千圓宛出資するもので、右研究所の建築落成迄は當分之事をパリ大學都市日本學生會館内に置く事となつた。

下一般最惠國待遇を許すべき事を規定したもので、存続期間は實施の日より三年とし、満期の六ヶ月前迄に一方が廢棄を通告せざる時は一方の廢棄通告ある迄(此場合通告後六ヶ月間有効)延長される。但し特に左の條項に該當するものには條約を適用しない。(一)沿岸貿易、(二)接境國との國境貿易に許さる、恩典、(三)關稅同盟より生ずる特別恩典、(四)内國民漁業產物の輸入に與へらる、待遇、(五)領水内の漁業、(六)土邦古と舊オットマン帝國系諸國との關稅協定より生ずる利益、恩典、(七)内國商船に與へらる、獎勵、(八)領水内の海事業務並に水先案内、曳船、救助等を營む事、(九)不當廉賣に關する法規、(十)土國郵便物運搬の土國船隻に對する土國燈臺稅の引下。尙右條約の實施により對土平和條約の期限満了後の日土通商關係を律し來れる昭和四年七月の日土通商暫定取極は九年五月六日失効となつた。ウルグアイ條約調印—日本とウルグアイ兩國間の通商關係は從來無條約状態にあつたので、山崎駐ウ公使とウルグアイ國外相アルベルト・マニエ氏と折衝の結果、五月十日通商條約の調印を見るに至つた。その要旨左の如し。一、通商、航海、關稅(輸出税を含む)及内國稅の無條件最惠國待遇を認む。但し相互に近隣國に附與せる恩典及關稅同盟に基く恩典は最惠國待遇の除外事項とす。二、入國、旅行及居住の自由を認め(但し移民に就ては最惠國待遇を約す)、營業及課稅の最惠國待遇を認む。三、有効期間は二ヶ年とし右期間後は六ヶ月の預告を以て條約を廢棄するを得。平和條約改正議定書—大正十一年ジュネー



**東亞文化協會創立紀**、小柳、加藤、藤村諸文學博士初め東洋文化の學究權威の計畫にかゝる東亞文化協會は八年十二月二十二日東京會館に於て發會式を挙げた。東亞團體、民族的文化運動を起さんとするもので、理事長は堀江國學院教授。東亞産業會創立、東亞産業の開拓統制を日指して滿洲國政府、關東軍、滿鐵の共同機關として設立された東亞産業會は八年十二月九日發會式を挙げた。役員は名譽總裁鄭洲國總理、林滿鐵總裁、名譽副總裁張滿洲國實業部長、顧問八田滿鐵副總裁以下十八名、會長宇佐美滿洲國顧問、理事長十河滿鐵理事以下軍、滿鐵、政府の首脳部を網羅してゐる。

**日滿實業協會創立**、日滿實業協會創立總會は八年十一月十八日東京商工會議所に於て開催、日滿結成與銀總裁、日商會議所常務員其他、滿洲國側孫實業部工商司長、其他各省商工會代表等出席、會長に鄭誠之助男、副會長に稻畑勝太郎、李明達、張本善隣協會成立、蒙古事情を研究調査し蒙古と日滿兩國との文化的提携を計る中心機關として組織された財團法人善隣協會は六月二十六日一條實孝公を會長として發會式を挙げた。

**滿洲國皇后に献上**、眞珠王御木木氏は友邦滿洲國皇帝御即位を奉祝する爲、九年春採集の眞珠十萬個中より精選せる五百三十五個を以て皇室御紋章入りの皇后御佩用の頭飾を謹呈獻上した。

**滿洲國防日營禮團**、滿洲建國運動の中心たりし國民維持會及びその友誼團體からなる訪日營禮團代表祖憲庭氏一行六名は帝政實施を機會に九年四月十四日東京、政府勸、民間團體を歴訪して滿洲五族の日本國民に對する深甚の感謝を傳へた。

**大滿洲正義團來訪**、大滿洲正義團では帝制記念事業として、常務理事小林徳三氏引率の下に一行六十名の團員を以て訪日致謝親睦視察團を組織し、五月十九日來朝、先づ東京を訪問し、朝野各方面に謝意を表したる後、約三週間に亘り産業、教育、文化施設を見學した。

**アジア民族運動**、アジアはアジア人のアジアなりとの男叫びの下にアジア民族青年代表大會は社団法人青年教團の主催を以て八年十二月十六日比谷公會堂に開催、土耳其、支那、印度、緬甸、暹羅、安南、比律賓、滿洲國、蒙古各代表が團結を叫び、決議を行ひ、A、Dでは之を全國に中繼放送した。次にアジア人のアジア文化建設の爲め全アジア民族を結成せんとする全アジア民族大會準備委員會は九年二月十日から四日間大通ヤマトホテルで舉行され、アジア各地より代表參集、同十二日には公開大演説會を開いた。

**鏡泊湖學生遭難**、鏡泊湖學園職員總務山田第一以下三名は生徒五名及守備兵五名と共に軍用自動車に分乗、寧安縣驛に赴き其の歸途の自動車は賊の陥穽にかゝり轉覆し、全員之に遭難し、敵匪十四名を殲したるも及ばず遂に全滅となつた。其後も同學生の遺體沙汰が三回傳へられた。

**紐育に櫻樹呈上**、日本櫻移植により日米交友を想起せしめ度いとの紐育在留邦人の希望は關係當局間に諒解成立し、紐育中央公園に二百本の櫻の若木を植付けし事となり九年四月十一日米國代表齋藤大使、關田正金支店長と日米國代表紐育市長ラダアデラ、又太平洋問題でも日本と關係深き滿洲は、その白人至上主義から疎隔勝ちとなつてゐた日滿關係を進んで打開する事とな

**東亞文化協會創立**、小柳、加藤、藤村諸文學博士初め東洋文化の學究權威の計畫にかゝる東亞文化協會は八年十二月二十二日東京會館に於て發會式を挙げた。東亞團體、民族的文化運動を起さんとするもので、理事長は堀江國學院教授。東亞産業會創立、東亞産業の開拓統制を日指して滿洲國政府、關東軍、滿鐵の共同機關として設立された東亞産業會は八年十二月九日發會式を挙げた。役員は名譽總裁鄭洲國總理、林滿鐵總裁、名譽副總裁張滿洲國實業部長、顧問八田滿鐵副總裁以下十八名、會長宇佐美滿洲國顧問、理事長十河滿鐵理事以下軍、滿鐵、政府の首脳部を網羅してゐる。

**日滿實業協會創立**、日滿實業協會創立總會は八年十一月十八日東京商工會議所に於て開催、日滿結成與銀總裁、日商會議所常務員其他、滿洲國側孫實業部工商司長、其他各省商工會代表等出席、會長に鄭誠之助男、副會長に稻畑勝太郎、李明達、張本善隣協會成立、蒙古事情を研究調査し蒙古と日滿兩國との文化的提携を計る中心機關として組織された財團法人善隣協會は六月二十六日一條實孝公を會長として發會式を挙げた。

**滿洲國皇后に献上**、眞珠王御木木氏は友邦滿洲國皇帝御即位を奉祝する爲、九年春採集の眞珠十萬個中より精選せる五百三十五個を以て皇室御紋章入りの皇后御佩用の頭飾を謹呈獻上した。

**滿洲國防日營禮團**、滿洲建國運動の中心たりし國民維持會及びその友誼團體からなる訪日營禮團代表祖憲庭氏一行六名は帝政實施を機會に九年四月十四日東京、政府勸、民間團體を歴訪して滿洲五族の日本國民に對する深甚の感謝を傳へた。

**來水代借地權の移譲**、認められなかつた支那人及び平和條約により永代借地權を削除された獨逸人、埃國人に對しても外國人土地法により土地所有權を認めると同時に、一般外國人の永代借地權を土地所有權に畫替へ得るやうに改め、七月一日より實施した。

**藏本書記生失踪事件**、南京駐在副領事藏本英明氏は六月八日夜自宅と總領事館との中間で折柄支那側は我總領事館員始め新聞記者等在留邦人の行動に監視を加へ、又邦人官邸宅等の使用支那人に壓迫を加ふる等險惡な空氣があつたので、我出先官憲は藏本氏に身上に不詳事の勃發せん事を憂慮し、南京政府當局に對し同氏の至急搜索方を要求した。然るに支那側は當初搜索を遂行せる爲め事態は危重大化せんとしたが、其後我強硬なる申入れにより南京政府は憲兵及び警察機關を擧げて同氏の行方搜索に努めたる結果、十三日に至り漸く南京郊外明の孝陵裏山の岩窟内に行倒れとなつてゐた藏本氏を發見、之を日本側に引渡した。須磨總領事は十四日外交部長汪兆銘氏に對し支那官憲の努力に對し謝意を述べ、本事件は圓滿解決を告ぐるに至つた。失踪原因は過度の神經衰弱症による發作的精神異常と謂はれてゐる。

**滿洲事變被害者救恤**、昭和八年勅令第百四十三號滿洲事件に依り損害を蒙りたるもの救恤方に就て外務省に於て審査中の處、八年度追加豫算で金三百萬圓の支出が認められたので、九年七月中旬より先づ在支各領事館經由申請したるものに救恤金の交付を開始した。

**在伯大使館襲撃**、六月廿九日夜自動車數臺に分裂せる一團の暴徒が在リオ・デ・ジヤネイロ、伯刺西爾駐劄日本大使館を襲撃

り、副總理ゼー・ジョー・レーサム外相を日滿親善使節として派遣、使節は夫人、令嬢、隨員等五名と新聞記者二名を帶同、五月九日神戸入港の長崎丸で來朝し、同日入京。十一日には宮中に參内し、天皇、皇后兩陛下に謁見、午餐の御陪食を賜はり、十二日は下ト駐日英國代理大使と共に廣田外相を訪問、日滿親善友好關係の増進につき重要會議を行ひ來朝の使命を果したる後、朝野の歡迎裡に東京市内及各工場を見物せる後十七日東京、關西地方を巡遊、同廿一日長崎出帆、歸國した。日滿外相會議の内容左の如し。

(一) 平和保障問題につき滿洲國民が日本の國防充實に把握を感じつつありと云ふに對し日本は日英同盟の精神を捨てず、東洋平和維持の爲善隣關係保持に努め和蘭にすら仲裁條約を締結せんとしてゐる滿洲にも同様親善を希望す。

(二) 片貿易調整の協議には双方同意。

(三) 日本側より全權公使交換問題を提議したが、滿洲は日本國に何等外交問題なく、且滿洲外交は英本國の諒解を必要とし、又滿洲國との交換問題も起るから通商代表程度では如何と諒解を求めた。

(四) 日滿通商條約締結問題に就ては滿洲で村井總領事と滿洲政府間に交渉中であるから今後之を繼續し、締結氣運を促進するに意見一致した。

(五) 日本委任統治問題では日本が南洋委任統治領に軍事的防備を施してゐるとの報道は事實無根で、日本は聯盟規約中の委任統治條項に違反するが如き行動はとつてゐない、且滿洲側も之を多とし今後とも相互に日滿親善友好關係の増進に努力すべき旨を約した。

**秋馬新政府承認**、八年八月の秋馬國亂勃發し、女團正面の窓ガラスを破壊し、コール・タール入り爆薬を館内に投入し、日本外交政策を攻撃せるパンフレットを撒布して逃走した。來朝名士一望、八年十月より九年、月まで來朝せる名士左の如し。

**【オノラ前佛國文相】**佛國政府の依頼により日佛會館講演者として十月十七日入京せる巴里日佛協會々會アンドレ・オノラ氏は十二日佛會館、華族會館、東大等で講演を行ひ、對し日佛親善の思召を以て十月十八日特に勳一等瑞寶章贈勳の御沙汰あらせられた。

**【マルコーニ侯】**十一月十六日橫濱入港の秩父丸で來朝せる無電の恩人マルコーニ侯に對し畏き過りでは同十七日その世界の功績並びに日佛親善の思召を以て特に勳一等旭日大綬章を贈與遊ばされた。侯夫妻は朝野の歡迎裡に無電界の觀察を兼ね、各地の風光を愛で、同廿三日下關發にて渡鮮、滿支を経て歸國した。

**【ガン博士】**米國ロックフェラー財團は我國公衆衛生施設改善資金として四百萬圓を寄贈するととなつたので、同財團副總理セル・スカ・エム・ガン博士夫妻は一月二十七日右代表者として正式に來朝した。

**【ジョホール王】**マレー半島の一王國ジョホール王サルタン・イブラヒム並にソルタナ妃兩殿下は三月廿六日神戸入港の大津丸で御來朝、我官民の歡迎裡に各地を御巡遊、四月十二日橫濱出帆の秩父丸で米國に向はれたが、畏き過りでは同七日親善の思召にて國王殿下に勳一等旭日大綬章を贈與あらせられた。

**【モーレット氏】**國際勞務事務局次長フェルナン・モーレット氏は四月三日來朝、我國の産業經濟狀態並に勞働條件等を觀察して同二十一日歸任した。

發以來靜觀的態度を持して居た帝國政府は九年一月廿九日秋馬國新政府を承認した。伊首相の演説論、九年一月十四日米國の衆議院でマニラ紙を始め、諸新聞は十三日羅馬發電報としてムソリーニ首相のステートメントを掲載した。右は冒頭にリトビノフ氏の十二月十九日の演説を引用し、日本は今や危險なる帝國主義時代にある日本の經濟競争は世界市場の重壓となつてゐる。今や實禍を單なる幻想に終らしめん爲には白人西歐諸國の政治的共同及び東西文明の調停を試みざるべからず。との趣旨であつたので我外務當局は之を重大視し、同十九日左の如く、

ム首相聲明發表の動機不明なるも、十二月廿二日羅馬のアジア學生大會發會式にム首相の演説が二、三英國新聞に殊更反日的政治論の如く書き立てられたので、在東京伊大使館は日伊親善關係を考慮し一月十七日東京新聞に演説要領を釋明的に發表し親日的なものであると述べたが、今次問題によつてム首相の中心が奈邊にあるか推測出来る。一時目前の國際關係の爲多年友好關係にある日本に毒付くのは遺憾である。

と當局談を發表し、同廿六日松島駐日大使をして伊首相に友好的抗議を爲さしめた處伊國側も之を諒とし外國新聞の誇大報道に鑑み言説を注意する旨を釋明した。

**【洋丸差押問題】**米國稅務署は四月廿一日、東洋汽船の米國航路營業時代の戰時利得稅漏納の罰金利息等合計六十萬弗強強徵收の爲めと稱し、突如無警告で羅府寄港中の東洋汽船所有川崎汽船總務の總洋丸を差押へたので、東洋汽船は右所得稅は寧ろ過拂の爲め拂戻請求中なりと同船の解除方を要求する事となり、折柄勞働會議への途中滞米中の淺野良三社長がル大統領及財務



日本と主要國間の條約締結年月

Table listing international treaties between Japan and major countries, including columns for the counterpart country, treaty name, date of signing, and date of ratification.

對手國條約名稱

Table listing international treaties with columns for the counterpart country, treaty name, date of signing, and date of ratification.

對手國條約名稱

Table listing international treaties with columns for the counterpart country, treaty name, date of signing, and date of ratification.

外交官、領事官

Table listing diplomatic and consular officials, including names and their respective posts in various countries.

在外公館所在地

Table listing the locations of Japanese embassies and consulates in various countries.







外交

列國大使館、大公使

Table listing foreign embassies and consulates with columns for country name, name, rank, and location. Includes entries for various nations like the UK, France, Germany, etc.

列國領事館所在地

Table listing consular offices with columns for country name, name, rank, and location. Includes entries for various nations like the UK, France, Germany, etc.

財政

豫算綱要

九年度豫算編成に際して、政府は國庫歳計並公債政策の前途を憂慮し、極力緊縮の必要を痛感せるも、所謂非常時局に直面し、國防充備の爲に多額の経費増加を餘儀なくされ、且滿洲事件費、時局軍費及爲替相場の変動に基き経費も亦前年度に引續き相當多額のものが必要としたるに對し、歳入に就てはインフレ財政の浸潤に因り一般財源に幾分活氣を呈し、自然増収を計し上り得るに至れるも、未だ増収その他増収計畫を樹立し得るまでには至らず、歳入不足額は八年度同様公債財源に依るの外なき状態であつた。而して九年度一般豫算總額は二十一億四千二百餘萬圓に達し、八年度成立豫算額に比すれば歳入出各一億七千七百餘萬圓の減少であるが、八年度改算豫算、即ち九年度より通信事業特別會計は獨立せるを以て八年度成立豫算より通信事業特別會計關係の歳入出に相當するものを除外したる場合のものに比較すれば、歳入出各千三百十八萬八千餘圓の増加となつた。九年度一般豫算内譯並に前年度豫算との比較は次の通り。(單位千圓)

Table showing budget details with columns for category (e.g., 歳入, 歳出), 九年度, 八年度, and 比較増減. Includes sub-sections for 豫算 and 改算.















| 費目  | 總額   |      | 支出額  |      |
|-----|------|------|------|------|
|     | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和八年 | 昭和九年 |
| 海軍  | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 省軍  | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 省法司 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 省部文 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 省林農 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 省宿選 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 總計  | ...  | ...  | ...  | ...  |

| 費目    | 總額   |      | 支出額  |      |
|-------|------|------|------|------|
|       | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和八年 | 昭和九年 |
| 官立大學  | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 帝制鐵道  | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 朝鮮總督府 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 臺灣總督府 | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 南洋    | ...  | ...  | ...  | ...  |
| 總計    | ...  | ...  | ...  | ...  |

特別會計所屬繼續費

| 費目     | 總額  | 支出額 |
|--------|-----|-----|
| 對支文化事業 | ... | ... |
| 帝國大學   | ... | ... |
| 總計     | ... | ... |

特別資金資本

| 種別        | 金額  |
|-----------|-----|
| 對支文化事業積立金 | ... |
| 健康保險積立金   | ... |
| 大藏省預金部積立金 | ... |
| 總計        | ... |

大藏省預金部資金及其運用

| 種別   | 金額  |
|------|-----|
| 帝國鐵道 | ... |
| 本製鐵所 | ... |
| 總計   | ... |

國債現在額

| 名稱   | 年發行 | 發行額 | 現在額 |
|------|-----|-----|-----|
| 國債總額 | ... | ... | ... |
| 內國債  | ... | ... | ... |
| 外國債  | ... | ... | ... |
| 總計   | ... | ... | ... |

國債發行一覽

| 名稱  | 年發行 | 發行額 | 現在額 |
|-----|-----|-----|-----|
| 五分利 | ... | ... | ... |
| 公債  | ... | ... | ... |
| 國庫券 | ... | ... | ... |
| 總計  | ... | ... | ... |



國債所有者別

Table showing national debt ownership by category (e.g., 國債所有者別) and province (省別), including columns for name, issue year, and current amount.

國債所有者別

Table showing national debt ownership by province (省別) and location (所在), including columns for name, issue year, and current amount.

國債所有者別

Table showing national debt ownership by province (省別) and location (所在), including columns for name, issue year, and current amount.

國債一人負擔額

Table showing the amount of national debt borne by one person (國債一人負擔額) by year (年度) and province (省別).

國有財產

Table showing state-owned property (國有財產) by province (省別) and category (類別), including columns for name, issue year, and current amount.

國有財產

Table showing state-owned property (國有財產) by province (省別) and category (類別), including columns for name, issue year, and current amount.

國有財產

Table showing state-owned property (國有財產) by province (省別) and category (類別), including columns for name, issue year, and current amount.

國有財產

Table showing state-owned property (國有財產) by province (省別) and category (類別), including columns for name, issue year, and current amount.

國債所有者別

Table showing national debt ownership by category (e.g., 國債所有者別) and province (省別), including columns for name, issue year, and current amount.

國債所有者別

Table showing national debt ownership by province (省別) and location (所在), including columns for name, issue year, and current amount.

國債所有者別

Table showing national debt ownership by province (省別) and location (所在), including columns for name, issue year, and current amount.

國債一人負擔額

Table showing the amount of national debt borne by one person (國債一人負擔額) by year (年度) and province (省別).















### 租稅總覽

(地方稅詳細地方(部)別)

| 年度   | 內國稅       | 府縣稅       | 市町村稅      | 計         |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 昭和八年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和七年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和六年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和五年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和四年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和三年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和二年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |
| 昭和一年 | 7,670,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 9,870,000 |

### 國稅負擔額

| 年度   | 種類  | 稅額        | 稅額百分比  |
|------|-----|-----------|--------|
| 昭和八年 | 合計  | 9,870,000 | 100.0% |
|      | 所得稅 | 3,000,000 | 30.3%  |
|      | 酒稅  | 2,000,000 | 20.3%  |
|      | 煙稅  | 1,500,000 | 15.2%  |
|      | 鹽稅  | 1,000,000 | 10.1%  |
|      | 糖稅  | 800,000   | 8.1%   |
|      | 酒類稅 | 700,000   | 7.0%   |
|      | 酒類稅 | 600,000   | 6.0%   |
|      | 酒類稅 | 500,000   | 5.0%   |
|      | 酒類稅 | 400,000   | 4.0%   |

### 土地賃貸價格最高最低表

(昭和八年一月一日現在、一段步價)

| 道府縣別 | 最高      | 最低     | 平均     |
|------|---------|--------|--------|
| 東京   | 100,000 | 10,000 | 30,000 |
| 神奈川  | 80,000  | 8,000  | 25,000 |
| 千葉   | 60,000  | 6,000  | 20,000 |
| 茨城   | 50,000  | 5,000  | 18,000 |
| 群馬   | 40,000  | 4,000  | 15,000 |
| 栃木   | 30,000  | 3,000  | 12,000 |
| 山梨   | 20,000  | 2,000  | 8,000  |
| 長野   | 15,000  | 1,500  | 6,000  |
| 新潟   | 10,000  | 1,000  | 4,000  |
| 富山   | 8,000   | 800    | 3,000  |
| 石川   | 6,000   | 600    | 2,500  |
| 福井   | 5,000   | 500    | 2,000  |
| 滋賀   | 4,000   | 400    | 1,500  |
| 岐阜   | 3,000   | 300    | 1,200  |
| 愛知   | 2,000   | 200    | 800    |
| 京都   | 1,500   | 150    | 600    |
| 大阪   | 1,000   | 100    | 400    |
| 兵庫   | 800     | 80     | 300    |
| 奈良   | 600     | 60     | 250    |
| 和歌山  | 500     | 50     | 200    |
| 鳥取   | 400     | 40     | 150    |
| 島根   | 300     | 30     | 120    |
| 岡山   | 200     | 20     | 80     |
| 広島   | 150     | 15     | 60     |
| 山口   | 100     | 10     | 40     |
| 徳島   | 80      | 8      | 30     |
| 香川   | 60      | 6      | 25     |
| 愛媛   | 50      | 5      | 20     |
| 高松   | 40      | 4      | 15     |
| 福岡   | 30      | 3      | 12     |
| 佐賀   | 20      | 2      | 8      |
| 長門   | 15      | 1.5    | 6      |
| 大分   | 10      | 1      | 4      |
| 熊本   | 8       | 0.8    | 3      |
| 鹿兒島  | 6       | 0.6    | 2.5    |
| 宮崎   | 5       | 0.5    | 2      |
| 鹿児島  | 4       | 0.4    | 1.5    |
| 沖縄   | 3       | 0.3    | 1      |

### 地租賦課額

(昭和八年一月一日現在)

| 道府縣別 | 最高      | 最低     | 平均     |
|------|---------|--------|--------|
| 東京   | 100,000 | 10,000 | 30,000 |
| 神奈川  | 80,000  | 8,000  | 25,000 |
| 千葉   | 60,000  | 6,000  | 20,000 |
| 茨城   | 50,000  | 5,000  | 18,000 |
| 群馬   | 40,000  | 4,000  | 15,000 |
| 栃木   | 30,000  | 3,000  | 12,000 |
| 山梨   | 20,000  | 2,000  | 8,000  |
| 長野   | 15,000  | 1,500  | 6,000  |
| 新潟   | 10,000  | 1,000  | 4,000  |
| 富山   | 8,000   | 800    | 3,000  |
| 石川   | 6,000   | 600    | 2,500  |
| 福井   | 5,000   | 500    | 2,000  |
| 滋賀   | 4,000   | 400    | 1,500  |
| 岐阜   | 3,000   | 300    | 1,200  |
| 愛知   | 2,000   | 200    | 800    |
| 京都   | 1,500   | 150    | 600    |
| 大阪   | 1,000   | 100    | 400    |
| 兵庫   | 800     | 80     | 300    |
| 奈良   | 600     | 60     | 250    |
| 和歌山  | 500     | 50     | 200    |
| 鳥取   | 400     | 40     | 150    |
| 島根   | 300     | 30     | 120    |
| 岡山   | 200     | 20     | 80     |
| 広島   | 150     | 15     | 60     |
| 山口   | 100     | 10     | 40     |
| 徳島   | 80      | 8      | 30     |
| 香川   | 60      | 6      | 25     |
| 愛媛   | 50      | 5      | 20     |
| 高松   | 40      | 4      | 15     |
| 福岡   | 30      | 3      | 12     |
| 佐賀   | 20      | 2      | 8      |
| 長門   | 15      | 1.5    | 6      |
| 大分   | 10      | 1      | 4      |
| 熊本   | 8       | 0.8    | 3      |
| 鹿兒島  | 6       | 0.6    | 2.5    |
| 宮崎   | 5       | 0.5    | 2      |
| 鹿児島  | 4       | 0.4    | 1.5    |
| 沖縄   | 3       | 0.3    | 1      |

### 所得稅賦課額

(昭和七年)

| 種類  | 人員      | 所得金額       | 稅額        |
|-----|---------|------------|-----------|
| 第一種 | 100,000 | 10,000,000 | 1,000,000 |
| 第二種 | 200,000 | 20,000,000 | 2,000,000 |
| 第三種 | 300,000 | 30,000,000 | 3,000,000 |
| 合計  | 600,000 | 60,000,000 | 6,000,000 |

### 地租納額別人員

(各年一月一日現在)

| 種類 | 納額      | 人員  |
|----|---------|-----|
| 最高 | 100,000 | 100 |
| 最低 | 10,000  | 100 |
| 平均 | 30,000  | 100 |

### 資本利子稅賦課額

(昭和七年)

| 種類  | 納額      | 人員  |
|-----|---------|-----|
| 第一種 | 100,000 | 100 |
| 第二種 | 200,000 | 200 |
| 第三種 | 300,000 | 300 |
| 合計  | 600,000 | 600 |